

平成25年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 5 年 1 2 月 2 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 7 号
案～審議

提

第 7 議案第 4 号
論～採決

討

出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	産業課長	唐澤孝男
副村長	原茂樹	建設水道課長	出羽澤平治
教育長	征矢鑑	教育次長	田中聡
総務課長	松澤伸夫	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻男		
子育て支援課長	有賀由起子		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成25年12月 2日

午前9時00分 開会

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

このところ、本格的な寒さとなり、周囲の山々はすっかり雪景色となりました。

早いもので、ことしもあと1カ月余りとなりました。ことしは、春先から異常気象が続き、秋には台風18号により、果樹等に被害がありました。米など農作物は平年並みとなりました。また、商工業においては、相変わらず厳しい状況が続いているということでございます。

これから、何かと慌ただしいことと思いますが、ただいまから、平成25年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、中尾会計管理者から、都合により欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、5番、加藤泰久議員、6番、丸山豊議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成25年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等につきまして、過日、議会運営委員会を開催し、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議された事件は、議案7件であります。請願・陳情は、陳情2件が提出されております。

会期は、本日12月2日から12月13日までの12日間とし、この間で3日から10日までを休会といたします。

なお、議案審議の関係で、議案第4号を即決といたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成25年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことにお礼を申し上げます。

経ヶ岳もすっかり冬支度を整え、寒さも日々増してきております。

4月に再選され、3期目の村政をスタートさせたところでありますが、選挙期間中、村民の皆様方から付託されました公約を推進しているところであります。

ことしも残すところ20日余りとなり、時の過ぎる速さを実感しているところであります。

先ほど議長の話にもありましたが、ことしは春先の凍霜害、また秋の台風18号の影響もございましたが、被害も最小限にとどまり、安堵したところであります。今では、国内外で発生する異常気象が日常化され、昨年では起き得なかったことが発生しており、被害も年々拡大しております。今後も大変危惧しているところでありますが、常に危機管理意識を忘れずに対処してまいりたいと考えております。

はじめに、経済状況であります。

内閣府の最新の月例経済報告では、景気は緩やかに回復しつつあると発表されております。先行きにつきましても、輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が発現する中で、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されるとされております。また、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要も見込まれる中で、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっているとされております。

また、地元金融機関の伊那谷経済動向でも、上伊那地区内の状況を総合的に判断し、好転企業から悪化した企業の割合を差し引いた数値では、悪化している企業もある中で、前期より13.2ポイント改善しております。

一方では、首都圏を中心とした大手企業の業績が改善されるという報道もありますが、地方では、円安や燃料費の高騰などにより、中小企業では仕入れコストの上昇が収益を圧迫し、また個人消費も低迷している状況があります。このため、景気の回復は、実感としてこの地域には伝わってきていないのが現状であります。

また、伊那公共職業安定所で公表しております、9月の月間有効求人倍率は0.86倍で、前月から0.07ポイント上昇しておりますが、全国平均では0.95倍、長野県平均でも0.89倍と、伊那を大きく上回っておりますので、上伊那管内では、依然厳しい状況が続いているものと判断をしております。逆に、今後の消費税率の上昇によ

り、景気が後退することを危惧しているところでもあります。

国の動向であります。

本国会では、秘密保護法案が争点となっており、衆議院を通過し、今、参議院で審議がなされております。もちろん、外交や防衛では必要な面もありますが、何が秘密なのか不明確であります。国民の知る権利、行政情報を束縛してしまう可能性も秘めておるところでございます。多くの国民も慎重な審議を望んでいます。もう少し内容を明確にする必要があると私自身は思っておるところであります。そんな意味で、先般、信濃毎日新聞社のアンケート調査では反対とさせていただきました。

また、今、農業制度も大きく見直しが見られようとしております。減反制度の廃止、経営所得安定の額の減額等々が検討され、決まりつつあります。米の自由競争、生産性・効率性を求め、大規模農家へ集約する施策となつてまいります。現状でも、農業は高齢化に伴う担い手不足等々、大変厳しい状況が続いており、中山間地を抱える小規模農家にも光が当たるような施策を望んでおるところであります。農業問題はTPPの動向を含めて注視をしていく必要があると思っております。

県政の問題として、県工科短期大学の南信地域への設置は、長野県南信工科短期大学校として、伊那技術専門校を活用し、平成28年4月開校されることとなり、先般、県商工部より説明を受けたところでもあります。2学科40人定員としてスタートすることになりました。技術者の人材育成、地域企業との連携等々、南信地域の産業振興にもつながるものと期待しておるところでございます。所在地として、可能な限り協力をしていかなければならないと考えておりますので、そんな点はぜひ御理解をお願いいたします。

さて、9月定例議会以降、さまざまな行事が行われ、各地区では区民祭、文化祭が行われました。私もお招きをいただきましたが、地域の活力を実感する時期でもありました。この元気と活力が人口増加にも反映してまいります。

さきの9月30日には、村の人口が1万5,000人に到達しました。広報等でも御紹介しておりますが、1万5,000人目は親子で転入された3歳の男の子でございます。若い村を象徴するような転入者となったところでもあります。なお、1万人目の達成日が昭和60年12月23日でございますので、およそ27年9カ月で5,000人が増加したことになります。単純に計算しますと、1年で180人増加したことになります。今後も増加することが予想され、人口が減少する時代の中で、大変ありがたいことでもあります。

最近では、人口増加対策につきまして、幾つかの市町村から視察もいただいておりますが、基本的には私は働く女性、母親が、安心して子供たちを預けることのできる環境づくりが重要だと思っております。このことが徐々に認められてきたのかなという思いでもあります。

また、11月2日から3日にかけて、村民センターで村民文化祭を開催されましたが、村民の皆様方から、陶芸、書、絵画など1,064点の出展があり、また村民

センターホールでは、42団体、延べ576人の方が参加していただき、43の演目を発表しております。来場者も前年度よりも68人増の1,524人の方が訪れ、文化の秋にふさわしい文化祭となったところであります。御協力をいただきました皆様方にお礼を申し上げます。

同じ日に、永年、村行政の振興等に御尽力をいただきました15名の皆様方に、感謝状の交付をさせていただきました。改めまして感謝を申し上げる次第であります。今後も引き続き、活力のある村づくりのために御指導をお願いするものであります。

また、11月8日には、村と信州大学農学部が、連携・協力に関しまして再締結し、2期目の協定がスタートしております。日本経済新聞社では、全国737校の4年生大学を対象に、人材や研究成果をどれだけ地域振興に貢献しているのかについて調査を実施しておりますが、信州大学では昨年に引き続き、全国で1位となったところであります。このように、村と大学が連携することにより、村が進めております重点課題、環境、景観、活力のある協働の村づくりなどの推進に期待をしております。

また、本村と連携協定をしております松本大学も、全国で9位と健闘しており、大変ありがたいことであると思っております。

平成25年度も4カ月を切りました。本年度の重点事業の概要につきまして少し申し上げます。

はじめに、第5次総合計画の策定でございます。

9月30日に、第3期むらづくり委員会を開催し、23名の皆様方に委員として任命させていただいたところであります。第1回の委員会では、計画の策定方法、またスケジュールなどを決定していただきました。11月29日には、総合計画を作成するに当たり、サポートしていただく業者を選定するためのプロポーザルを開催したところであります。むらづくり委員会には、人口1万5,000人に対応できる村づくり、少子高齢化に対応できる村づくりなどの素案を期待しております。

また、役場庁舎は、昭和56年8月に竣工し、現在に至っております。この間、軽微の修繕につきましては実施してまいりましたが、増改築等につきましては一度も実施しておりません。建設当時の昭和56年10月の人口が9,040人でありました。現在の人口と比較しますと、約6,000人増加したことになります。当然、建設当時は、人口が1万5,000人を超えることは想像できず、また年々、住民ニーズも多様化され、事務量も増加しており、庁内のスペースも手狭となってきておりました。このため、住民福祉課の一部と住民相談室の増改築に着手するところであります。契約は終わっております。特に、住民相談室は、現在の第一会議室よりも若干広くした多目的スペースとなり、議員からの御指摘がございました選挙時の期日前投票ができることとなります。年度内完成に向け、努力をしております。この間、村民の皆様には、御不便、御迷惑をおかけすることとなりますが、御理解と御協力をお願い

いするものであります。

保育園の状況であります。

南原保育園であります。5月から増改築工事に着手してまいりましたが、11月末に完成いたしました。保育室3室と遊戯室は、以前の部屋より明るく広い部屋となっております。木の香る明るい園舎で、園児たちには伸び伸びと健やかに成長してほしいと願っているところであります。

なお、保育園の入園予定者の状況でございます。先月の21日に、平成26年度の保育園入園申し込み受け付けを開催いたしました。その時の入園希望調査のまとめでは、平成26年度の当初では636名となりました。平成25年度の当初と比べ、20名ほど増加しております。中でも、3歳未満児の増加が際立っており、また例年、年度途中の入園も非常に多くなっておりますので、最終的には約700名を見込んでいるところであります。今後も園児数の状況を見ながら、保育園の定員改正や増改築等も検討していかなければならないと考えております。子供がふえることは村の元気につながり、大変ありがたいことであると思っております。

本年度から、子育て教育相談室の相談員を1名増員し、3名に、また南箕輪小学校では、特別支援学級介助員も1名増員し、3名に、中学校では、さまざまな問題を抱える生徒への個別支援といたしまして、新たに不適應生徒教育支援員を配置しております。多様化する教育に対応しておるところであります。こういった事業につきましても、年々ふえていくものと考えております。その都度、対応をしていかなければならないと考えておるところであります。

太陽光発電の状況を申し上げます。

今年度の申請状況であります。10月末現在では、太陽光発電が62件、太陽熱利用が2件、まきストーブが8件、合計で866万8,000円となっております。なお、新エネルギーの補助につきましては、再生エネルギー買い取り制度の影響を見込む中で、今議会に200万円の追加補正をお願いしたところであります。今、原子力発電の再稼働に対し、さまざまな御意見もございしますが、少しでも、またできるところから新エネルギーに変更していくことが重要だと考えておりますので、今後もさらに推進をしてまいります。

健康福祉に関する主な状況につきまして報告させていただきます。

今年度から新たに実施しております事業として、村単独事業の福祉医療給付金の中で、児童事業に対しまして、対象者を高校3年生まで拡大をさせていただきました。その高校生分の医療費助成であります。3,530件の162万9,000円となっております。また、同時に精神保健福祉手帳1、2級所持者の入院費の補助費を拡大しております。入院が14件、通院が446件、166万円。また歯科集団検診に伴う事業であります。112名の方に受診をしていただき、47万4,000円となっております。現状の額であります。3月までには、さらに多くの利用があるのではないかと考えておるところであります。

続きまして、福祉輸送サービス事業について申し上げます。村では、高齢者、障害者等の交通弱者と言われる方々に輸送手段として、巡回バス、並びに福祉輸送サービス事業を実施しております。さらに利便性を高めるために、10月1日から福祉輸送サービスの充実を図ったところであります。その改正ないようでございますが、対象者の範囲を拡大するため、75歳以上だけの世帯のものを70歳に引き下げ、また輸送車両も1台追加しまして、2台体制としたところであります。10月1日からでございます。この改正により、利用者も2割から3割程度ふえるのではないかと見込んでおるところでございます。10月からでありますので、その後の状況につきましてはまだ後日、御報告をさせていただきます。

広域的な事業といたしまして、伊那中央病院でございます。伊那中央病院は、平成15年4月に開院し、ことしで10年を経過いたしました。開院してから今日まで、病院機能評価、地域周産期母子医療センター及び地域がん診療拠点病院の各種認定を受け、21年3月から電子カルテの導入、また24年4月からは救急救命センターの指定を受けております。さきの11月4日には、10周年記念式典が行われ、上伊那地域の基幹病院として、今後もその責任を果たさなければならないことを誓ったところであります。

続きまして、新たな取り組みとしてのボランティアによる除雪でございます。除雪の範囲を拡大するため、村が実施しております主要幹線の除雪に加え、今年度からボランティアによる除雪を村が支援してまいります。ボランティアの登録は区にお願いし、区長の依頼でボランティアが除雪を開始する仕組みとしてまいります。対象となる除雪路線につきましては、通学路、歩道を主とする生活道路となりますが、区が村と協議をしまして、区で編成することとなります。先月開催しました区長会におきまして、説明し、了承いただいたところであります。1人でも多くの方の御参加をお願いするところであります。

続きまして、生活環境に関する事業であります。10月末現在の主な整備状況につきまして申し上げます。

はじめに、地区計画事業であります。現在の進捗率は63.2%と、計画的に実施しております。

また、村計画につきましては、測量を実施しておりましたので、進捗率につきましては25.9%と低い状況であります。今後、用地取得、工事等を早急に実施してまいります。

なお、通学道路交通安全対策工事といたしまして、グリーンベルトの舗装を計画的に実施しておりますが、今年度の進捗状況につきましては80%となっております。

また、橋梁の長寿命化計画の一つとしまして、南原区の村道8号線と中央自動車道と交差する中野原橋の修繕工事を施工しております。本村では施工ができませんので、NEXCO中日本に事業委託をしております。

そのほかでは、導水路の補修は71%の進捗となっております。

県道吹上北殿線道路改良工事であります。国道153号交差点から北殿公民館東までの工事となりますが、県で予算の見通しがつきましたので、今年度で終了する見込みとなりました。長年の懸案事項でありましたので安堵しているところではありますが、もうしばらく御協力をお願いするものであります。

田畑公民館につきましては、年度内の完成に向け、工事が進んでおります。工事も予定どおり進捗しており、現在では基礎工事部分のコンクリートの打設を実施しており、今後は講堂及び消火栓、防火水槽を解体し、その後、建物の建築に移ってまいります。田畑区の皆様方には御不便をおかけしておりますが、年度内の完成に向け進めておりますので、この事業につきましても、もうしばらく御協力をお願いするものであります。

さて、来年度の予算編成作業が始まっております。来年度は消費税の取り扱いについて、いまだに不鮮明な面が多く、頭を悩ませているところではありますが、村3カ年の実施計画もまとまりましたので、その点を踏まえまして予算編成を行っていきたくと考えております。基本的には、第4次総合計画後期基本計画に基づき、村3カ年実施計画に沿って組み立ててまいります。また、人口増加に伴う施設整備に重点を置いていかなければならないと思っております。さらには、生活関連道路の整備にも重点を置いていければと考えておるところであります。

事業の詳細につきましては、来年3月の第1回定例会に折に説明をさせていただきますが、歳出面では地区計画の増額や交差点の改良工事、南原の雨水排水事業や橋梁の長寿命化工事、また南部小学校の増築、中部保育園、西部保育園の給食室や園児室の増築等も必要となってまいります。また、大芝村有林の間伐、植栽など、ハード面にも力を入れてまいりたいと考えております。

歳入面につきましては、景気の回復は厳しいものと判断しておりますので、地方税の大幅な増収は見込めず、また消費税だけでなく、地方交付税等につきましても不透明であり、国の情報を注視しながら、予算編成に臨んでまいります。したがって、現段階では、歳入の増額は厳しいものと考えており、歳入に見合った予算編成を心がけていく、このことに努めていかなければならないと考えておるところであります。

地方税の本年度分につきましては、法人村民税におきましては前年度を下回っております。景気回復が言われておりますが、先ほども申し上げましたとおり、この地域ではまだまだ厳しい状況が続いておるといのが現実であります。

厚生労働省の社会保障人口問題研究所が公表しております2040年の本村の人口推計は増加となっております。そのもとを村が活力あるときに築いていかなければならないと考えております。同時に、現在、村政を預かるものの責務だと考えております。

行政効率を高めていくことも重要であります。一方では福祉、教育、医療等々は効率化だけで判断できない事業も数多くあります。多くの村民の皆様が安心して、

安全に暮らせることを念頭に置き、バランスのよい行政運営に心がけていくことが求められておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

いずれにいたしましても、平成26年度予算、村3カ年実施計画をまとめたところでございます。大変厳しい予算状況になるのかなというふうに思っておるところであります。数多くの事業が計画として上がってきております。先ほども申し上げましたように、人口増加に伴います保育園や学校の整備、これが中心となりますが、生活面での道路改良、交差点改良等々も視野に入れておるところであります。また、さほど向こうに行かないうちに、村公民館の耐震工事や郷土館の移転・新築、このことも計画していかなければならないところでもあります。そういったことを見据えながら、さらに健全財政で推移するように、計画的な事業執行に努めてまいります。

本定例会には、南箕輪村文化財保護条例の一部改正を含め、3件の条例改正と4件の補正予算をお願いしております。全議案、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成25年8月分から平成25年10月分までの例月出納検査報告がありました。また、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、行政報告を行います。これを許可します。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 教育委員会の事務管理及び執行状況の点検及び評価報告書について報告いたします。

平成23年度南箕輪村教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を別紙のとおり行い、評価委員の意見をいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により報告いたします。

細部につきましては報告書をごらんいただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は陳情2件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村文化財保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村文化財保護条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、文化財保護条例の一部改正に伴い、南箕輪村文化財保護条例に関する条文を改正するものであります。

細部につきましては、関係課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

田中教育次長。

教育次長（田中 聡） それでは、議案第1号「南箕輪村文化財保護条例の一部を改正する条例」について細部説明を申し上げます。

改正理由ですが、先ほど村長の提案理由で説明がありましたとおり、文化財保護法の一部改正に伴い、南箕輪村文化財保護条例の関係する条文を改正するものであります。

議案の2枚目の裏面の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

条例第1条の目的の条文中、文化財保護法の条文の整備に伴い、地方公共団体の事務の条項番号が変更となり、第98条第2項を第182条第2項に、また長野県文化財保護条例を改正した年及び条例番号を昭和35年長野県条例第43号を昭和50年長野県条例第44号に改めるものです。

議案2枚目の表面をごらんください。

附則の施行期日ですが、交付の日から施行といたします。

以上、「南箕輪村文化財保護条例の一部を改正する条例」についての細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、先に議決をいただきました村税に係る延滞金及び還付加算金の利率を引き下げる条例の改正に伴い、同様に税外収入金の延滞金の利率を引き下げる改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

山崎財務課長。

財務課長（山崎 久雄） それでは細部説明をさせていただきます。

南箕輪村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部改正についてであります。平成25年度の国税の改正に伴いまして、ことしの第2回の臨時議会ですが、村税に係る延滞金及び還付加算金の利率を引き下げる条例の改正をさせていただきました。今回改正の税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例については、村税の条例に倣って延滞金の利率を定めておりますので、今回、そのことについて内容を同様に改正を行うものであります。

議案のほうの最終ページになりますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。アンダーラインの部分に改正箇所となります。延滞金の第4条の改正であります。右のほうですが、改正前ですが、今までは村税条例と同様に、延滞金の利率をうたっていたわけですが、今回の改正では、今後も税条例の改正により延滞金の利率が改正される可能性もありますので、延滞金の算定方法については南箕輪村税条例の例によるというように条文にさせていただいて、村税条例に倣うように改正するものであります。

最初の1ページの条例の部分に戻っていただいて、附則であります。第1項であります。この条例につきましては、平成26年1月1日から施行するということがあります。よろしくをお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号「南箕輪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、議案第2号同様、延滞金の利率見直しに合わせ、平成26年1月1日以降の期間に対応する後期高齢者医療の保険料に関する延滞金を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第3号について説明を行います。

改正の内容でありますけれども、先ほど村長のほうから改正理由のあったとおり、延滞金の割合、これは平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適応するわけではありますが、南箕輪村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の例によるというものに改めるものであります。

新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

本文の一番下の附則でありますけれども、この条例は平成26年1月1日から施行することとし、第2項の経過措置につきましては、改正後の後期高齢者医療に関する条例第7条の規定は、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適応し、1月1日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では国・県補助金である地域の元気臨時交付金の額の確定によるものが主なものであります。歳出では、庁舎3階、委員会室の録音施設の改修工事費、児童養護施設たかずやの里の整備に伴う負担金、大泉所ダム排水管改修工事の次年度繰り延べによる不用額、伊那消防署建設に伴う負担金の確定による不用額の減額が主なものであります。なお、たかずやの里の負担金につきましては、本村では一括負担ということで計上をさせていただいておりますので、その点は御理解をお願い

いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,875万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億1,200万5,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の細部説明を申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により歳出から御説明を申し上げます。

予算書案の13ページをごらんいただきたいと思います。

1款、議会費でございます。

1項1目、議会費の0101議会事務で696万円の増額でございます。議会報印刷費6万円と、第1から第3までの各委員会室の録音説明の老朽化に伴いまして、支障が出てきておりますので、デジタル方式のものに改修をする工事費690万円でございます。

次に、14ページの2款、総務費でございます。

1項1目、一般管理費の0201一般管理事務で925万9,000円の増額でございます。社会保険料の改定がございましたので、臨時職員増に伴う増額も含め、910万9,000円をここで増額させていただくものと、職員の旅費15万円の追加でございます。次の0202庁舎管理事務で12万5,000円の増額であります。電話機4台を多機能機に変更する備品購入費でございます。

次に、8目、0256交通案内施設整備事業でございますが、修繕箇所及び修繕内容の増大に伴いまして10万円の増額をお願いするものでございます。

次に、12目、0242地域づくり推進事業で212万1,000円の増額であります。南箕輪村の日記念シンポジウムに向け、ふるさと大使の但馬久美さんに事前の歌唱指導をいただくための交通費2回分8万円、同じく、南箕輪村の日の記念事業といたしまして、県民コンサートの開催を計画いたしましたので、これに必要な消耗品等需用費20万円、巡回バス運行業務の委託先経費増に伴う委託料の増額分169万8,000円、おめくりいただきまして、15ページになりますが、先ほど申し上げました但馬久美さんに歌唱指導をしていただくときの宿泊費2回分2万円、また地域活動支援金事業を活用して、地域づくりを進めていただいておりますけれども、要望・事業量とも多くなっておりますので、12万3,000円を追加させていただくものでございます。

次に、3項1目、0265戸籍住民基本台帳事務でございますが、事務担当の変更に伴い、国の委託金の充当先を変更いたします。そのための財源組み替えということで予算額には変更がございません。

続きまして、16ページの3款、民生費でございます。

1項1目0301社会福祉総務事務で1,639万4,000円の追加でございます。上伊那広域連合を通じた児童養護施設たかずやの里整備の財政支援の負担金及び国民健康保険基盤安定負担金繰出金の算定額増に伴う追加でございます。次の0306障害者福祉事業では、障害者の各支援事業の事業量増に伴い、障害者自立支援給付費及び地域生活支援事業給付費、合わせまして2,534万4,000円の増額をお願いいたします。

続きまして、2目、0315国民年金事務につきましては、先ほど戸籍住民基本台帳事務で申し上げましたのと表裏になりますが、財源組み替えでございます。

次の3目、0316高齢者福祉総務事務では、介護保険事業特別会計の一般管理費の不足する額35万円の繰り出しをお願いするものでございます。

次に、2項2目、おめくりをいただきまして、0340保育園運営事業でございますが、南原保育園増築工事を対象として、地域の元気臨時交付金のうち、県から市町村交付金として交付をされます額3,200万円、施設整備事業債を充てる額640万円、それぞれ確定いたしましたので、財源組み替えをお願いするものでございます。

次に、18ページ、4款、衛生費でございます。

1項1目、0400保健衛生総務事務ですが、保健センターで使用しております滅菌機が故障し、更新をする備品購入費30万3,000円でございます。

次に、2目、0407環境衛生事業で、太陽光発電施設の設置要望増に伴いまして、住宅用新エネルギーの設置補助金の増額200万円をお願いするものでございます。続きまして、0408墓地公園事業で10万円の減額であります。中央墓地公園内納骨堂設置工事費の不用額でございます。

おめくりいただきまして、19ページ、第6款、農林水産業費、1項3目、0605農業振興事業で335万7,000円の増額でございます。凍霜害対策として、県のほうで新たに設けられました補助制度を導入いたしまして、凍霜害対策支援のための資料の印刷、郵送、合わせて7,000円、それから19節の果樹営農継続支援緊急対策補助事業といたしまして、防災資材の整備に対する補助金14万円を追加させていただきます。また、6次化アンケートの集計分析の委託料21万円、国の青年就農交付金の対象といたしまして、村では2名が認められました。村を通じて交付をしていくこととなりますので、2人分で300万円を計上させていただくものでございます。次の0606経営所得安定対策推進事業では、国の農業施策変更に伴う事務を処理するため、臨時職員1名、3カ月分29万円1,000円をお願いいたします。

次に、20ページの7款、商工費でございますが、1項3目、0703観光振興事業で565万4,000円の増額でございます。名古屋長野県人会の御協力をいただきまして、来年2月に開催される同県人会の総会、また来年9月に開催されます名古屋県人会まつり等において、本村のPR活動ができることとなりました。総会の際に、大芝高原太鼓の鼓龍の皆さんに御出演をいただきたいと思いますと考えておりますが、その謝礼、また職員の旅費、ノベルティグッズの購入費等をお願いするものでございます。ま

た、15節の工事請負費でございますが、大芝荘浴室と屋根、外装塗装工事として第1号補正で400万円をお認めいただいておりますが、調査設計を行いましたところ、予想以上に傷んでいる箇所がございます、150万円の増額をお願いいたします。また、大芝高原味工房前の駐車場の部分にございました桜の木が、台風18号の影響で倒れ、根が残ったままとなっておりますので、抜根をし、駐車場として整備をする工事費100万円、また付近に次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、これは3分の2の補助事業でございますが、導入をいたしまして、電気自動車用の急速充電器を設置する工事費300万円でございます。

おめくりいただきまして、21ページ、8款、土木費でございます。

1項1目、0801土木総務事務で、現在、土木技術指導員を臨時職員として配置しておりますけれども、所定の勤務時間外にも対応しなければならないケースがございますので、時間外勤務分として賃金の増額をさせていただくものでございます。また、各区の御協力をいただき、この冬から除雪ボランティア制度を設けさせていただくことといたしました、そのこともありまして、除雪機械等購入事業の要望増が見込まれますので、補助金の追加をお願いいたします。

次の2項1目、0803道路維持事業では762万7,000円の追加をお願いいたします。除雪ボランティア制度創設の関連経費及び村道105号線横断側溝の修繕費80万円、舗装修繕委託料の追加として200万円、村道6号線の街路樹の整備等ということで112万円という内容でございます。

次の2目、0808村単道路改良事業でございますが1005万円の増額でございます。支出の都合上、村が購入する除雪機の燃料代5万円をこの科目から支出させていただくものと、御子柴地籍でございますけれども、信号機、また横断歩道の要望がございます。県道伊那インター線と村道2110号線及び2148号線との交差点の改良に向けまして、両村道の測量業務委託料ということでお願いいたします。また、大明化学工業本社前を通ります村道1026号線でございますが、部分的に狭隘となっておりますけれども、このほど、用地を提供していただける見込みとなりましたので、関連経費を計上させていただくものでございます。

次の3項2目、0812村単河川改修事業では、本年度、大泉所ダムの排水管修繕を単独事業として計上させていただいておりましたが、来年度、土地改良の補助事業として採択される可能性が出てまいりましたので、本年度での工事を中止し、不用額として減額させていただくものでございます。

次に、4項2目、0823村単公園整備事業で253万円の増額をお願いいたします。各地区にあります公園の安全確保、担保のため、賠償保険に加入するとともに、遊具の点検を実施する経費及び大芝高原内の老朽化した看板の取りかえを行う工事費でございます。

次の5項1目、0830住宅管理事務は、住宅使用料の充当先を変更する財源組み替えで予算額には変更がございません。

おめくりいただきまして23ページの9款、消防費でございます。

1項1目、0901常備消防事務で、伊那消防署の新庁舎建設工事が着工いたしまして、本年度の分担金が当初見込みより大幅な減で確定することとなりました。5,834万8,000円を不用額として減額させていただきます。

次の2目、0902非常備消防事務は、消防団員報酬及び退職報償金の額の確定による減額でございます。

続きまして、3目、0910消防施設整備事業では、本年度、耐震性防火水槽設置工事を田畑と北殿で実施することとしておりますけれども、建設中の田畑公民館敷地内に設置する関係等によりまして、見込み以上の費用がかかることとなり、工事費300万円の追加をお願いするものでございます。

次の5目、0930防災対策事業でございますが、新たに設置いたします新型インフルエンザ等対策委員会の報償2万6,000円の追加をお願いし、ほかには、先に開催をいたしました東日本大震災避難者交流会関連経費の不用額の減額でございます。

おめくりいただきまして25ページ、10款、教育費でございます。

1項4目、教育振興事務で297万4,000円の増額でございます。スクールバス2台の防滑タイヤの更新、また学校施設の非構造部材耐震調査につきましては、当初、それぞれ体育館のみを対象というふうにしてございましたけれども、そのほかの一般校舎部分についても同時に実施をさせていただきたく、追加をお願いするものでございます。幼稚園就園奨励費補助金は該当者増による増額でございます。

続きまして、2項1目、1010南箕輪小学校管理事務で54万9,000円の増額をお願いいたします。来春のクラス増に対応し、現在の児童会室を一般の普通教室に改装するための経費でございます。

次の1017南部小学校管理事務では、学校徴収金徴収事務の適正化を図る一環として、口座振替プログラム導入のための委託料22万1,000円をお願いするものでございます。

次に、3目、学校給食費でございますが、学校給食センターの食器洗い機の修繕料として19万4,000円をお願いいたします。

次の2項4目、1016南部小学校改築事業で、2号補正で教室と増築工事の設計費を計上させていただいておりますけれども、この関連で、職員室等も拡張する必要が出てまいりましたので、同時施工に向け設計委託料を追加させていただくものでございます。

次に、3項1目、1020中学校管理事務で252万4,000円の増額をお願いいたします。中校舎の屋根、トイレの修繕、それから来春の特別支援学級1クラス増に対応するための教室の間仕切り工事、図書館パソコンの購入費でございます。次の1025英語指導助手招致事業につきましては、市町村振興協会基金交付金の充当先変更による財源組み替えでございます。

次の6項2目、1040公民館総務事務では、ケーブルテレビの契約上、NHKの受

診料を求められておりますので、追加をお願いするものでございます。

次の4目、文化財保護費は、次のページになりますけれど、1055文化財保護事業で、改修中のいずみ苑で使用いたします保管棚、また作業台等の購入費46万2,000円でございます。

次の6目、1058社会教育施設事業は、使用期限の関係で、村民センターの消火器12本を更新させていただき費用10万1,000円の増額でございます。

続きまして、28ページの14款、予備費でございますが、今回補正の歳入と予備費を除く歳出の差し引き額3,636万1,000円の増額をお願いし、備えさせていただくものでございます。

次に、歳入でございますが、8ページにお戻りいただきたいと思っております。

14款、分担金及び負担金、1項9目、消防費分担金でございますが、耐震性防火水槽設置工事費の増に伴いまして、地元負担金15%分、45万円の増額でございます。

次の2項8目、土木費負担金は、大泉所ダム排水管の修繕工事で見込んでおりました関係市町負担金を全額減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

16款、国庫支出金で、1項3目、民生費国庫負担金で、国民健康保険基盤安定負担金及び障害者自立支援給付費負担金の増によりまして1,114万3,000円でございます。

次の2項2目、総務費国庫補助金では、地域の元気臨時交付金の額が通知をされましたので、このうち、国から直接交付をされる分の1,808万円を計上させていただき、3目、民生費国庫補助金では、移動支援分ほかの障害者地域生活支援事業補助金157万9,000円の追加でございます。

続きまして、17款、県支出金でございますが、1項3目の民生費負担金は、国庫支出金と同様に、二つの事業の県の負担分でございます。

次に、2項2目、総務費県補助金は、地域の元気臨時交付金のうち、県を通して市町村交付金として配分される分で3,200万円でございます。

次に、3目、民生費県補助金は、障害者地域生活支援事業の県分でございます。

次の6目、農林水産業県補助金で307万7,000円の増額でございます。青年就農給付金と凍霜害対策、二つの事業の補助金でございます。

次の9目、消防費県補助金は、東日本大震災避難者交流会の関連の補助金を減額するものでございます。

おめくりいただきまして、22款、諸収入の5項1目、雑入でございます。事業費確定による消防団員退職報償金の減額、市町村振興協会基金交付金の追加、それから消防ホース購入に充てますコミュニティー助成事業助成金、電気自動車急速充電器の補助金でございます。

続きまして、23款、村債でございますが、1項3目、民生費で、南原保育園増築工事に施設整備事業債640万円を追加し、9目、消防費では、起債を予定しており

ましたいずみ苑の改修工事の分でございますけれど、地域の元気臨時交付金を充当させていただくことといたしまして、700万円を減額させていただくものでございます。

歳入歳出予算については以上でございます。

続きまして、第2条の地方債の補正でございますが、5ページの第2表、地方債補正をごらんください。

ただいま歳出で申し上げました施設整備事業債の追加及び防災対策事業債の廃止でございます。詳細につきましては表のとおりでございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

また、29ページ、一番最後でございますけれど、給与費明細書を添付してございますが、歳出の消防費で申し上げました消防団員報酬のみの変更でございますので、詳細につきましては省略をさせていただきます。

以上、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 説明が終わりましたが、ここで10時20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案審議を続けます。

議案第4号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、6番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） はい、議長。

19ページ、0605の委託料なんですけど、6次産業化アンケート集積分析委託料、これの詳しい説明をしていただかなかったんで、もう少し詳細なことを知りたいということと、5月の補正でコーディネート業務委託料として上げているんですけど、あのおときから、5月の補正から現在に至るまでのどんなことをしてきたかというような経過がわかったら教えていただきたい。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） まず、6次産業化のアンケートについては、会議の中で南箕輪は若い世代が、子育て世代が多いということでありまして、特に若い保護者の方に、忙しい時間の中でどんな加工品を望んでいるかとか、そういったことを目的として、どんな資源をこれから開いていけばいいかということでアンケートをとるものです。保育園、小学校、中学校の保護者を通じまして、アンケートをお願いしております。

それから、6次産業化のワーキングチームにつきましては、ことしの6月に委嘱して発足しました。それ以来、現在、今年度は特に、村の中の資源がどんなものがあるかという、そういった調査段階でありまして、例えば村内の加工で、例えば上

農高校とか、信大さんのほうでどんな加工のものがあるか、それから、あと毎月、会議を開いているわけですけど、いろんな分野があるんですけど、まずは乾燥野菜とか、ドライフルーツの試作品づくりをしまして、これでまた農産物フェアとか、この前、名古屋に農村青年クラブで出展をしまして、その中でも販売とか、試食をしまして、そこら辺の反応もまた探った中で、これが拡大していけばいいかどうかということで、これから検討していくことになっております。

そんなところで、今年度については資源調査、それから計画の基礎になる、これからの基礎についてまとめていくということで、また3月ごろになりましたら全協を通じて報告できるかと思っておりますので、そんなことでよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 1 番、百瀬です。

20ページと21ページのところでお聞きします。

20ページの大芝の駐車場に、電気自動車の急速充電器の設置工事と、あわせてやるんだと思いますが駐車場の整備工事になっていますが、具体的に計画が決まっていれば、どの場所に、どんなふうに設置するかお聞きしたいと思っております。

それから、21ページの除雪機の購入工事なんですが、これは以前、全協で説明を受けて、台数とか聞いたんですが、各区に貸与するというお話だったんですが、台数的に大丈夫なのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思っておりますが、よろしく願いしたいと思っております。

議長（原 悟郎） それでは、先に、唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） まず、大芝の充電器の関係ですけど、これは国のほうの補助事業がありまして、それを利用していくということで、できるだけ電源施設のキュービクルの近くがいいということで、味工房の近くにキュービクルがありまして、その近辺、この駐車場の整備する場所に近いところですけど、そこに設置していきたいというふうに考えております。

基本的には2分の1補助ということですけど、県のほうで次世代自動車充電インフラ整備ビジョンというビジョンがありまして、その中に大芝高原も位置づけられているということで、3分の2の補助をいただけるようなことになっております。

予定としましては、給電施設、大芝のほうの観光誘致ということも、そういった一面もありますので、当面の間、無料で給電という施設で実施していきたいと考えております。

あわせて、その近くの駐車場も桜の木が折れているということで、両方、位置的には近い位置ということになってきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、除雪機の台数が十分なのかという問いで
ございますけれども、昨日といたしますか、28日の日に除雪会議をさせていただきました
ました。関係する各区長さんに集まっていたきまして、このボランティア除雪につ
いて詳細等の打ち合わせを行う中で、台数については、これは十分かどうかという
判断はできませんでしたが、今年度におきましては、ボランティアに協力いた
ただける方でも歩行型の除雪機を持っている方もおられるという中で、今年度につ
きましては村が用意する6台と、あとボランティアで行っていただける方に台数を
やりくりしながら対応を考えていくということで、今年度は対応していきたいとい
うふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 済みません。充電器、済みません、無料で使えるという
ことでよろしいわけですね。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 当面の間は無料ということでございます。

議長（原 悟郎） ほかに。

2 番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 久保村です。

19ページで、青年就農交付金ということで上げてあります。2名という見通しだ
ということですが、青年が就農するということは大変喜ばしいんですが、なかなか
厳しい状況もあると思うんですが、一応、どのような状況の中で就農していくのか、
見通し等わかりましたらお願いします。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 今回、お二人、男性の方お一人、女性の方お一人とい
うことで、新たに就農されております。特に、お一人の方は、新たに農業でかなり経
営を拡大していきたいという立場でやっております。それで、軽トラ市とかにも出
品されてきている方で、順次、農地借り入れをしまして、拡大していったらいい
やいまして、期待が持てるということになっております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

4 番、小坂泰夫議員。

4 番（小坂 泰夫） 4 番、小坂です。

21ページの道路維持の委託料の村道6号線整備業務、ここの1カ所だけお尋ねし
たいんですけど、街路樹の整備という説明がありましたが、もう少し具体的にど
ういうものなのかお尋ねします。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 御説明したいと思います。

6号線の街路樹につきましては、西のほうの春日道に近いほうは大きな木、シラカバが植わってございます。それから、東のほうへおりていきますと、途中、ハナミズキ、それからリンゴの木等が植栽されております。途中、木が枯れて抜けた部分、それからリンゴにつきましては、枝が張って、車道にはみ出している部分等いろいろございまして、それらを枝を落とすなり整備をしながら、また抜けた部分につきましては植樹をしながら、街路樹としての環境美化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 通学路の安全という観点でちょっとお尋ね、もう一度質問いたしますけれど、先日も、議会がPTAとの懇談会をしまして、そこでもこの村道6号線の、先日、ちょっと通学路の交差点、南田橋でしたか、橋の手前の、その交差点で通学途中の事故があったということで、それで保護者の皆さんも、あそこに関しては特に通学時間帯、朝とかも通勤で急いでいる車が多いということで、スピードを出されること自体、何とかならないかと、スピードを落とさせないかという話もありまして、私がちょっと思うには、今、課長が説明ありました、あの通学路のある低い部分、大芝に近い高い位置ではなくて、もう少し低いところになってきますと、背丈の低い街路樹が多いかなと。そして、その交差点に関しても、ちょっとあずまやがあったりして、視覚的にちょっと、子供たちが仮に立っていても、何か目立ちにくい心理的なものがあるんじゃないかなと、これはちょっと私の感覚でもありますが、そういった中で、街路樹の整備は今のところそれで結構なんですけれど、通学時間帯等、あそこの安全対策について、何か考えておられることがありましたらお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 村長。

村長（唐木 一直） 通学路の安全に対しては、順次、進めておりますグリーンベルトを全村へ設けていきたいという。

せんだっての事故につきましては、あそこは交差点ということで横断歩道もあるわけでありまして、その手前もカラー舗装というような、そういうことをしておるところであります。それでも事故が起こるといふ。これは運転者のモラル、これに訴えていかなければならないというふうに思っております。しかし、それだけでいいのかどうかというのは、これから十分検討して、いい方策があれば、また取り入れてまいりたいというふうに考えておりますので、また議員各位もどんな方策がいいのかありましたら御提言もいただければというふうに思います。

街路樹の問題からの質問であります村道6号線は、大芝高原に通ずる道であります。できるだけ景観を保っていきたいという、こういうことで指示をしたところで

あります。どんな街路樹がいいかどうかというのは、やはり背丈が余り高くない部分、ハナミズキがいいのかなという思いもしております。リンゴにつきましては落ちますので、これも大変かなという。シラカバにつきましては、かなり背が高くなるというような、こういう状況がありますので、その辺は順次、整備をさせていただきたいというふうに思いますし、春日街道より上、舗装部分した歩道もあるわけでありまして。それから上は、今年度また同じようにしていくという、こういうことで予算化をお認めいただいておりますので、できる限り、村道6号線は景観形成を重視しながらやってまいります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほか。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

2点についてお聞きしたいと思います。

14ページの一番下にあります地域づくり推進事業で、県民コンサートというふうに掲載しています。村の日の事業ということで、村の日の記念式典だとか、あとプレミアム商品券だとか、村の日のことに関する事業が少しずつ出てきています。何か、少し小出しに出てきているような気がします。この県民コンサートというからには、県の事業を補助事業みたいな形で取り入れることができたのかどうかということと、そのほかに、この村の日に関する事業で、いわゆる総合的にというか、ほかにも何か考えている事業があるのかどうかというのを聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、23ページの非常備消防のところ、消防団員の方が退職報償金の不用額というような形で載ってきています。消防団員、非常に今、団員の確保が大変だというような時期の中で、この状態、よきに解釈すると、例えば分団長だとか、そういう役職を経験した方々が退職年齢に来ているところをいろんな計らいの中で、その人たちが退職をおくられたのかとかいう形で、という結果としてこういう不用額が出てきているのかなという、そういうふうにも考えられなくもないということですが、この辺のところの状況をお聞かせいただければと思います。

議長（原 悟郎） 村長。

村長（唐木 一直） 南箕輪村の日の関係でございます。

小出しにという部分もあろうかというふうに、そんな御質問であります。小出しにしているわけではありません。そのとき、そのときで、いろんなものが出てまいりますので、いいものは取り入れていきたいというふうに考えておるところであります。これ以上はないというふうに思っております。

この事業につきましては、松本交響楽団を予定しております。出演等々につきましては、県の部分でやっていただけます。ただ、パンフレットとか、宣伝関係につきましては村でやらざるを得ないという、こういうことでございます。

本村の場合には、そういった部分が若干おけているのかなという、こんな感じも受けておるところであります。芸術、文化、音楽、この辺はこれからしっかりと力を入れていかなければならないというふうに考えまして、ちょうどいい機会でありますので取り入れをさせていただいたという、こういうことでもあります。よろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） それでは消防関係について、松澤総務課長。

総務課長（松澤 伸夫） 消防関係であります。

今年度の消防団員の退職報償金につきましては、消防団員として5年以上勤務し、退職した団員に、階級、勤務年数に応じまして、それぞれ退職金を支給しておりますけれども、その額につきましては村の条例で定めております。今年度の実績につきましては12人分、333万1,000円というふうな形になっておりまして、当初予算では15人分見込んだところであります。誰がやめるのかと、なかなかわからないところでもありますけれども、その団に応じて、それぞれ検討していただきまして、12人というような形になっておりますので、そんなような状況で減額をさせていただいたということでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 唐澤ですが、14ページの先の県民コンサートのところで、ふるさと大使、但馬久美さんが歌指導というお話がありましたけれど、歌指導というのは村民歌なんですかね。それで交響楽団のあれに合わせて歌うとか、どういう意味なのか、ちょっと教えてください。

議長（原 悟郎） 村長。

村長（唐木 一直） 但馬久美さんの歌唱指導等々とは若干異なるわけでございます。但馬さんの部分につきましては、記念式典等々を予定しておるところであります。小学生の皆さんに、村民歌含めて、ふるさとのような、そういう童謡関係を歌っていただくという、こういうことで指導をしていただくという、こういうことでもあります。

このコンサートにつきましては、松本交響楽団単独でやっていただくという、こういうことでもあります。できれば、もう少し検討する機会があれば、そういった皆さんを巻き込んでというふうに思いましたけれども、これからではとても間に合いませんし、たまたま吹奏楽というと中学生になってしまいます。受験のシーズンにもかかわりますので、ちょっと不可能であるという判断をさせていただきました。別々ということをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

唐澤由江議員。

9 番(唐澤 由江) 済みません、その村民歌の夕方5時になっているんですが、その曲を編曲したりしている方がいますので、その方も何か参加できるように、自分で編曲して歌を、音楽を、ピアノを弾いてくださっている方もいますので、そういった方も参加できるよう考慮していただければと思います。意見です。

議長(原 悟郎) 要望ということで、検討できるかどうかわかりませんが、要望としてお聞きしてください。

ほかに。

5番、加藤泰久議員。

5 番(加藤 泰久) 5番、加藤です。

20ページ、工事請負費についてですが、大芝荘浴槽と屋根、外壁塗装工事に150万という追加になっているわけですが、これは下調べ、また発注、見積もり等の時点では、どういう形で、こういうことは普通では考えにくいところがございますが、どんな発注をして、見積もりをとって発注しているか、その辺をちょっと説明をお願いします。

議長(原 悟郎) 唐澤産業課長。

産業課長(唐澤 孝男) 今回ののは、先ほど副村長の説明にもありましており、この前に詳細設計をちょっと出させていただきました。その中での細かい調査の中で、補修範囲とかが、当初概略で見えていたときよりは細かい調査をしたところ、補修部分が多くなったとかそういったことがありまして、金額が増高ということでお願いしたいと思います。

済みません、工事についてはまだ発注していません。詳細設計の中で出た金額で、金額が増加するということが出てきましたので、そんなことで補正をお願いしているところがございます。

議長(原 悟郎) 5番、加藤泰久議員。

5 番(加藤 泰久) 工事は発注されないまでも、事前の調査というものは、もっとしっかりしなければ、ここで150万、それじゃあ、補正をとればいいという、そういうのじゃなくて、そもそも発注する、見積もり発注でも、見積もりでも結構ですけど、その時点で、しっかりした下調べをした中で、確実な数字を出してもらえるようお願いしたいんです。

議長(原 悟郎) 村長。

村長(唐木 一直) 工事請負費の関係の御質問でありますけれども、大変難しい面もございます。村が発注する工事につきましては、設計をし、それに基づいて予算化をして、工事を発注していくという、こういう部分で進むのが一番いいわけでありまして、完全に設計をしてということになれば、工期等々の関係もありますので、なかなか難しい部分があり、職員の概算の部分で予算化をしていくという、こういう事業もあるわけでありまして、したがって、その辺はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

一番いい方式とすれば、前年度に設計をし、完全に額が確定したところで次年度に工事を発注していくというのが一番いい方法であるというふうには思いますけれども、予算の関係もあります。今回、かなり工事請負的なものも予算化をさせていただきました。この時期になりますと、予算の見通しという、その年度の予算の見通しというのはついてまいりますので、できる限り、新年度で計画をしている事業も盛り込みたいという、こういう思いで補正予算を組ませていただいております。その辺はぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

ただ、もう少しきちんとした見積もりといたしますか、職員段階でやっていく、このことはそのとおりだというふうに思いますので、その辺は十分留意をしながら、これから進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに御質問ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第5号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

介護保険事業は、第5期介護保険事業計画に基づき実施しており、順調に推移をしておりますが、高齢化率は年々上昇し、介護保険給付費も要介護、要支援者の増加に伴い、年々増加しております。今回の補正につきましては、平成27年度からの第6期介護保険事業計画を作成する基礎資料にするための高齢者へのアンケート郵送料と、要支援者の介護予防事業支援事業の委託料の増額をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億600万9,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） それでは、議案第5号について細部説明を行います。

予算書の6ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

その他一般会計繰入金に35万円増額するものであります。歳出の一般管理費に35

万円増額する必要が生じたので、一般会計から繰り入れを行うものであります。おめくりをいただき、7ページの歳出をごらんください。

1301一般管理費に35万円を増額いたします。内訳といたしまして、12役務費の通信運搬費として、高齢者実態調査アンケート郵送料として10万円を増額補正するものであります。介護保険は、現在、第5期の介護保険計画に基づいて運営を行っておりますが、平成27年度からの第6期介護保険計画の作成の基礎とするため、高齢者へのアンケートを今年度送付するために補正するものでございます。

続いて、その下の13委託料に、介護予防支援事業の委託25万円を増額するものであります。これは、要支援者が増加傾向にありまして、介護予防サービスを利用される方が増加傾向にありますので、ケアプラン作成業務を事業所委託するための増額補正であります。

歳出については以上であります。

以上で、補正予算の細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第6号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第6号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、高額療養費を中心として、医療給付費の伸びによる歳入歳出の補正が主なものであります。歳入では、医療給付費の増に伴う療養給付費交付金及び保健基盤安定繰り入れを行う一般会計繰入金の増額補正をお願いし、歳出では、一般被保険者及び退職被保険者にかかわる療養給付費の増額補正をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,433万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億669万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審査をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 議案第6号につきまして細部説明を申し上げます。

はじめに、予算書の6ページの歳入をごらんください。

03款、国庫支出金の05目、特定健康診査等負担金に20万7,000円を追加し、206万1,000円とするものであります。これは、25年度の国庫負担の確定に伴うものであります。

次に、めくっていただきまして、7ページをごらんください。

04款、県支出金、01項、県負担金の03目、特定健康診査等負担金ですが、6ページと同様に、県の負担金20万7,000円を追加し、206万1,000円とするものであります。25年度の県負担の確定に伴うものであります。

その下の県補助金、01目、県財政調整交付金に208万9,000円を追加し、4,912万9,000円とするものであります。国保の療養給付費の一定割合が交付されるものでありますけれども、25年度概算交付が決定したことにより増額するもので、今後、国保の医療費の増加により、さらにふえる可能性があります。

その下の8ページの05款、療養給付費交付金ですが、退職者医療に必要な財源として社会保障支払基金から交付されるもので、退職者にかかわる医療費の増に伴い、1,003万3,000円追加し、9,859万円とするものであります。この交付金につきましても、今後さらに増額になる可能性があります。

めくっていただきまして、9ページの08款、繰入金の01目、一般会計繰入金ですが、保険税軽減分と保険者支援分の保険基盤安定繰入金を179万4,000円追加し、4,666万円とするものであります。この補正額の4分の3に該当する134万5,000円については、国と県から一般会計に補填をされます。

次に、その下の10ページをごらんください。

歳出の説明に入る前に、国保の上半期の医療費の給付状況を簡単に説明させていただきます。

前年度上半期と比較いたしまして、一般療養費が480万円、1.6%増、退職者医療費分が435万円、12.3%の増となっており、全体で2.7%の微増ということで増加しております。特に、一般療養費では、高額療養費がふえ、退職療養費は、療養給付費と高額療養費が増加しております。3月から8月までの一つのレセプト100万円を超える医療費がかかっている件数は43件でございます。昨年の同期と比較いたしますと、7件の増加になっております。今後、詳細がわかれば、分析を行いまして、機会があれば、また議会のほうに報告をさせていただきたいと思っております。

以上が、上半期の医療費の給付状況であります。今後の医療費の療養費の見込みにつきましても、はっきりした見通しが立ちませんが、11月までの支払い実績から年間の推計医療費を算出いたしまして、この補正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、10ページの歳出、02款、保険給付費の1505退職被保険者等療養給付事業に641万1,000円追加し、7,962万3,000円とするものであります。その下の高額療養費の1509一般被保険者高額療養事業に510万7,000円追加し、7,431万1,000円とし、

その下の1510退職被保険者等高額療養事業に104万円追加し、1,359万2,000円とするものであります。

次に、11ページの諸支出金、1523国庫支出金償還事務に、24年度の国庫補助金精算分の不足として5,000円を追加し、358万8,000円とするものであります。

最後に、その下の12ページの予備費に、歳入調整を行いまして176万7,000円を追加いたしましたして、7,340万6,000円とするものであります。

歳出については以上です。

以上で、補正予算の細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第7号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、今年度、管渠の長寿命化計画の策定等の業務を計画しておりましたが、施設の耐用年数に余裕があることから、県と協議する中で、先送りすることとなりました。また、浄化センターの耐震化事業等は順調に推移し、需用費がまとまりましたので、事業に伴う補助金と事業費等の減額、また浄化センター等の電気料の増額をお願いするものであります。したがって、収益的支出では360万円の減額を、また資本的収入では3,880万円を減額し、同支出では6,200万円を減額するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

第2条、第3条につきましては、予算実施計画書明細書により説明をいたします。

それでは、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収益的支出でございますが、01款、下水道事業費用を360万円減額して、4億8,121万1,000円とするものであります。内訳につきましては、01項、営業費用

の9403処理場事業の費用において、21節の光熱水費で、電気料の値上げ等に伴う不足分としまして300万円を追加し、22節の修繕費で、浄化センターの修繕工事に係る入札差金などによる700万円の減額によりまして、400万円を減額するものであります。

また、01款02項、営業外費用で、消費税及び地方消費税の中間納付の不足にかかわる不足分としまして40万円を追加するものであります。

続きまして、9ページをごらんください。

収益的支出でございますが、01款、下水道事業資本的支出を6,200万円減額して、4億2,233万9,000円とするものであります。内訳につきましては、01項、建設改良の9430施設建設事業で、補助事業として行います浄化センターの地震対策計画策定に伴う業務の委託の入札差金、また管渠の長寿命化計画の策定業務の実施延期などによりまして、6,200万円を減額するものであります。

もどりまして、8ページをごらんください。

資本的収入でございますが、01款、下水道事業資本的収支で、先ほど説明しました補助事業費の減額に伴う収入といたしまして3,880万円を減額して、1億6,982万2,000円とするものであります。内訳につきましては、01項01目の企業債で650万円を減額し、05項01目、国庫補助金で3,230万円を減額するものであります。

もどりまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。

第4条の企業債に関してでございますが、企業債の限度額を650万円減額しまして、4,680万円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、議案に対する討論、採決を行います。

議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第4号「平成25年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさまでした。

散会 午前11時03分

議 事 日 程 (第2号)

平成25年12月11日 (水曜日) 午前9時00分 開議

第1 一般質問 (受付順位第1番から)

7番 山 口 守 夫

3番 山 崎 文 直

1番 百 瀬 輝 和

6番 丸 山 豊

9番 唐 澤 由 江

2番 久保村 義 輝

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成25年12月11日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） この冬一番の寒さを感じた朝でありましたが、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、抽せんにより決まりました順に発言を許可いたします。

最初に、7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 改めまして、おはようございます。議席番号7番、山口守夫であります。私は、何回か質問している中ですが、こうしてトップバッターというのは初めてでありまして、光栄に思っているところであります。そういう意味で、しっかりした質問をしたいなと思っておりますので、明快な答弁を期待しております。

まず、最初は、26年度予算編成に当たっての質問であります。

ことしの予算編成は、村長選挙もあり、骨格予算でした。来年度は違います。村長3期、2年目の充実した時期での予算であります。その手腕が期待されるところであります。

議会冒頭の挨拶で、2次総合計画の後半3カ月実施計画を中心に組むと言われました。また、厳しい中でも、将来に向けた元気が出る村づくりのための積極的予算にしたいとも言われました。変化の激しい経済情勢に対応する予算編成も必要だと思えます。予算編成で、重点事業は何かについて最初にお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 7番、山口守夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成26年度の予算編成の重点事業は何かという、こういう御質問であります。

毎年、予算編成の時期の前には、村の総合計画や、あるいは重点施策に基づいた村3カ年の実施計画を作成しております。この段階で、かなり事業というのは絞られてきておるところでございます。しかし、ことしの3カ年実施計画を見ますと、

かなりの事業量に上っておるところであります。28年間、ハード事業もやってまいりましたけれども、ソフト事業中心に事業実施をしてきたところでもあります。

そういった面を考えますと、3期目につきましては、このハード事業も取り入れていかなければならないというふうに感じておるところでございます。基本的には、限られた予算の中でありますので、その予算の中で村民のため、地域のための事業になる、こんな事業を選択しながら実施していきたいと考えておるところであります。

特に、本村の場合には、人口が増加しておりますので、どうしてもこの人口増加に対応した施設不足、これを解消していく必要があります。この間を2年間というふうに申し上げてまいりました。事業によっては28年度までかかる事業もありますけれども、26、27年度に集中的にこの部分に充てていきたいというふうに考えております。1番は、やはり児童・生徒増加に伴うところの保育園や学校の施設不足の解消であります。来年は、特に南部小学校の教室等が不足いたします。職員室を含めまして、教室2クラス分を増築していかなければなりません。そのことが一番大きな事業になるのかなというふうに考えております。同時に、保育園につきましては、中部保育園と西部保育園の園児室、給食室、これを増改築していかなければなりません。そのため、26年度には設計委託費をお願いしていく予定であります。そして、場所や方法やそういったところを詳細にする中で詰めていきたいと考えております。

そのほかでも、安心安全な生活道路の確保、このことも必要となつてまいりますので、交通安全を含めたところの道路改良にも重点を置いてまいります。

さらには、異常気象により災害が頻発する、こういった状況となつてきておりますので、防災関係の必要品等の確保にも努めていかなければならないというふうに考えておるところであります。

しかし、大変厳しい先行き不透明な予算編成を強いられておるところであります。これは常々申し上げておることでもありますけれども、そういったことを考えれば、厳しさの中にもやはりある程度積極的な予算編成をしていかなければならないと、今の段階では思っておるところであります。

まず、産業振興面につきましては、これは大変難しい問題もあります。農業施策が大きく転換してまいります。その辺を注視しながらどうしていくのか。また、6次産業化も検討し始めております。その辺も力点を置いていかなければならないだろうというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 大変厳しいというようなことで、これ、誰も思っているわけですが、ある程度、計画を実行していくには、一部は選択と集中ということが言われます。そういう中では、今までやってきたことを縮小して、この中で組んで

いくというような、その辺の縮小みたいなことは考えられますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予算編成、今やっておるさなかであります。そういった数値がどうまとまってくるか、最終的に私が判断をしていかなければならないとも考えておるところであります。そういう中で、縮小する事業等々につきましてでありますけれども、今のところ縮小という部分については考えていないところであります。むしろ、先ほど申し上げましたように、道路改良等々につきましても、かなり地区の要望、あるいは区長さんの御意見等々、かなり要望等が多くなってきておるところであります。村計画としての道路改良、これは交通安全面でも必要でありますので、そういった面もしていかなければならないという考え方でおります。したがって、縮小するという部分につきましては、今のところ見当たるものはないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 産業振興とか、地区計画、このあと、ちょっと私、別に思うことがありますので、その時点でまたお伺いいたします。

次に移ります。

次に、来年度より消費税が3%アップされます。消費税増税により、村の収入支出はどのように変わっていくか、当然ありますが、不透明な部分が多いと言われておりますが、試算できていればお願いをするところでもあります。

また、予算規模であります。ことしはこの議会で補正も組まれて、57億円余の規模になっております。来年度はどのぐらいの規模を想定し、予算を組むのかお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 御指摘のように、4月から消費税が5%から8%へと増税となってまいります。平成24年度の予算から単純に推測しますと、歳出では工事費等々、あるいはいろんな購入物品等々を勘案しますと、約4,000万円ぐらいの支出が増加すると、こういった見込みを立てておるところであります。歳入につきましては、地方消費税分が1%から1.7%に税率が引き上げられる、こういうことになっておりますので、現状の中で比較すれば、その部分が約1億円ぐらいの収入増となってまいります。

しかし、増税によりまして消費がどうなってくるのか、この辺も大きく左右してくるところであります。さらには、増収によりまして、地方交付税の減少などのマイナス要因というのもありますので、試算というのはかなり難しくなっております。単純に推測しますと、消費税の増税により村も増収となるという、こういう計算になっております。しかし、申し上げておりますとおり、国の動向というのがいまだにまだはっきりしない、こういう面もありますので、明確にお答えすること

はできません。そんな点は御理解いただきたいと思います。消費税の増税によりまして、村は単純に計算しますと、約6,000万円ぐらいの増収になるという、こういう計算となっております。

次に、来年度の予算規模についての御質問であります。本年度は南原保育園増築や田畑公民館の建設、役場庁舎の増改築等々の大型予算となっております。これが全て終了してまいります。来年度、大きな事業といたしましては、南部小学校教室等の増改築、それと一番大きいのが伊那消防署の負担金であります。これは26年度で終了してまいります。これが一番大きな事業となっております。したがって、今年度の肉づけ予算と同じぐらいの規模になるのではないかと今考えておるところであります。村の税収の状況等々から勘案すれば、55億円前後が規制といえますか、それ以上になると大変厳しいなという、こういう状況ではないかと考えておるところであります。

本村の財政運営というのは、繰越財源が出る中で、前倒しで事業を考えてきている部分もあります。そのことが健全財政の維持につながってきておるといふふうに、私自身は思っておるところであります。長年、そうした財政運営をしてきておりますので、当初予算としてはことと同じぐらい、繰越財源の状況によりましては、さらに前倒しで事業が実施できるのではないかと、こんな状況を想定しておるところであります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 消費税が3%、4月から上がるわけですが、今、公共の建物なんかで、社会福祉とか教育関係で使用料をいただいているわけです。こういった形のもの、3%上がった時点でどのように考えるか。あるいは、巡回バスが現行の料金があるわけですが、この3%に関してどのように考えるのかお伺いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 使用料関係でございます。

上下水道の使用料につきましては外税となっておりますので、これは税金が上がれば、その外税部分は上がってくるという、こういうことで、また3月議会にその分はお願いをしていく予定であります。これは、もう条例上外税という、こういうことに規定としてなっております。

そのほか、運動施設の使用料等々につきましては、今のところ考えていないところあります。今、一番どうしようかなと検討段階で迷っておるのが、お風呂の500円あります。これは、燃料高騰等々からしてみましても、いずれかの時期に、早い時期に判断をしていかなければならないと思っておるところであります。巡回バスにつきましても、今200円で運行しております。この分につきましては、値上げをするということは考えておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 予算が、いずれにしろ結構増収、先ほどの話ですと収入と支出でいくと、若干収入のほうが多いんじゃないかと思いますが、仮に今こういういろんな形で予算を組んでいく中で、不足ということになると、当然、財調なんかの基金が結構あるわけで、こういうものを取り崩すような考えはありますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予算を組んでみないとわかりませんが、その不足等々につきましては、必要な事業を持っていかなければなりません。当然、今までは、財調を当初から予算の中に組み入れるという、こういうことはありませんでしたけれども、ここ数年の間はそういうことはなかったわけでありまして、平成26年度につきましては、事業量がかなり膨らむのかなという思いがありますので、それはまた財調で措置をしていかなければならないだろうというふうに考えておるところであります。財調が、現在を含めまして25億円ぐらいあるわけでありまして。現在も財調、ほぼ同じ性格でありますので、25億円ぐらいの基金残高となっておりますので、その一部は、当然、住民生活や村民のために取り崩しをしていかざるを得ないというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 次に移ります。

産業振興、また地区計画事業の取り組みについての考え方についてお伺いいたします。

まず、産業振興ですが、私が常々言っていることが、村の活力は人口増加だけで活力があるとはいえないと思っております。そこで、観光事業は、村の中に多くの資源があるとは言えません。農業、商工業を活性化させる産業振興に力を入れていくことで、活力の出る一つの方法であると考えます。地道に推進をすることにより、産業基盤がしっかりすれば、働く場所もふえ、財政力も上がってくると考えます。それと同時に、今後、会社をリタイアした方も多くなります。そうした形の職場も確保することも大事ではないかと考えております。

産業振興といっても簡単なことではありません。何カ月、何カ年という、長期にわたっての計画を取り組まないと難しいのではないかと思います。長期にかけての計画を望みます。村が側面から応援することにより、育ってくる企業もあると思っておりますが、ソフト面での支援、また財政的に支援も必要です。こうした取り組みに対し、村長はどのようなお考えをお持ちがお伺いいたします。

地区計画事業であります。私は、道路一つ見ても、他の市町村と比べ、整備はよくできているのではないかと思います。それは、地区計画事業がよかったということも一因ではあります。今後は、選別投資も必要であります。地区計画の来年度予

算規模はどのぐらいを見込まれるかをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 産業振興、地区計画の御質問でございます。

御指摘のとおり、村の活力、元気というのは、人口増によって支えられている部分が大きいわけであります。しかし、それだけでは村の活力と元気が維持されるという、こういうことにはならないわけであります。その前提となるのが、やはり産業基盤の構築、しっかりとした産業を築いていくという、このことだろうというふうに思います。

御指摘のとおり、本村の場合には、観光資源というのは本当に乏しいわけでありますので、農業、商工業、この辺をどう充実させていくかということであります。大変難しい面もございます。長い目で見ていかなければならないという、こういう面もあるわけであります。

農業関係におきましては、先ほども申し上げましたように、農政が大きく転換をしておりますし、担い手不足等々の問題も出てきておりますので、そういった面を中心にしながら、これから構築をしていく必要があるというふうに思っております。農地をどう守っていくか、このことが重要なものとなってまいります。まっくんファーム、これをどう支援できるのか、来年度、真剣に検討をさせていただきます。また、6次産業化、今進めておりますので、この辺の検討状況も見きわめながら、来年度は徐々に方向性を絞ってまいりたいというふうに考えております。

また、商工業、商業の場合は、本村の場合、大変難しい面もございます。近隣に大型店がかなりできてきておりますし、商業圏という部分を考えてみても、商業というのはなかなか難しいというふうに思っております。工業等々につきましては、今の本村のいろんな制度というのは、本当に郡、市、含めましてもトップクラスのそういう制度となっておりますので、この辺は引き続きそういった制度を活用していただく。また、商工会とも話をしながら、どういった取り組みがいいのかという、こういうものは話し合いを進めていきたいというふうに思っております。工業につきましても、徐々にではありますけれども企業進出というものもあるわけでありまして、空き店舗、空き工場につきましても入ってきていただいております。そういったところを重点にまた取り組んでまいりますし、本村の場合には、面積的にどうしても大規模なそういったものができないという事情がありますので、その辺はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

地区計画につきましては、このところ3,000万円という予算でやってまいりましたが、地区要望、かなり大きく出てきておりますので、来年度は4,000万円、1,000万円増額して4,000万円にしていきたいというふうに思います。

同時に、村計画道路につきましても、かなり手をつけていかなければならないという、こういう箇所がございますので、そんな点は御理解をお願いいたします。交通安全面につきましても含めてであります。通称中込線の歩道の設置につきまして

も見きわめをして、3カ年の実施計画では盛り込んだところでありますので、そういったことも含めてやっていきたいというふうに考えております。また、同時に、本村の場合には住宅地が増加しておりますので、そういった生活関連の道路等の整備、これはまだまだしていかなければならないというふうに思っております。山口議員の地区におきましても、下段地区におきましてはかなり住宅がふえてきております。国道153に出る間をどうしていくのか、そういったことも考えていきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 今、6次産業構想が出たんですけど、これは農業と商業一体化する形の中で、今みたいないろんな形で職場の確保ができるんじゃないかなと思いますけれど、実は、この6次産業化を今進めている中で、これがありきだということになると、ちょっと問題があるんじゃないかなという感じがしています。

といいますのも、せんだって、議会で三重県のもくもくファームを視察する機会がありました。ここで、ここはもう年間50億円というような売り上げをしているわけですが、ここで言われたのが、まず最初に言われたのが、農協を排除しなきゃだめだという話でした。今回、構想の検討の中には、農協の方も多分入っているんじゃないかと思いますが、そこら辺の感覚がちょっと中途半端じゃないかと思しますので、ここら辺の、いわゆる6次産業化は、非常に素晴らしいことですが、その辺のところも考慮しながらやってほしいなということをお願いしておきます。

次に移ります。

次に、太陽光発電の考え方であります。

村の保育園、学校に、発電装置が据えつけてあります。太陽光発電の関心は高く、個人はもとより、各企業も設置をしたり、設置を検討されたりしております。私は、村で設置されている公共施設の発電の場合、今の利用方法より一步進めて、災害時に既存の電気が使えることができるような設備を、場合に備えておく必要があると考えます。

また、9月の防災訓練で、1泊訓練が行われた区がありました。この時点の反省で、電源確保が課題になったとのこと。こうしたことを鑑み、電気を確保し、非常時に備えておく蓄電池設備があればよいと考えます。予算化して検討してみる考えはないかお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 蓄電装置、整備の御質問でございます。

太陽光発電、かなり進んできております。これは、一般家庭、あるいは工場等を含めて、かなり進んできておるところであります。現在、北原にも大規模な太陽光発電設備が今工事が進められておりますし、いろんな営農型の部分等々の話もあるところあります。

そういった中で、蓄電の設備というのは、これは必要だというふうに思っております。ただ、費用が多額になりますので、すぐというわけにはまいりません。したがって、将来的といいますか、いろんな予算との関係を含めながら検討はしてまいります。

まず、第一に、一番先に設置しなければならないところは、やはり災害対策本部となります。役場庁舎、これが一番かなというふうに思っております。その後、学校施設や、あるいは保育園や、あるいは避難所等へ拡大していけばいいというふうに思っておりますけれども、ただ、本当に値段が高いものですから、かなり高額な費用がかかります。その辺を踏まえて、検討課題ということにさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） それでは、教育委員会の質問のほうに移りたいと思います。

質問に入る前に、教育委員会が学校の目標にしていることがあります。まず、それを読み上げますので、頭のどこかに入れておいていただいて、質問を聞いていただければと思っております。読みます。

子供たちが郷土への誇りを持つとともに、未来に対し、夢や希望を描き、それを実現できる力を蓄えられるよう、家庭、地域、生産学習との連携を図りながら、楽しい授業、体験できる授業の充実等を特色ある学校教育を推進しますとあります。

質問です。

まず、最初は、南箕輪村独自の授業についてであります。

来年2月に、南箕輪村の日が制定される運びになっております。村も当日の企画準備に怠りはないかと思えます。多くの村民がこの日を祝い、村に誇りを持つ日にしたいものです。今回、あえて教育現場でどう考えるかについてお伺いいたします。

南箕輪村が人口1万5,000人の大台に達しました。人口増加の多くは、他地区から来られた転入者が多く、いわゆる社会的現象であります。こうした来られる皆さんが、どれだけ南箕輪村を知っているかは疑問であります。先代が築いてきた歴史、文化は貴重なものがあり、現在の南箕輪の礎となっています。村の生い立ち、歴史、文化を児童生徒のうちに教えていくことが、村のよさを知り、郷土に誇りを持ち、村は将来とも生活基盤にしていき、ひいては南箕輪村の発展につながっていくのではないかと考えます。

そこで、教育委員会として、村独自の村の内容を伝える教科書を作成し、授業の中へ取り入れていき、村の内容について考える機会をつくることが大事だと考えますが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 山口議員から御質問がありました南箕輪村の日が制定される件につきまして、歴史、文化等、こういうものの授業を取り入れる考えはないかという御質問でございますが、将来の村を担うであろう子供たちに、村の生い立ち、または歴史・文化等を伝え、郷土に誇りを持たせる、こういうことは本当に大切であり、大事に考えていたいと、そのように思っております。

南箕輪村の小学校では、毎年11月の下旬に開校記念日を行い、その記念講演では、講師となる方に村の歴史や学校の歴史等にかかわるお話をしていただけるようお願いをしております。中学校では、競歩大会、経ヶ岳ですね、落ち穂拾い等の伝統行事の継続、これを通して学んでおります。小中学校ともに、学校では、各区教科の年間時数が決められておりますので、新たに時間を設けるということは非常に難しいことでございますが、総合的な学習の時間とか、関連する社会科及びその他の関連教科の中で活用が可能なか検討していきたいと、そのように思っております。

また、村郷土館の史跡めぐりを以前行っておりますので、南箕輪史跡めぐり全48話というのがございますが、これにつきましては学校にも渡してありますし、村の図書館にも置いてありますので、それらの活用方法、それと民話の絵本等もありますので、それらも含めて活用できるかどうか検討してまいりたいと、そのように思っております。

教科書作成につきましても今後検討してまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 検討していただけるということで、前向きな形で検討してほしいのですが、今、先ほど一つ気になることがあったんですが、授業の時間が決まっているということを言われて、その中で、なかなかそういう中に入れていくのは難しいというような話もあったんですが、最近はやとり教育から逆にあって、土曜日授業をやる学校もふえてきております。時間というのは、そういう形の中でのれることもあるわけです。ですから、何も時間がないからできないというような形では前へ進まないと思いますので、その点どうでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 以前は、月のうちに2日、土曜日に授業がありました。それがなくなって、現在は全て土曜日は授業はなくなってきております。それにつきましては、いろいろなところから御意見等伺っておりますし、土曜日に授業をやってもいいんじゃないかという話もございます。そういうふうになれば、そうなったで、また検討することができるかと思いますが、現段階におきましては、ただ使える時間としては、小学校1・2年までは生活の時間、それ以後につきましては総合的な学習の時間等々を何とか工面していくというような形になろうかと、そのように思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 次に行きます。

県は、阿部知事が、信州型コミュニティースクール事業で県下にモデル校17校を指定し、来年度から2年間、地域と歩む学校推進を実施していく意向であります。

南箕輪村でも、南部小で平成21年まで、学校支援地域本部事業が実施されました。好評であったと評価しております。

こうした取り組みが必要なことではないかと考えますが、こうしたことを取り入れながら、今後、村が独自の教育方針のもと、学校教育推進に当たる必要があると考えますが、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） コミュニティー関係の御質問でございますが、県の教育委員会におきましては、今年度新規事業として、信州教育の再生に向け、信州型コミュニティースクール創業事業を行っております。これは、地域に開かれ、信頼される学校づくりを推進するための補助事業ということでありまして、現在、県内3市町村、11校をモデル校として実施しております。

この地区、上伊那管内では、辰野町の両小野中学校がモデル校として行っていると思います。これは、平成11年度から、両小野小が両小野学園推進委員会を発足して、小中一貫校を目指しております。その関係のことかと、そのように思いますが、辰野町につきましては、それ以外の小学校4校、また中学校1校も取り組んでおるとのことでございます。

本村におきましては、モデル校として導入している辰野町の様子をお聞きし、参考にしながら、学校とも協議してまいりたいと、そのように思っておりますし、南部小で行われました地域支援事業はすばらしかったなと私どもも思っております。そのようなことが可能であるかどうかとも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 次に行きます。

学校の朝練の廃止についてであります。県教委は、中学スポーツ活動検討委員会の報告書を受け、中学校運動部の部活を原則廃止を検討されております。県下では96%の学校が行っているとのことですが、県教委は、この件について賛否両論があることから、学校現場や保護者の声を丁寧を受けとめ、慎重に検討するとしております。当村への調査依頼も来ているかと思いますが、教育委員会の考えはどのように考えるかをお伺いし、質問いたします。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 山口さんが申されましたとおり、朝練につきましては、今朝の信毎にも載っておりますし、その他ニュース等でいろんなことが話題とな

っております。その中では、顧問や生徒、保護者から、さまざまな意見が出されており、考えさせられるところでございます。

南箕輪中学校におきましては、11月から1月の放課後は部活ができません。年間を通して、授業終了が4時20分、11月から1月にかけては4時半下校となっております。その点で、朝の部活ができないという形になると、この期間は土曜日、日曜日を除いて部活動ができないという状況になります。わくわくクラブの活動という形で、必要に応じて許可できる方法等があるのか、どうなのか、そこら辺も検討していきたいと、そのように思っております。

どのような形で進めるのか、子供たちにとって一番よい方法を学校、保護者、わくわくクラブ等々を交えて協議しながら、郡内市町村の状況等も参考にして検討していきたいと思っておりますが、最終的には学校の判断を尊重したいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 学校の判断、あるいはその父兄、あるいは子供の判断が大事だと思いますが、県教委がそういう方向を出したというふうに、もし今、特に冬場は当然できないし、そういう意味では夏場、どうしてもこういうものは必要になるんじゃないかというような判断もされたときに、県がある程度の形の中で規制をといますか、廃止を打ち出されたときは、どんな考えでやられるんでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） そのことについて、それに従うのか、また何らかのほかの方法があるのかどうなのかということを検討する、せざるを得ないかなと思っております。全て、11月から1月にかけて何もできないという形になると、それも子供たちにとってはかわいそうだなと、そのように思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 次に行きます。

インターネットなどの普及により、数多くの情報が入り、生活に役立つことも多くあります。よい情報ばかりではありません。有害情報もあり、被害に巻き込まれるケースも多々あります。インターネット上でのソーシャルメディアは、個人の情報発信ができ、個人間、そして多くの人とのつながりができ、画像、動画を含む視覚ツールを使ったコミュニケーションが可能であります。こうしたものにも大きな落とし穴があると言われております。私は、こうしたことは知識がなく、深く入っていきませんが、児童生徒はどんどん使いこなせるのだと思います。その結果、思いがけない被害に遭うことが多くあるそうです。児童生徒に対し、情報を識別できる能力やモラルを教える教育が必要と考えますが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 山口議員から、携帯電話等々におけるモラル教育、こういったものの必要性があるのではないかと、こんな御質問でございます。

全く同感でございます。学校のほうにも、いろいろな機会を通じて、そういう教育をするようにというようなことを口頭で伝えております。例えば、本年度、南箕輪小学校では、6月1日の学校公開日の中で、PTAの講演会が開かれまして、「便利なネット、ここが心配」と題しまして、長野にあります関係のところから講師をお願いしまして、3年生から6年生の児童を含めて、保護者も一緒にネット社会の危険性、あるいは便利性、そんなところを勉強したところでございます。南部小のほうでは、10月の参観日に、6年生の保護者懇談会の席上、携帯電話やスマートフォンに関するトラブルについての研修をしております。中学では、技術家庭科の授業で、情報モラルを扱うほか、折に触れての学級指導、全校生徒を対象に講演会の開催、学年PTAの折の啓発資料の配付等々、力を入れているところでございます。

学校の教育の現場では、時間数に限りがあったり、限界があります。特に、新聞の報道、きのう、きょうと信毎にもありますように、家庭の問題でもあろうかと思えます。家庭でそういった情報機器を入れるときには、何らかの形で約束事を子供さんとしていただいて、正しい使い方を、そんなことを折に触れて、子供、家庭に伝えているところでございます。

教育委員会といたしましても、機会あるごとに啓発活動を続けて、周知徹底していきたいと、こんなふうに考えるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、山口議員。

7番（山口 守夫） 以上をもちまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、7番、山口守夫議員の質問は終わります。

次に、3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） こんにちは。3番、山崎文直です。

このところの国会の状況の中で、与党が大きな数の力で強行採決ということで、私はこの民主主義というものをもう一回考える必要があるんじゃないかなということも考えながら、毎日、少し不安な気持ちでいる現在であります。そうした中で、村の中でも、これから26年度の予算編成等も行われていくわけでありますから、こういうことを頭に入れながら質問をしたいと思えます。

最初の1番目の質問です。太陽光発電のシステムについてであります。

太陽光発電につきましては、村では積極的に補助事業等を展開しているわけでありまして、このところ、家庭の中では4キロとか、5キロ、6キロ、こういうようなところでは非常に進んできております。そうした中で、このごろの状況として

は、中規模以上の太陽光発電システムというのが村内にも幾つか見られるようになり、これから広がってくるのではないかというふうに見られます。

そうした中で、一定のルールが必要ではないかということも考えられるわけであり、農地等を転用して、100キロワット以上の太陽光発電をするというケースも出てきておりますので、この辺のところ①として、こういう中規模以上の太陽光発電について、いわゆる許可基準とか、そういうものが整備をされているのか、例えば村の中とか、県とか、国とか、そういう段階で基準等があるのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 3番、山崎文直議員の御質問にお答えを申し上げます。

太陽光発電に関する質問であります。

出力が10キロワット以上の太陽光発電は、産業用太陽光発電と位置づけられております。住宅用のものとは違い、全量売電することになります。南箕輪村は日照時間が長く、晴天率も高く、太陽光発電に向いている地域であります。また、自然エネルギーの重要性もあり、今後さらにふえてくるんじゃないかなと、こんなふうに考えておるところでございます。

規模に応じた許可基準が整備されているのかどうかという質問でありますけれども、規制基準というのは現在ありません。そのことはそういうことで御認識をお願いしたいと思います。ただ、設置予定地の地目によって、農地法や農振法、あるいは森林法等による規制の対象になる地域もあります。農地や森林につきましては、農地法、農振法、森林法、この規制がかかってくるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 農地法、農業振興法、森林法の中で、ただ、表立った基準というのはないということでもあります。

②にも入ってきますけれども、このごろ見られるケースの中で、水田を転用して、比較的大きな太陽光発電がつけられるということがふえてくると思われ、このポイントとしては、いわゆる上下水道、そういった住宅になるような整備がない土地でも、この発電システムは設置が可能な点であると。近年の農業経営者の高齢化の中で、農地が耕作できないと、こういうことで、その農地を利用するために発電に変わってくるということが予想されます。農業委員会のところでも聞くところによると、そういったケースがこれからふえるのではないかというふうに言われていますが、今の時点でそれはいけないという、そういうことにはならないわけですから、増加されるというふうに思います。これは、例えば、水道がないところでも、道路も余り整備されていなくても、近くに電柱があれば売電をすることが可能になると、こういうことであります。

そういった中で、村は、これから景観行政団体に向けての景観計画というのも進めているわけでありますから、こういった点で発電システムが、例えば反射の問題だとか、そういうことで、景観計画を進める中でのこういうものに対して、支障が出ることはないんだろうかと、こういうことを思うわけでありますので、この辺について考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農地等につきましての太陽光発電設置の御質問でございます。

今年度に入りまして、農地への太陽光発電設備の相談が何件か出てきております。議員、御指摘のとおり、農地の維持管理の困難性、こんなこともあるんじゃないかと、したがって、今後増加してくることが予想されておるところであります。私は、農地はやはり農業用に使用すべきだなという考え方を持っておりますけれども、ただ、本当に維持管理という点でかなり難しくなってきました。したがって、その辺をどう構築していくのかということ、26年度に真剣に考えてまいりたいと思っておるところであります。

農地へ太陽光発電を設置する場合は、二つのケースとなっております。

一つは、完全に農地転用をする方法であります。これは、都市計画の用途地域内や市街地にある第三種農地やそれに隣接した第二種農地、これにつきましては、営農に支障がないと認められる場合には、農業委員会の議決によりまして転用も可能となっております。ただ、本当に農業専用の第一種農地につきましては、そういうことはないというふうに思っておるところでございます。

もう一つのケースで新しく出てきております。これは、本村にも今、話があるところでもあります。これは営農型太陽光発電設備であります。これは第一種農地でも可能であります。農振の除外が要らないと、農地転用も一部転用でよいという、こういうことになっておるところであります。しかし、この基本は、いわゆる農作物の収量が8割以上確保できることという、こういったことが大前提になっておるわけでありますので、作物を8割以上確保して発電ができるかどうかという、その辺が一番重要なポイントになってくるのではないかというふうに思います。現在、本村へもその話が来ておりますけれども、この辺が一番問題となっておるところであります。そういうふうにしていくには、間隔をあけてソーラーパネルを設置していかなければならない。同時に、かなり高くしなければならないという、こういったことが出てくるわけでありますので、この辺は十分、農業委員会としても議論をしていただきたいなというふうに思っております。8割という、この基準は曲げないようにはしていただければというふうに考えておるところでございます。

景観等の問題が出てまいります。確かに、近隣の部分では、メガソーラーをめぐる、地域住民の反対運動も起きて、現在、解決しておるというような、こんな事例もあるところでもあります。そういった場合は、やはり近隣住民の理解を得ていく

という、このことが一番大切になってくるのではないかというふうに思います。具体的な規制につきましては検討していかなければならないというふうに思いますが、これはまた景観の委員会もありますので、その中で議論をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 景観行政のための検討会も、これから進んでいくと思いますので、ぜひこの問題も取り入れていただいて、課題に載せていただきたいというふうをお願いしていきたいというふうに思います。

それで、③でありますけれども、近ごろのケースで、私の地元でも、住宅地のすぐ横の農地に、中規模以上の太陽光発電システムの工事が始まりました。その際に、地主さんは地元の方なんですけれども、工事をされる業者さんは県外の会社さんだそうです。工事だとか、例えば住宅地のような場合には、建てる方がそこに家を建てるということは、長いことそこに住むということですから、隣近所だとか、隣組さんとか、そういうところに挨拶に回るとかいうようなことで、事前に情報がわかる部分が多いわけでありまして、この場合は地主さんはいるんですけれども、地主さんのほうから特に話があるわけではないし、業者も県外の方ということで、地元の地域の住民の人は、一体どういう工事が始まるんだということで不安を感じて、相談もあったところであります。

先ほどの話のように、許可基準とか、そういう部分では、今のところないわけにありますから、いけないということではありませんけれども、工事が始まる前に大型の資材を積んだ車が入ってくる。通学の子供たちが不安を感じる。それから、農道のところに、一定期間、車がとまって作業したりとか、そういうことが出たわけでありまして。そういう点で、工事が始まって、建ってから、システムが始まるんだなということがやっとわかったということでありまして。こういうことでは、地域の住民の人たちも不安で仕方がありませんので、せめて、この申請が出るとか、農業委員会にかかるとかいうようなところの段階の中でも、きめ細かな、いわゆる指導。工事が始まったら、地元との調整だとか、そういう部分を行政側としても指導して、スムーズな、危険のないような工事で進んでいくということは、これから必要ではないかというふうに思いますが、この点では村長の考えはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 住宅地に近いところの農地で、知らなくて、工事が始まってしまうというようなケース、これは防いでいかなければならないというふうには思います。ただ、ルール上としてお願いをするしかないという、こういうことでございます。

したがって、現段階でも、農地部分、農地転用をする、そういったことで把握できるものにつきましては、周囲へ説明するようというお願いはしております。

しかし、それが徹底されて、そういう話がなかったということでもありますので、その辺は強化もしていく、こういう考え方でおります。

しかし、農地でない部分、これにつきましては、村は全く把握できません。雑種地だとか、小規模の山林だとか、許可の要らない地目に対してのこういった発電装置の設置につきましては、村は把握をする手段を持っておらないところでありますので、できる限り、近所の皆さんから情報もお寄せいただきたいというふうに思います。行政としてできる範囲で、そういったお願いはしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 農地以外で非常に把握が難しいということで、現状の中では確かにそういうことが生じるわけでありまして。ただ、環境の問題、安全の問題という立場からも、もう一つ検討をしながら、これからふえてくるケースだと思っておりますので、解決方法を検討していただきたいなというふうにお問い合わせをして、2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問は、ふるさと納税制度をさらに活用できないかと、こういうことであります。本村でも、24年度の決算においては、約100万円の寄附金がありました。この100万円の寄附金が全部、いわゆるふるさと納税、税金としての寄附金なのかはちょっとわかりませんが、一定の寄附金があります。そして、この制度としては、1万円以上の寄附には村の特産品が贈られるということの説明がホームページのほうでも載っております。この寄附金、ふるさと納税制度、今、全国各地の自治体の中で力を入れてきている制度だというふうに思います。

下伊那の阿南町は、特に県内では有名であります。ここでは、寄附金をしていただいた方に地元のお米を贈って、非常に好評になっていると。昨日の新聞の中でも、このお米をさらにふやしていきたい。そうすることによって、お年寄りが米をつくるという、一つのまた張り合いが出てきていると、こういうことも報道の中で知りました。

ということで、このふるさと納税、我が村でももう少し推し進めたらどうかなというふうに思います。自治体の中では、贈る品の六十数種類の品のメニューを具体的にホームページの中で取り上げて、納税者が希望を選択できるということで、北海道の自治体ではブランドの牛肉を贈るとか、そういうことをしているところもあります。これはそうしてみると、ある意味で南箕輪村を宣伝する、観光の宣伝という点でも有益かなというふうに思いますので、例えばホームページで今は特産品ということになっていますが、その特産品が何であるかというのははっきりしないところもあります。ものを見て、例えばリンゴのセットが贈られるよというようなことであれば、それに対して寄附金がふえていくという期待感もあるわけですので、これから26年度、非常に税収の伸びも不透明という村長の話にもありますので、この辺のところ少し力を入れてはどうかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ふるさと納税の御質問をいただきました。

平成24年の実績で見ますと、寄附金100万円でありました。そのうちの27万円がふるさとの納税となっております。また逆に、村の方が他の市町村へふるさと納税で寄附をされた額が126万円であります。これは、100万円ほどの差があるということでもあります。ことしは現在までに、ふるさと納税として、昨年を上回る48万円がふるさと納税として納税となっております。本村の場合には転入者が圧倒的に多いということで、他にふるさとを持つ方々が多いという、こういう状況がありますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

特産品等々につきましてのお話がありました。村も特産品の見本写真など、ホームページに掲載し、寄附をされた方が特産品を選択できるようにしていきたいという、こういうふうに考えております。また、あじーなや、そういったところとも協力しながら調整をして、写真を載せるように準備を今進めておるところであります。その辺は力を入れてまいりたいというふうに考えております。

議員の御指摘のとおり、ふるさと納税に力を注いでいる自治体もあるわけでありまして。これは、本当に損得なしでやっていかないと成り立っていかないということでもあります。寄附をしていただいた額と同程度のものを贈っていくという、こういう自治体はかなりふるさと納税でふえておるわけでありまして。産業振興という、こういう面でかなり役立っているのではないかなというふうに思っております。

このふるさと納税制度につきましては、発足当時から賛否両論がありました。私自身も、これで本当によいのかなという思いは持っておるところであります。ふるさと、どこに置くのか、これはそれぞれの考え方であります。しかし、やはり生まれ育ったところ、そしてまた両親等がそこにいるとか、そういった部分で私は考えるべきではないのかなという思いもあるところであります。しかし、制度は制度としてありますので、さらにそういった部分につきましては、充実をしていきたいというふうに考えておりますので、その点は御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 賛否両論ということも承知をしております。ふるさと納税制度の意義が少し変わってきているのかなという部分は確かにあると思います。主婦の方がインターネットを見ていて、特産品で贈られるものを見ながら、ここにやろうとかいうことで、ふるさとがどうのこうのとかいう問題よりも、特産品が何が欲しくてそこへ寄附するのかというようなこと、そういう意味もありますので、賛否両論はこれからもあるかと思いますが、逆に、例えば都会に住んでいる方が、いろんなところへインターネットを見ながら選択ができると、これもまた一つの方法だと思います。その中で、南箕輪の出身の方じゃない方も、信州の伊那谷に南箕輪村があると、特産品のできているこういうところへ1回は行ってみたいなど、こ

うというような気持ちが生まれるきっかけにはなるかと期待をされるところでありますので、ぜひこの辺のところについての拡充の方法も進めていただきたいと思いますというふうに思います。そういうことを期待しながら2番目の質問を終わりたいと思います。

3番目ですが、小中学生の携帯依存対策ということでもあります。

最近のテレビの報道、ちょうど私がこの一般質問を通告する日の朝、テレビ朝日でも取り上げておりました、携帯依存の中高生と。さらには、中日新聞の中でも、「中高生ハマる見知らぬ人との交流、ネットとの出会い危険となり合わせ」という特集の中で、最近、児童生徒、中高生も含めて、携帯やスマートフォンとのかかわり合い、便利なものでありますけれども、非常に危険との隣り合わせと、こういうことが取り上げられております。

11月20日には、村議会と南箕輪小学校PTAの皆さんとの懇談会が行われたわけです。その席でも、これはPTAの方ではなくて先生だったと思いますが、学校における部分でもスマートフォン、こういうものの教育をしとかなないといけないということの中で、村や学校、家庭でも一緒になって、このよい面、危険性について考えていくべきだという御意見がありました。まことに、そのとおりであります。そういう点で、先ほども山口議員からもありましたが、教育委員会として取り組みの状況、方向性をもう一回お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 山崎文直議員から御質問がありました小中学生の携帯依存対策について、お答えを申し上げます。

議員さんが申されましたように、子供たちを巻き込むネットトラブルについては、学校の先生も頭を抱えているというような、ネットいじめ、こういうものをはじめとして、各方面からのニュースが流れてくる、こういうネット関連の事件はさまざまなことが起こること、こういうことが今後も予想されます。ネット依存が強くなると、昼夜が逆転すると、深夜でもメールのやりとりをすると、3分以内にメールが来ないと不安になると、そういったこともありますし、睡眠障害から精神面、こういった悪影響も懸念される、こういうことであります。ですから、適切な使い方に関する教育がどうしても必要となるというふうに思っております。

そのポイントとして幾つか上げられますが、12月9日に、県P連合会、県高校PTA連合会、県教委等から、インターネットの安全な利用に関する共同メッセージ、こういうものが出されました。内容は、保護者宛てのもの、それと小学生を中心に宛てたもの、それと中高校生を中心に宛てたもの等々に分かれており、それぞれにルールも載せてあります。これは一応例でございますが、これらを参考にして、学校でも学習や指導などを継続して行い、機会があるごとに周知していきたいと考えております。ただ、学校だけでは難しい問題でございます。これは親子でのルールづくり、つくったからにはそれを守らせる、守らない場合には携帯を取り上げると

というようなことまでしていけないと難しい問題ではなかろうかと、そのように考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今、9日の県教委、それから県PTA連合会、県高校PTA連合会の三者による共同メッセージということで、きのうの信毎ですか、この報道がされているところで、興味を持って読んだところであります。というわけで、学校でもするんですけれども、家庭の中での教育というのが非常に大事なというふうに考えます。

私も、11月29日のラジオ番組、車に乗っている最中に聞いていると、教育の関係者の方の報道がありました。これは、ゲームをするときの家庭内での親子との協定、これをしていくことが大事だというのがありましたので、非常に参考になるかなと。例えば、ゲームをする場合も、これは携帯等も同じ共通する項目だと思いますが、子供部屋ではさせないと、それから時間を決めるとか、そういうものの幾つかの項目を文章にして、親子で拇印をつけて、それを守っていくんだと、これは非常にいいアイデアだなというふうに考えております。そうしたところに9日の三者の共同メッセージもありまして、大方同じような方式がとられておりますので、こういうのを南箕輪の教育委員会として、具体的にこれから進めていくと、こういうことを考えておられるのかどうかお聞きしたと思いますが。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 県のほうからも、情報機器、ネット機器、ネット利用のルールという形で、ルールの例として、使っていい時間、使っていい場所、子供のことを守るために、また人を悲しい気持ちにさせないためにというようなルールも載せてございました。それらを参考にして、このことにつきまして教育委員会だけというわけにはいきませんので、学校と、また保護者等々を交えて検討をしていく必要があると、そのように思っておりますので、極力前向きな方向で検討させていただきたいと、そのように思っております。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 非常に重要な問題で、子供たちの命にかかわる問題にもつながっていくことでもありますから、ぜひ、学校はもちろん、私も家庭教育、地域の中で校外指導だとか、先日も公民館等へ行きますと、学校の登下校のときには皆さん携帯をやるというのは余り見ないんですが、それから帰って、例えばダンスの教室だとか、そういうところで公民館とかへ行くと、子供たちはほとんどの人たちが携帯とかを持っています。そういう意味で、いわゆる家庭の中での教育というのは、これからより重要になってくると思いますので、地域を巻き込む中での対策というか、これをしていく必要があるかと思っておりますので、ぜひ、そういった点も含めて検討をお願いしたいなというふうに思います。

それでは最後の質問になります。

大芝高原のみんなの森にあります赤松の小屋、それから林望台の活用ということでもあります。みんなの森は、数年前に県の補助事業等もある中で、高原の中に三つの建物があります。一番東にあずまやのかたらい亭というのがあります。それから、ちょうど真ん中に赤松の小屋、これは戸締まりができるような部屋の構造になっております。それから、一番西に林望台があります。時々行くんですが、かたらい亭は駐車場から近いこともあって、あそこはグループの例えば集合場所だとか、そういう形で非常に利用されております。林望台につきましては、残念ながら舗装の道から少し入ったところがありまして、行ってみても、あそこに、ベンチにほこりがたまっていますから、余り利用されていない、2階建てになっていますけれども、2階に乗っても展望がいいわけじゃありませんので、周りの松の木が大きくなって、あそこで休憩をするというのはほとんどないのではないかなということ。赤松の小屋は、いろんな集まりの場所等にもできることになっております。暖かいときに行くと、木の下で休んでいる人たちとか、そういう人たちが多く見受けられます。

ただ、私も昨年質問の中でしまして、赤松の小屋の利用、これを質問した後に、玄関の窓に張り紙がされました。御自由に利用してくださいという張り紙がありますけれども、どの程度利用されておるのか、多分、ほとんどウオーキングに来た皆さんは利用されていないのではないかなと。紙が1枚張られただけで、あそこが利用できるということはまずないのではないかなということで、私は赤松の小屋にどうしても、ことし白アリ対策でデッキが修繕をされました。あのデッキのところではひさしを設けて、休憩ができるような、そういう手だてをすることによって、さらにウオーキングをする皆さんから利用があるのではないかなというふうに思いますので。それから、林望台については中に入っていますから、この辺を少し整備することによって、休憩する人たちがあそこに行って利用しやすい。そのようなことも、施設ができて数年以上経過する中では、見直しをする時期になってきているのではないかなというふうに思います。ウオーキングをする人たちは非常にふえていますので、せっかくできた三つの施設をさらに活用できるような形で、26年度の予算、これからも立てるところでありますので、ぜひ検討をしていただきたいなと、こういうふうに考えますがいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） みんなの森の赤松の小屋、林望台の活用についての御質問であります。

赤松の小屋、林望台につきましては、平成12年度から14年度まで、県の生活環境保全林整備事業でつくった施設でございます。既に10年余経過しております。昨年度、みんなの森、どれぐらいの利用があるのかカウンターを設置いたしました。日によって、天候によって違いはあるわけでありまして、毎日平均しますと、250人から300人ほどの多くの皆さんに利用されておるところであります。

そういった中で、赤松の小屋の利用、山崎議員からも御質問いただいたところがありますが、一般の方の利用につきましては、正確に把握が、人数把握というのはできておりませんし、できません。余り多く利用されているという、こういう認識は持っていないということでもあります。利用者の方にアンケート調査をとるなど、必要性につきまして把握していく必要があるのかなというふうに考えておるところであります。

ただ、ここのみんなの森のウォーキング、これを利用する皆さんにつきましては、赤松の小屋、トイレの利用というのは、これはかなりあるというふうに思っております。ウォーキング、健康増進、こういうことが主でありますので、あそこで休むという人はほとんどおりません。その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。休んでいては健康増進になりませんので、そういったことはお願いしたいというふうに思います。ただ、利用者の皆さんがどの程度希望しているかどうかという、こういう把握をしていくことは私は必要だというふうに思っております。

林望台につきましては、設置当初はまだ木が小さかったものですから、かなり周辺の眺めもよかったわけであります。しかし、木というのは大きくなりますので、現在ではほとんど周りをとるわけにはまいりません。ただ、このエリアにつきましては、大芝高原森林整備基本計画に基づいて、来年度以降に森林整備を進めていく予定となっております。間伐後には少しでも眺望が開ける、こういうふうに考えておりますので、その点につきましては休憩をする場所等々になるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 今、ウォーキングする人ですので、トイレは利用するが、赤松の小屋で休む人はいないという村長の答弁ですが、今のままでは利用する人はいないと思います。ただ、あそこで休む人はいっぱいいます。付近のところで体操したり、丸太のところで座ってとかいうことです。一つは、雨宿りということの対策もありますので、そこで雨宿りができる、そういう部分も1カ所ぐらいは設けてやるのが、またウォーキングする人たちに対してのサービスも含めて必要かなと思いますので、ぜひその辺については、例えば利用者の方の意見も聞いていただく機会を持つとか、そういうことで前向きに検討をしていただきたいなというふうに思いますので、ぜひ期待をしておりますのでお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

ただいまから10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

議長（原 悟郎） ここで報告をいたします。

清水教育委員長から、近親者の葬儀出席のため、しばらくの間、欠席する旨の連絡がありました。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 議席番号 1 番、百瀬輝和です。一般質問をさせていただきます。

今、日本は、将来に向けて、継続と安定の基盤をつくることが求められています。目先のことだけでなく、国民の安心安全を守るための将来を見据えた政策が重要だと考えます。国も地方も、どこまでも国民一人一人のための政治でなければならないと考えます。特に、国の政策新法案は、より一層の丁寧な説明を望むものです。

さて、ことし6月に、閣議決定された日本最高戦略において、国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、データヘルス計画の策定が盛り込まれています。

そこで、データヘルスの取り組みについて伺います。計画策定は、まずは全ての健康保険組合が計画を策定し、27年度からの実施を目標に、今年度中に健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針を改正することとしています。それとともに、市町村国保が同様に取り組みを行うことを推進するとしています。データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことで、レセプト、いわゆる診療報酬明細、保健診断情報等を活用し、意識づけ保健事業、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくために製作するのがデータヘルス計画です。この取り組みをすることで、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとってメリットとなります。この取り組みは、レセプトや特定健康診断、特定保健指導の情報が電子化が進み、そのデータをもとに医療費の内容や傾向の分析が可能になったことのできるようになりました。

データ分析、大変難しい取り組みだとは思いますが、先進的な事例で、広島県の呉市は呉方式と呼ばれていますが、同市は65歳以上の人口比率が31%になり、医療費が膨れ上がり、2008年の1人当たりの年間医療費が約60万と、全国平均よりも4割も高いという状況で、危機感を募らせた同市は医療費適正化へ乗り出し、まず着手したのが国保加入者のレセプトのデータ化です。患者が処方された医薬品や診療内容を把握し、独自に分析した上、ジェネリック医薬品の利用促進を図った結果、ことし3月までに薬剤費の削減額累計は5億円超にもなったということです。そのほか、保健師や看護師による訪問指導などを行い、過度の受診を抑制することもできたそうです。ただし、この方法を行うのは、行政と地元の医師会との協力関係がカギになります。このこと、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1 番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

健康長寿の取り組み、データヘルスの導入の考え方はという御質問でございます。

長野県は世界一の長寿県となっております。長寿も大切でありますけれども、やはり健康寿命をどう延ばしていくか、このことは極めて大切だと、こんな考え方に立っておるところであります。

データヘルスにつきましては、議員さんの御指摘、御質問のとおりでございます。各健康保険組合におきましては、データヘルス計画作成や事業の立ち上げ等を行う、こういうことになっておりますし、市町村国保も同様の取り組みを行うことを計画しております。具体的な問題でありますけれども、27年度から実施するという、こういうスケジュールを想定していたところではありますが、できるだけ早い時期にということから、今年度、国の補正予算案にこの制度等々について盛り込まれるという、こういうことになっております。

厚生労働省につきましては、市町村国保等が同様の取り組みを行うことを推進するとして、国保でもデータヘルスに取り組むこととしております。国保向けの経費の一部を前倒しして、今年度補正予算に盛り込む予定であります。既に、国保中央会が開発しております国保データベースシステムについては、国保のレセプトと介護保険情報を取り込み、健康健診情報等を活用し、効果的に保険事業を実施する、こういう目的を持っております。既に、市町村担当者への操作説明会は行われております。運用につきましては、来年1月ごろ開始ができればと予定されておるところであります。この国保データベースシステムに、後期高齢者健診データの取り込みや歯科レセプト電子化に対応できるシステム改修の補助を行い、機能の拡充を図る計画であります。あくまで、これは補助対象につきましては国保中央会ということになっております。こういったデータの活用、住民の健康管理につながっていけばという、こういう思いであります。村としてもこのシステムの活用を図ってまいりたい、こんな考え方でおるところであります。

医師会との連携が必要という、こういうことであります。現在でも、医師会とさまざまな分野で連携をしておるところであります。こういったことにつきましても、また機会等々との連携というのが大切になってまいりますので、その辺は積極的に行っていきたいというふうに思います。

以上であります。

議 長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 村でも、保健予防係で保健指導の取り組みをかなりやられているということは伺っております。先ほどのデータヘルスの計画の取り入れもしていくというお話ですので、その中で、やはり健康づくりに一番何が大事なのかなということを考えると、きょうの最新のアメリカの科学誌のネイチャーコミュニケーションズ、12月11日付で掲載されていたんですが、男性も女性も同じように健康的な食事と生活をとるべきであるという示唆がされております。特に、父親の食

生活が子供の健康に影響を与えるというような発表もされております。

また、日本人の3大死因はがん、心疾患、脳血管疾患です。平成22年の死亡率は5年前と比べると、いずれも減少はしてきておりますが、しかし、その死因の主要な決定因子が喫煙、高血圧であるとされています。研究対象となった死亡96万件のうち、喫煙で亡くなられた方が12万9,000件、高血圧で亡くなられた方が10万4,000件とされております。

国立がんセンターでは、2012年に公表した多目的コホート、これはデータを集めて研究するという、結果を出していくということですが、禁煙、節酒、減塩、運動、適正体重の五つの健康習慣のうち、実践していることがゼロまたは1個の基準グループのリスクを1とした場合、2個、3個、4個、5個実践しているそれぞれのグループの相対リスクは男女とも直線的に低下したと言われております。平均すると、1個の健康習慣を実践するごとに、がんのリスクは男性で14%、女性で9%低下すると明らかにされました。

このように、禁煙や減塩、運動など、生活習慣次第で疾病や死亡を回避することができるということです。生活習慣の改善によって、健康な体が維持できるということになります。ですから、予防を図ることがいかに大切か、重要であるかということになります。

その中で、特に予防に僕は取り組まなければいけないというのが、糖尿病があると思います。平成19年の国民健康栄養調査において、糖尿病が強く疑われる人は約890万人、糖尿病の可能性が否定できない人、約1,320万人、両方合わせると2,210万人になります。10年前の約1.3倍にふえているそうです。将来的には、人口構成の高齢化に伴い、増加するペースが加速することが予想されます。糖尿病は心疾患のリスクを高め、精神障害、網膜症、腎症、足病とといった合併症を併発すると言われております。生活の質、並びに社会経済的活力と社会保障資源に多大な影響を及ぼすとも言われます。糖尿病は、現在、新規透析導入の最大の原因疾患であるとともに、成人中途失明の原因疾患の第2位に位置しております。さらに、心筋梗塞や脳卒中のリスクを2から3倍増加させるとされております。糖尿病でありながら未治療である人や治療を中断している人を減少させるために、糖尿病治療の重要性に対する社会全体の認知度を向上させ、また治療中の人にはより積極的に保健指導等を行う、適切な治療開始、継続、支援する仕組みを構築することが求められております。

先ほどのデータヘルスも、当然このことは行っていくと思うんですが、特にその中でも、このことを強力に推し進める必要があると思いますが、村長いかがですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 糖尿病の話がありました。さまざまな要因があろうかというふうに思います。現在でも、この健診結果データから、特に高血糖、高血圧、脂質異常、肝機能など、幾つかの危険要因を重ね持つ方や、データが本当に悪い方、

また治療をしていない方など、重症化の危険性が高い方につきましては、重点的に保健師や管理栄養士が健康相談や訪問を行っておるところであります。これは既に実施しておりますし、これからもこういった活動が大切になってくるというふうに考えておりますので、継続的に重点的にやってまいりたいというふうに考えております。

健康管理で一番大事なことは、やはり、まず自分の健康を自分で知っていただく、このことが重要であるというふうに考えておりますので、ぜひ、この健診受診率、これを向上させていかなければならないというふうに思っておるところであります。以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 生活習慣の改善、特に食事の取り組みというのは、一人一人が行っていかねばいけないと思いますが、その重要性をしっかりと指導していくというのも大事だと思います。また、地域包括センターと保健指導の連携の強化というのも重要になると考えます。特に、認知症の予防、早期発見なども、これは食生活にかかわると言われております。ですから、庁内の組織体制の準備をしていくことも不可欠だと考えます。

10年後の日本を見据え、国民の健康指標を定めた健康日本21、第2次が4月からスタートしました。日本は、先ほど村長が言われましたが、平均寿命が世界トップの長寿大国となりました。長野県はその中で1位です。しかし、高齢期を元気で暮らす、健康長寿との間には10歳以上もの差があります。健康日本21の中間評価では、先ほど言いましたが、糖尿病をはじめ、多くの項目で、数値目標の達成が困難であることが指摘されております。また、国民皆保険制度の保険給付費の増加を抑制する取り組みも大切です。先ほどのデータヘルスの取り組みも重要な施策であります。適切な健康指導を行うことが予防につながっていきます。そのためには、多くの人に健康診断の受診や健康指導を受けていただき、健康づくりに取り組んでいただくことが重要になります。

そこで、健康マイレージの取り組みについて伺います。先ほど、健康長寿の話をしました。多くの方からよく聞く話が、ぴんぴん、ころんが理想だねと聞きます。大歴史学者のトインビー博士は、ラテン語でラボレムス、さあ、仕事を続けようという意味だそうです。ラテン語で、をモットーとして、80代になっても、毎朝必ず午前9時に机に向かったのが有名な話です。年を重ねても謙虚に挑戦し続け、その姿勢にこそ、人生を生き生きと歩む要諦があると考えられます。坂口元厚生労働大臣も、労働寿命を延ばしたいと提唱しています。

村では健康づくりにいろいろな取り組みをしておりますが、その取り組みへの参加者をふやす施策として、健康マイレージの導入を考えてはいかがでしょうか。健康マイレージは、村民が健康に関するイベントに参加するとポイントがもらえて、一定量たまったら、そのポイントをいろいろな特典にかえることができる。村がポ

イントのつくイベントを考え、ポイント数、そのイベントで何ポイントつくかを決めていただき、特典も何が特典になるか決めるわけです。例えば、特定健診を受けたら5ポイント、健康士の健康指導を受けたら3ポイント、元気アップ参加で2ポイントなど、10ポイントたまれば大芝の入浴券がもらえるだとか、パル大芝の食事券がもらえるなど、特典はいろいろ考えていただければいいと思いますが、村民が健康に取り組むことで、メリットを感じることができる施策です。このことにより、健診率アップや医療費の適正化につながると考えられますが、村長いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 健康マイレージの導入についての御質問であります。

御指摘のとおり、さまざまな健康に関する行事に参加したときにポイントをつけて、還元をしていくという、この健康マイレージの制度のようであります。私もこの言葉、余りなじみがなかったところでもありますけれども、健康への関心を高め、健康づくりの活動の実践を進めるために、一つの方法であるとは思っております。いかに受診率を高めていくか、あるいはいろんな講座に参加して、健康に関心を持っていただくか、このことは大切なことでもありますので、そういった活動の実践を進めるための方法ではあると思っております。しかし、すぐにどうこうという、こういうわけにはまいりませんので、実施している自治体もあるようでもありますので、その辺を少し検討させていただきたい、研究させていただきたいというふうに考えております。そんな点で御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 現在、本当に多くの自治体が健康マイレージを取り入れて、住民の健康に対する意識づけをされているということです。一つ、前向きに考えていただきたいと思えます。

また、その中に、今、伊那中央病院が始めた「ちょこっと健診」というのがあるんですが、これ、私もこの間、ニュースで見て、先日行ってきました。これは、本当に保険証も要らずに、待ち時間もなく、30分ぐらいで検査ができるので、一つ健康マイレージを取り入れた場合には、このちょこっと健診も入れていただきたいと思えます。

次に、終活について伺いたいと思えます。

これ、終活、仕事を探す就活ではなく、終わる活動の終活です。終活なんて縁起でもないと言われるかもしれませんが、終活が必要な時代になりました。終活とは、御存じのとおり、人生の終わりのための活動の略です。人生の最後を自分の理想的なものにするための事前の準備のことです。日本では、最近まで、人生のエンディングを考えることは縁起でもないという一言で遠ざけられてきました。昔は、家族や親族の強いきずなや信頼関係があった時代だったからでしょうけれども、2015年

の統計では、全国で65歳以上の単身者、夫婦のみの世帯が64%になります。65歳からの平均余命は、男性で15年、女性は20年以上になります。最終章はかなり長編になります。終活の認知度は、聞いたことがあるが意味は知らないという人が33.5%、必要性については、必要を感じるが実際には何をしたいかわからないという人が76.2%です。最終章の不安を安心に変えるために、役場内でも終活サポート係とか、終活カウンセラー係の取り組みをしてみませんか。村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 終活の取り組みの考え方につきましての御質問であります。

御指摘のとおり、終活とは人生の終わりのための活動、この略だそうであります。人間が、人生の最後を迎えるに当たって行うべきことを総括したという意味であります。主な事柄といたしまして、生前のうちに自身のための葬儀や墓などの準備、残された者が自身の財産の相続を円滑に進められるための計画を立てておく等々が上げられております。終活という言葉、週刊朝日の連載から生まれたということのようであります。

確かに、生前、用意周到に準備をしておけば、残された遺族の方に対する負担は軽減される、そんなことになると思います。残された家族への愛情、思いやり、感謝の気持ちが遺族に伝わるものと思います。また、本人自身も、自分の人生を冷静に振り返ることができ、すばらしいものだとは思いますが、考え方はそのとおりだろうというふうに思うところでもありますけれども、こういった活動を行う、行わない、このことは個人の判断によることですので、行政としてかかわっていくという、こういうことはどうなのかという、このことにつきましては、私自身は行政として取り組むことであるのかなというふうに思っておるところであります。これは現時点でのことですので、個々の判断によって、そういったことを考えていただければいいのかなというふうには思っております。

私も、最近、本当にそんなことを考え出しました。我が家は、これからどうしていったらいいだろうかな、そろそろそういった整理もしていかなければならないのかなという思いもあるところでもあります。そんなことを考えれば、個々で対応していく、このことは重要であるという、こういう認識を持っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 本当は、個々で対応すべきなんですが、ただ、どこをどうしていいかわからない。終活の教科書というの、僕は本屋に行って買ってきたんですが、四つのお約束ということで、1が「人生の終わりをうまく締めくくるための準備ができます。今から、よりよく自分らしく生きていくための活動が始められます。身辺整理、エンディングノート、介護、葬式、お墓、遺産相続など、整理して考えられます。大切な人のために考え、大切な人のために残すものこと

を明らかにできます。」というような、こういう教科書も出ております。

議長、済みません。通告には書いていなかったんですが、公民館活動としての取り組みができるかどうかを伺いたんですが、よろしいでしょうか。

議長（原 悟郎） ちょっとお待ちください。

突然ですが、教育長。

教育長（征矢 鑑） ちょっと突然で、頭が真っ白であります、やはり、村長が言うように、個々の問題として、高齢になれば当然考えていかなければいけないことかなど、公民館長にも相談をしながら、検討のまた上の検討にさせていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 突然、済みません。

本当に、これは大事な取り組みにこれからなってくると思います。適切な指導ができる方が僕は必要なんだろうなと思いますので、よろしくお願いします。

終活についての興味ある内容で、1位は不用なものの整理・処分、2位はエンディングノート、3位は終末医療、延命治療、臓器提供に関する意思表示となっております。

そこで、2位のエンディングノートについて伺います。終活のセットで普及し、終活を支えるためのものです。エンディングノート、それもちよっと買ってきましたが、いろいろな種類があって、1,000円ぐらいで買えるものです。

エンディングノートの誕生は、2003年のボランティア団体、NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブであると言われております。それから10年が経過し、今ではさまざまなタイプのエンディングノートが出ています。このノートが大変便利なのは、エンディングの準備に必要な内容が一冊にほどよくまとめられている点があります。書き込み式なので、記入しながら、多岐にわたる情報を整理できます。エンディングノートは終活の指南役であり、伴走者なのです。

アンケートでは65歳、まだ村長はそこまでなっていないですかね、65歳から終活のことを考え始める人が多いようです。そこで、65歳以上の人に、このエンディングノートを配付するという事業を行いませんか、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） エンディングノートの配布の考え方はという御質問でございます。

私も65歳過ぎましたので、先ほども申し上げましたように、いろんなことを考えていかなければならないだろうなというふうに思っております。私の場合は、まず第一には不用なものを、財産をどう処分するかという、このことが大事かなど。長男がこちらに帰ってこないということでもありますので、そこら辺は考えていかなければということ考え出しました。

このエンディングノートにつきましては、延命措置を望むかどうか、あるいは財

産に関することだとか、相続、葬儀等々のようでありますけれども、遺言と同じ部分で、法的効力があるのか、ないのか、法的効力はないという遺言との違いがあるようであります。

御指摘のように、このノートも販売をされておるところであります。行政で配ってどうかという、こういう御提案でございますけれども、先ほどの質問と同じように、行政として現在、捉えていく必要があるのかどうか、必要があるというふうには思いますけれども、行政としてやる仕事であるのかどうかという、こういうことを考えれば、現在のところ行政でノートを配る、このことは考えておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） 本当に、私もこれを見させていただいて、自分もこれ、書き始めなければいけないなということを考えました。本当に、1 章から 3 章まであるんですが、いろいろな自分史、自分の歴史を書きつづれるノートになってますので、行政で将来的には考えていかなければいけなくなるときが来ると思いますので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思います。

お墓についても内容に書いてあるんです、これ。葬儀の仕方だとか、お墓についても書いてあるんです。今、村では、墓地公園、墓地の販売もされていますが、都会では、今、そういう 1 個のお墓に入らずに、森林、森の中に埋めていただきたいというような意見も出てきて、南箕輪村も若い人たちというか、村外から移住されている方たちがふえていますので、そこら辺で、樹木葬という、大勢の方がそこに葬られて、多くの方が自由に行けてという、樹木葬というのが考えられ、行われているんですが、村として、そういうところも考えていく考えがあるかどうか、ちょっと、これは通告にはなかったんで済みませんが、村長の考えがあれば聞きたいんですが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 樹木葬というお話でございます。

葬式、葬儀の方法、いろいろあるというふうに思っております。現在、かなり変わってきている、そういう認識も持っておるところであります。ただ、墓地公園の販売というのは、今、行政でやっておるわけでありましてけれども、ここまで拡大をしながら考えていく、このことは行政としてどうなのかなというふうに思いますので、現段階ではそういった考えて方は持っておりません。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） わかりました。これも将来的には必要になってくる事項かなと思います。

次に、3 位の終末医療、アンケートで 3 位になっていた終末医療、延命治療、臓器提供に関する意思表示があります。そこで、終末医療、リビング・ウィルの取り

組みについて伺います。

リビング・ウィルは、終末期医療について、自分の意思、考えを記入するカードです。これ、取り組んでいる須坂市のほうから、私に取り寄せましたが、こんなようなもので、1として心臓マッサージなどの心肺蘇生、2として延命のための人工呼吸器、3として人工透析の開始、4として胃ろうによる栄養補給、5として鼻チューブによる栄養補給、6として点滴による水分の補給、7としてその他の希望というようなものが書けるようなカードになっております。これも法的な拘束力はありませんが、家族が迷わないようにするために製作したそうです。また、医療関係者も、終末期医療の現場で患者本人の考えがわからず、対応に迷うことがあるとの声もあったそうです。大切なのは本人だけでなく、家族と話し合っこれを記入していくということが大事になりますが、このこと、南箕輪村でも取り組んでみませんか、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） リビング・ウィル、幾つか聞きなれない言葉は勉強させていただいてありがたく思っております。これは、やはり有効活用というためには、カードの処理について広範にわたる共通認識、このことが必要だろうなど。そのためには、家族や身内の方とも、日ごろからそれらについての話題、このことを常に持っていくことが必要であるというふうに思っております。本人の希望に添えるような在宅医療、介護等の体制も充実をさせていく必要があるというふうに思っております。したがって、今すぐという、こういうわけにはまいりませんけれども、少し検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思ひます。1の項目については、これから高齢化する社会で、大変重要な位置を占めてくる問題だと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2について伺ひます。

村では、年間、さまざまなイベントが開催されています。それもほとんどのイベントが土曜日、日曜日に行われています。現在、村民の足、まっくんバスは土日は運行されていません。交通弱者の人は、その土日に行われるイベントに参加してたくても、会場まで行けないのが現状です。村の一大イベントの大芝高原まつりについては、循環バスの運行がされています。ただ、村の文化祭や社協まつり、軽トラ市や農産物フェアなど、土日に開催されているイベントについては、交通手段がありません。

聞いたところ、大芝高原まつりは、実行委員会が予算計上して、運行をされていると伺ひました。社協まつりでも、社協のほうで各地区の地区社協から希望を聞いて、送り迎えはしたそうですが、地域の方は知らずに、地区社協の役員さんだけの

送り迎えだったそうです。ことしは、社協まつりと大芝高原の軽トラ市と農産物フェアが同日に行われていたということで、そこに行きたい人の交通手段があれば、もっと多くの方の参加が望めたと思います。これ、大切な取り組みだと考えますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 土日など、交通弱者の足の確保の御質問であります。

大芝高原まつりにつきましては、御指摘のとおり、巡回バス、あるいはシャトルバス等々を運行しておるところであります。実行委員会が予算づけていまして、これは全額村費でありますので、村が予算づけているのと同じことでもあります。

大芝高原まつり以外のイベント、さまざまあるわけであります。今、御指摘をいただいたように、軽トラ市、農産物フェア、あるいは社協まつり、文化祭、イルミネーションフェスティバル等々、数多くあります。土日につきましては、まっくんバスは運行しておりませんので、確かにこれからはそういったことも考えていく時代になってくるのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、休日に行われるイベントはかなりあるわけであります。規模につきまして、大芝高原まつりと規模はかなり違ってくるわけであります。どのぐらい利用される方がいるのかどうか、あるいは村内全てをと、こういうことは大変難しいというふうに考えております。したがって、現状では、個々の対応をお願いしていかざるを得ないというふうに思っておるところであります。

社協まつり、先ほどお話がありましたけれども、社会福祉協議会ともまた話していきたいというふうに思っておりますけれども、特に社協まつりにつきましては、高齢者が中心となってくる場面もあろうかと思っておりますので、そういった試みも行われたということでもありますけれども、周知が十分でなかったという、こういうお話でありますので、この辺はまた社協とも話してみたいというふうに思っておりますけれども、方法論として大変難しいなという、こういう思いがしておるところであります。

ただ、事業の重要性ということは認識をしておりますが、方法論としてどうなのかという、この辺をクリアしていかなければなりませんので、当面はこれは個々の対応をお願いせざるを得ないということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） そうですね、取り組みとしては難しいと思いますが、各イベントの開催する担当課というか、実行委員というか、役員さんのほうで、そこまでやはり考えていただかないと、全部、村が負ってということは難しくなると思いますので、主催者側がそこまで考えて行っただけであれば、ありがたいなと思いますので、一つ前向きにお願いしたいと思います。

村のマイクロバス等の貸し出しの方法について伺います。

南箕輪村バス使用管理規定と南箕輪村スクールバス使用管理規定がありますが、これは一般の村民が利用できるのでしょうか。そこを最初に聞きたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 一般村民が利用できるかどうかということでありまして、管理規定の範囲内であれば利用できるということでありまして、ただ、管理規定がそれぞれ定められておりますので、それ以外は利用できないという。したがって、一般の村民の方が利用するということは、これは多くはできないという、こういうことでもあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） この規定の中で、南箕輪村のバス使用管理規定2条に使用の原則が出ております。1、2、3、4、5、一般は5になるんだと思いますが、その他、村長が行政運営上必要と認めたときとなっているんです。それと、南箕輪村のマイクロバスの使用管理規定については、これは3条にうたっているんですが、4項目あって、（4）のその他、教育委員会が教育上特に必要と認めた場合という書き方がされているんです。この場合というのは、どういう場合なのか、少し教えていただければと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 一般的に、村のマイクロバスにつきましては、公共団体、公共的団体、または行政委員会だとか、その他各種の委員会等々が、村の公務として使用する場合に貸し出しておるわけでありまして、それに近いような形でありまして、それはその都度判断をしていかなければならないというふうに考えております。

マイクロバスも、年間にすると80回余、利用があるところであります。スクールバスにつきましては、ほとんどあきがないという、いろんな部活だとか、そういう部分に使いますので、そんな状況となっております。

ただ、この場合、一番難しいのは、一般運送業の皆さんと重ならないという、このことが一番基本になるわけでありまして、道路運送法に基づいて、有償での運送の制限、利用の制限、このことがあるわけでありまして、そのことを重要視をしながら考えていかなければならないというふうに思っております。したがって、一般の村民の皆様方にお貸しをするということは、行政上、本当に行政の事業かどうかという、このことを判断していかなければならないというふうに考えておりますので、一般的には難しいという、こういうことをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） それでは、一般はなかなか借りるのは難しいという判断

になるということですね。わかりました。

ちょっとデータで資料をいただいて、一般団体の利用状況を過去4年ぐらいいただいたんですが、平成22年、23年が10件、一般団体の利用があります。平成24年、25年が2件という資料なんですけど、これはわくわくクラブに入っているサークル関係も利用されております。そういうサークルについては、なかなか使用できないという状況になるということですか。大会によって違うということなのか、そこら辺、ちょっとお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） わくわくクラブ等々にも、その参加内容、これによって判断をしてきて、貸し出している例というのはあるんじゃないかなというふうには思います。ただ、このマイクロバスの使用の部分につきましては、私の段階まで回ってまいりませんので、詳しく把握をするというわけではありませんけれども、いわゆる目的が何かという、このことで判断をしていかなければならないというふうに思っております。全てを禁止ということではなくて、目的によって貸し出されるという、今までの例を見ますとそういうことだろうというふうに思っております。

しかし、マイクロバス等々を貸し出すときにつきましては、事故への対応ということも考えていかなければならないところでもあります。この辺を一番心配するところでもありますし、先ほど申し上げましたように、料金をとって貸し出すというわけにはまいりませんので、これは法律の中でそういうことになっておりますので、法に抵触しない範囲内、こういうことも考えていかなければなりません。くどいようですが、使用目的、それによって判断をしていかざるを得ないという、このことはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

マイクロバス等々につきましては、以前から議論があるところでもあります。村の税金で買ったんで、村民が利用してもいいじゃないかという、こういうお話もあるところではありますけれども、一定程度歯どめをかけていかないと、これは際限なく広がってってしまうという、こういうことでもありますので、目的によって判断をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、百瀬議員。

1番（百瀬 輝和） 健全育成とか、村の子供たちとかいう取り組みの中で、幅広く、もしあいているときの申請だったら、使えるような形で幅広く門戸をあげておいていただきたいと思います。

それと、その中で、運転手の対応というのがあると思いますが、そこについてはどんなふうな対応になるのか、お聞きしたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村のマイクロバスにつきましては、これは村が年度当初に契約したある会社に委託しておりますので、その運転手ということになります。

マイクロバスにつきましては、現在のところはシルバー人材センターへ委託してありますので、その運転手ということになります。スクールバス、来年度からはシルバーは運転できないという、こういうことになったようでありますので、これはまた村として対応していかなければならない、こういう問題であります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、百瀬議員。

1 番（百瀬 輝和） わかりました。

村民が、本当に自分の健康づくりだとか、健全育成のために使えるような利用ができれば、ありがたいと思いますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

駐日大使にキャロライン・ケネディさんが赴任しました。お父さんが第35代アメリカ大統領のジョン・F・ケネディということで注目されています。また、ダラスで凶弾に倒れてから50年ということもあります。今なお人々の心に刻まれている大統領就任式の言葉です。「国家が何をしてくれるのかではなく、諸君が国家に何をなし得るかを説いたまえ。」、国民に呼びかけながら、国家、国民のため、一切を担って立つ覚悟を表明した演説でした。私も村民のため、覚悟を決めて奮闘してまいります。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、1 番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまから、午後 1 時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 3 9 分

再開 午後 1 時 3 0 分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6 番、丸山豊議員。

6 番（丸山 豊） 6 番、丸山です。

地球温暖化の防止とその影響について、村の取り組み状況などをお伺いいたします。

気候変動による政府間パネル I P C C、この後、I P C Cという言葉で呼ばせていただきますけれども、この第5次報告書が分野別に、これは3分野あるわけですが、ことしから来年にかけて出されてきます。この I P C C という言葉も、実は村長にお仕えするときの現役時代、国の官僚から土木事業のインフラ整備の必要性の根拠、ゲリラ豪雨の発生増加傾向となる研修を受けたことが最初でありました。七、八年ぐらい前になりますけれども、当時は、気温の上昇は、温室効果ガスが過去50年間に観測された温暖化の大部分は、温室効果ガス濃度の増加によるものであった可能性が高いという表現であったが、2007年の第4次報告書は、この気温上昇の地球温暖化は、温室効果ガスが原因であることがかなり高いと結論づけ、さらに今回の第5次の報告書は、人間の活動が原因で、地球温暖化が起きている可能

性は極めて高い、95%以上の確率と、これまで以上に踏み込んだ表現となっております。CO₂の排出削減が急務の課題であることを示す内容であります。

お手元に配付した資料、8ページの8月23日の信毎のトップ記事は、今世紀末の平均気温は0.3度から最大4.8度上昇と報じ、ごらんになった方もいたと思います。ここは、標高が高いですから、海面水位の81センチの上昇は気にはしないでしょうが、気温に対する影響は相当受けることになろうと思います。6年前の報告書より、予測数値が狭まり、制度が増しているとなれば、信憑性も高まっているのではと思う次第です。行政機関のみならず、国民の誰もが環境問題としての地球温暖化防止に積極的に取り組んでいかなければ、先ほどの数字は現実のものとなってしまいます。

1点目の質問であります。削減対策についてお聞きします。

村では、役場が事業所として、平成20年より温暖化対策実行計画を策定し、ことしの3月には第2次の策定をされております。身近なところで、電球のLED化、グリーンカーテン、暖房冷房の温度設定管理などのさまざまな取り組みがされています。毎年、きちんと12月の村報には、その点検評価が掲載され、ことしも拝見してからコメントに対しお聞きする予定でございましたが、残念ながら掲載されておられません。平成24年度までの間に、18年度比で0.5%の削減目標となっておりますが、どのような結果であったかお伺いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、丸山豊議員の御質問にお答え申し上げます。

地球温暖化計画の防止対策と影響について、村の第1次温暖化対策実行計画の成果についての御質問でございます。これは、あくまで役場、事業所としてということでもあります。

御指摘のとおり、村の地球温暖化対策実行計画は、平成20年度から24年度の5年間であります。平成18年度を基準年として、0.5%の削減を目標としてきたところであります。平成24年度の結果は、この実行計画の集約となるところであります。最終年度ということでもありますので、12月の村報で公表されなかったということでもありますけれども、今年度の公表につきましてはこの計画の集約ということで、過去5年間の排出状況や推移のグラフと分析、考察を含めて掲載を考えております。1月の村報に掲載予定であります。そんな点は御了解をいただきたいと思っております。

結果についてでありますけれども、残念ではあります。平成24年度の温室効果ガス排出量は、平成18年度と比べ16.1%増の1,602トンとなり、目標達成には至りませんでした。この要因はいろいろあるわけでありまして、一番大きなのがやはり下水道の普及に伴い、処理場の電気料の増加であります。これが最大の原因。そしてもう一点は、福島第一原発事故によりまして、原子力から火力に切りかえられてきております。その計算上の数値、これが計算上かなり大きくなってしまったという

ことであります。数値が大きくなってしまいましたので、そんな現象であります。これは計算上そういうふうにしろということでもありますので、やむを得ないというふうに思っております。その結果、目標達成には至らず、大幅な増加となってしまったところでもあります。一方、太陽光発電設備を設置したことなどによる排出量現象がある教育機関部門、あるいは前哨への取り組みによる現象がある一般事務部門とは、取り組みの効果も見られておるところであります。今後とも、引き続き削減努力は行ってまいります。

第2次計画は今年度からの計画期間となっており、平成23年度の実績で、下水道事業を除けば、平成18年度で0.8%減となっておるところであります。そんなことも御理解いただきたいと思えます。そういったことを踏まえまして、平成23年度比で、第2次計画につきましては1%の削減を目指すこととしております。ただ、下水道事業の部分がありますので、全体の目標数値から除いていかざるを得ないのかなというふうには考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 今の0.8%の減というのは、第1次に対して、下水道の分を除いていけば0.8%という、そういう解釈でしたか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） そのとおりです。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ということは、0.8%であったんだけど、下水道を除けば0.8%だったから、その差は0.3%ぐらい目標よりもちょっと高かったと。だから、これは火力と原子力の地震の件について、原子力から火力に移ったから、その分が上乘せになっているという、そんなふうに解釈すれば、この数字の0.5%の目標というのは、だから達成できているというふうに理解してもよろしいわけですか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 村長が言いましたように、下水道事業で相当のエネルギーをとられてしまって、温暖化ガスも非常に高くなっているということで、これを除けばマイナス0.8%ということでもありますので、除けば目標達成にも近い数字かなというふうに思っております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） はい、わかりました。

ちょっと関連してお尋ねいたしますけれども、経済性を優先する余り、環境よりも少し経済性というとお金がかかるような、いわゆる電気よりも灯油、電気のことを言うと、ちょっと発電所との関係とか、大きなところの話にもなってまいりますけれども、役場自体の事業所としては、じゃあ、灯油を使うよりも電気のほうが環

境に対してはいいという、こういうことを考えれば、経済性を優先する余りに、いわゆるクリーン、この後、いろいろちょっと出てくるわけなんですけれども、クリーンエネルギーの自動車を使うとかいうことを怠っているとか、そういうことはありませんか、全体的に見ていただいて。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） もう一度、ちょっと済みません。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 仮に、自動車を新車で購入したときに、ハイブリッドだとか、電気自動車だとか、そういうことを購入することを考える、これは後で出てくるわけなんですけれども、新エネルギービジョンの中ではそういうものを優先して持っていくという、そういうことなんですけれども、それを普通のガソリン車を買っているだとか、この5年間の間にはそういうことはありましたでしょうか。そういうことです。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 車等につきましては、できるものはハイブリッド、村長車もいたしました。ただ、村の公用車につきましては、軽自動車为主体というふうになっておりますので、なかなか難しい部分があります。普通車につきましては、これからはもうハイブリッドなり、そういうものを考えて更新をしていくという、こういうことになろうかと思えます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） はい、わかりました。

それでは、もう少し、ちょっと踏み込んで質問したいんですけれども、この実施、1次も2次もそうなんですけれども、点検評価体制というのが、役場の署内で計画されているのが載っております。これはきちんと機能されているのか、どうなのか。そこら辺のところをちょっと教えてください。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 点検の関係ですけれども、年に4回、個人が自己評価点検ということで、数多くの症例に関する点検をしております。それをそれぞれの担当課長がまとめまして、年に2回、達成できたかどうかというものを担当課のほうに相補して、担当課のほうでは、それを見ながら次の施策について検討しているというふうになっております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） わかりました。

ぜひ、また1%の第2次のほうについては、1%の目標に向けて、積極的に努力していただきたいと思えます。

次の2番目のほうの質問に移らせていただきます。

自然エネルギーの導入促進についてお願いいたします。

村では、新エネルギービジョンで、短・中・長期的にわたって、プロジェクト15として10年間のスケジュールを立てています。こんな表になっています、これは。既に、立案から半分が経過してきましたが、この導入目標スケジュールの進捗状況はいかがでしょうか。今後、プロジェクト15を含め、ソフト部分も考慮して新たに組み込まれる予定の行動はあるのか、そんなところを教えてください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 新エネルギーの導入の進捗状況であります。

平成21年2月に、南箕輪村地域新エネルギービジョンを策定いたしました。その中では、15のプロジェクトを掲げてあります。そのうち、導入目標を具体的に掲げている項目は6項目となっております。

まず、太陽光発電のシステムの公共機関への導入については、5カ所で50キロワットの設置目標に対しまして、現在、村の公共施設は9カ所設置で154キロワットとなっており、目標達成率はCO₂削減量で3倍となっております。これは既に達成ができ、かなり上回っておるということでもあります。住宅への太陽光発電設置につきましては、200戸の800キロワットの設置目標を掲げておりますが、本年12月1日現在で、補助を受けたものを含めまして、339戸、1577キロワットの実績であります。これも目標達成率は削減量で2倍ということで、達成できております。この住宅の太陽光発電設置は、村で把握できるものは余剰電力を売電する10キロワット未満の設置でありますので、平成24年7月の再生エネルギー法による買い取り制度が施行されて以来、村内でも10キロワット以上というのはありますので、そういったものは換算していないところでもあります。したがって、実績はもっと上回っておるというふうに考えておるところであります。

木質バイオマス、10年間で10カ所を目標としておりますが、現在では南原保育園にペレットボイラー、中学校、フォレスト大芝等にペレットストーブ4基ということで、目標達成率はこの部分は47%であります。

次に、クリーンエネルギー自動車の導入であります。公用車5台をクリーンエネルギー車に変更する、この目標に対しまして、現在、村の公用車36台のうち、3台ハイブリッドを導入しております。達成率は60%であります。これは、まだ中間年でもありますので、いずれも達成できるというふうに思っておりますし、車につきましては、今後、そういう普通車につきましては、全てそういうふうにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

木質バイオマス導入でありますけれども、これは200戸の家庭の設置を目指しておりますが、現在ではまきストーブが41台、ペレットが6台ということで、達成率が24%であります。これも、補助金の補助制度が施行される以前に設置されたものにつきましてはちょっと把握のしようがありませんので、それ以降の数字ということでもあります。太陽光に比べまして、この木質バイオマスの導入がちょっと低くなっております。

村内の一般家庭の自動車につきましてでありますけれども、これは国でエコカー減税等々進めてきております。本村の自動車保有台数は、24年度1万4,229台で、乗用車が6,891台となっております。このうちの10%がハイブリッド等を導入していただければ、689台ということでありますので、これ以上の導入というのは確実に進んでおるといふ、そういった点では意識も高くなってきておるのではないかと考えております。

そのほかにおきましては、太陽光発電による街路灯、防犯灯の設置、現在14基。

また、廃油の活用もしております。これは、その全量がBDFに活用されておるといふ、こういう状況であります。

したがって、目標はかなり達成できておるといふふうにご検討しております。ただ、本村の場合には、風力発電、小規模水力発電等の部分もあるわけでありまして、これはなかなか難しいという、こういうことで御理解をいただきたいと思っておりますし、今議会でも、電気自動車が普及されるだろうという、そういうことの中で、急速充電設備を大芝高原へ設置するという補正予算をお認めいただいたところであります。そんなことで、これからも新エネルギービジョンに沿って計画を推進してまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 新たに取り組まれる予定の行動というのは、何か計画はございますでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 新たに取り組まれる部分につきましては、今のところ予定していないところであります。したがって、地域新エネルギービジョンの達成をさせていくということをまず優先させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） はい、わかりました。

通告に文章にも、ちょっと記させていただいたんですけれども、ことし3月に認証期間が終了した国内クレジットの制度、南原保育園なんですけれども、二酸化炭素排出削減の取り組みということで、ことしの3月まで3年間、取り組んでいたということでもあります。これについて、ちょっとお尋ねいたしますけれども、金額ベースでどのぐらいの取引があったのか教えてください。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 済みません、後で御報告申し上げます。済みません。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） わかりました。

それは、後の5番目のところの森林のところでもちょっとお尋ねいたしますので、お願いいたします。

太陽光発電、非常に多くなったということで、それはそれで結構なんですけれども、実は、こうやって見回すと、屋根だとか、それからそちらのほうの教育委員会の村民センターの屋根とか、ああいうところがあいております。また、今、農地、先ほどもちょっと話があったんですけれども、農地の空き地になっているようなところもあります。そういうところにも積極的に村のほうから働きかけて、そういうものの発電所みたいなをつくるという、そういうことはもくろんでおられるのか、どうなのか。そういうことについて、ちょっと、こちらのほうからお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農地等への働きかけというのは、これは今のところ考えておりません。やはり、農地は農地として保全をしていっていただきたいなという思いであります。ただ、役場の庁舎、あるいは公共施設のまだつけていないところ、これは計画的にやっていかなければならないと思っております。ただ、財源的な部分で、さらに優先するものがありますので、ちょっとおくれておるといっております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） わかりました。いずれはつけていただくような計画であるということだけお聞きしておきます。

それでは、3番目のほうに入らせていただきます。

村として、役場が事業者として、隗より始めよ的な発想は、過去の議会で先輩議員さんたちが申し上げております。村長も新エネビジョンの巻頭の挨拶で、「住民、事業者、村が協力しながら本ビジョンの各プログラムを実行し、地域で温室効果ガス排出の削減に取り組むことにより、次の世代に豊かな自然環境を残していくことが現代に生きる我々の使命ではないか」と述べられ、また推進法の第20条の第2項の地方自治体の責務と事業者の責務にも、その区域の事業者、住民が温室効果ガスの排出抑制等に関連する活動を促進するための情報提供などに努める、これは努力義務ということになるかと思いますけれども、とあります。これは村のほうは策定義務ですから、強制力が結構あると思いますが、地域に対しては努力義務というようなことで終わっております。

また、エコの精神が浸透してはいるが、村民により一層の協力を要請することも必要と考えるが、昨年2月に出された環境基本計画の具現化とあわせ、どのような取り組みをされてきたか。そして、具体的にどのような行動をお願いしていくか。また、最初の村づくり委員会の行政評価報告書、21年12月に出しておりますが、村全体での地球温暖化防止計画の作成を求められていたが、どのような回答をしたか。

この3点、関連がありますので、一緒をお願いいたしますが、この環境基本計画

というのをちょっと抜き出して持ってきました。ここには、エネルギーの推進と地球温暖化を防止するためという、こういうところがあって、村民の役割、事業所の役割、村の役割がそれぞれ記されておまして、村民の役割というところにも、エネルギーのところは先ほどの自動車みたいなのをハイブリッドの自動車とか、そういうのを導入するようなことを進めるということでもありますから、それはそれで計画どおり進んでいると思うんですけども、もっと村民の役割の環境家計簿を利用して、二酸化炭素をどれぐらい排出しているかを認識し、削減に努めましょうとか、こんなようなことが、あとは電気やガスの使用料の節約に努めましょうから、いろいろ書かれております。こういうようなこともあわせて、今の質問にお答えしていただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 環境の基本計画との関連であります。

確かに、環境基本計画におきましては、村民、事業者、村がお互いに協力して推進していく、こういうことになっておるところであります。ただ、村民の部分におきましては、強制的に要請することも現実問題としてはなかなか難しいという、こういう状況もあるところであります。したがって、協力依頼にとどまるのが現状であります。

福島第一原発事故を受けまして、節電という、こういう部分がかかなり定着しております。エネルギー不足の部分では、節電の呼びかけは広く村民にお願いをしてきておるところであります。そんなことは御理解をいただきたいというふうに思っています。

いろんな分野、かなり村民の皆さん、理解が進んでおると。太陽光発電も、本当にかかなりの割合で設置がなされておりますし、ハイブリッド車の部分というのにもかかなり進んでおるとい、そういう部分を考えれば、かなり意識が高くなっておるといふふうに思っておるところであります。これからも、さらにいろんな広報をしながら、省エネ等々を含めて、村民に周知をしてまいります。

行政評価報告書の関係でありますけれども、村全体の計画実行については、改めて計画を作成するのではなく、地球温暖化防止に貢献することなどを目的としている南箕輪村地域新エネルギービジョンに基づくプロジェクトを推進していくことにより実行していきたいということで、お答えを行政評価委員会のほうにはしてあるところあります。したがって、既につくられている計画というものの着実な推進を図っていきたいという、こういうことで御理解を得ておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） 協力依頼、進んでいるという、そういうお話でありますので、そんなふうに進めていただきたいと思っておりますけれども、ことし、ことしとい

いますか、先ほど全協の中でも、監査委員さんの御意見をいただいた中にも、啓発活動を実施している、これはちょっと総務課さんとか、住民福祉課さんのところにも書かれているように、住民に対してなかなか浸透し切れていないという、そんなような文言も書いてありますので、実は、この環境というか、温暖化についても、こういうところに十分留意していただいて、村民の方にもっとアピールしていただけるような、そんなような広報というか、啓発活動にしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、4番目のほうに移らせていただきます。

昨年の8月に、森林の里親協定、株式会社サンティアと締結しています。この協定は、間伐や枝打ちなどを行っていただける協定となっておりますが、間伐などの森林整備は、二酸化炭素吸収源としてその効果が認められています。55ヘクタールの面積ですが、村としては温暖化防止対策の一環と捉えているのか。もしそうであれば、面積拡充策とか、温暖化防止策のPRができないかお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 森林の里親制度の御質問であります。

この制度につきましては、御承知のとおり、県が仲介となり、里親協定を結ぶ制度となっております。村では、サンティアと平成24年8月に協定を結んだところでございます。支援を受ける側のメリットは、資金、労働面の提供を受けることによる森林づくりが進むこと、また支援を行う側のメリットといたしましては、森林整備による地域環境への貢献や企業イメージの向上、また社員の福利厚生としての活用等々があります。整備を行った森林面積に応じて、森林CO₂吸収の認証を受ける、こんなことができることになっておりますので、そういった里親制度も地球温暖化防止対策の一環であるという捉えかたができるというふうに考えております。

ただ、村がサンティアと結んだ部分の面積といいますか、森林でございますけれども、まだ非常に適齢期に来ていない山林であります。したがって、CO₂吸収算定の部分では、逆に上回ってしまうような可能性もあるところであります。森林に対しては、間伐期に届いていない小さな樹木では、吸収によって排出する二酸化炭素量が吸収量を上回ってしまう可能性があるという、こういうことは一般的に言われておるところでありますので、村が結んでおりますサンティアとの森につきましては、現在のところではCO₂の吸収効果と、こういうことの評価はできないところでございます。その点は御理解をいただきたい、森林整備ということでお願いいたします。

申し出と申しますか、これからもこういった事業というのは進めていかなければなりませんので、県へもお願いをまたしてまいりたいと思っておりますのであります。積極的に、あればやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 樹齡が少ないという意味ですね、今の話は。そうしますと、今、55ヘクタールの面積というか、資料として私たちがいただいた資料の中で、これは飛び地の地図になっておりますけれども、この中で適切などころという、樹齡的には適切な箇所というのはあるわけですか。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 飛び地の大泉所山の中ですけれど、当然、大きい樹齡が二十数年とか、それ以上になっている山もあります。その山については間伐も可能ですし、CO₂削減の効果も出ているということです。ただ、そこら一帯は、昭和の時代から10年ぐらい前までにかけて、奥地林、徐々に間伐を一巡はしておりますので、またそこで信大の先生等の調査も入れまして、さらに間伐が必要であれば対応していきたいと思えます。

間伐を行いまして、林全体の木が太ったり、大きくなったりします。そうすると、森林全体の材積が、木材の量ですね、ふえるということは、当然、炭素の量がふえているということで、そういった形で二酸化炭素が吸収して蓄積されているということです。間伐して木を大きくするという事は非常に有効な施策だと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） だから、この中には、どこか適当なところはまだあるわけですか。ここの箇所が55ヘクタール、それは多分ないと思えます。55ヘクタール、サンティアに貸してというか、お願いしてあるところが、今、樹齡が何か非常に短いということでだったんですけれど、もっと適切な、間伐に適しているような箇所というのが、そちらのほうではだめだったんですか。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 55ヘクタールというくくりでは、大きな木はあります。ただ、ちょっとそこら辺の材積、間伐も1回は手が入っている、そういうところの場所ですので、そういったところにさらに手を入れる必要があるかというのは、またちょっと調査の上ということで対応させていただければと思えます。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） また、ちょっと後で調べていただければと思うんですが。

村としてはそういう事業としてということなんです。サンティアとしては、温暖化防止対策の一環と捉えておられるのかどうなのか。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） サンティアさんのほうに確認しましたところ、特別、CO₂削減ということではありませんが、サンティアさん全体でチャレンジ25とか、そういった取り組みをされている会社です。この森林の里親が、特にCO₂削減と

いう意識ではないようではすけれど、行く行くは、現在手を入れているところは小さい木のところではありますが、健全な森林づくりにつながっていくものですので、広く言えばCO₂削減につながる、現在だけをとると削減ということではないんですけれど、つながっていく基礎ということで考えております。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 先ほども、村長の言葉の中にもCO₂の認証にも対象となり得るといえるか、取り組んでいきたいというようなお話がちょっとあったものですから、それはそれとして、ぜひ、先ほどの2番のところの質問もそうなんですけれども、新たな取り組みといえるか、そういうものが新たな取り組みになっていくんじゃないかというふうには私は思っておりますので、ぜひ、せっかく資源として飛び地があるものですから、有効活用していただきたいと思います、そんなふうには思います。

次の5番目の質問に移らせていただきます。

二酸化炭素を吸収する森林は、我が村の面積60%余り、これは飛び地を含めてなんですけれども、占めています。私たちの議会も9月議会では、温暖化防止対策を進める上で、またより確実なものにするために、森林の整備保全や有効活用を図り、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠であるとの意見書を関係方面に提出しました。少しでも温室効果ガスのCO₂削減が貢献できるような取り組みが急がれています。

新エネビジョンの98ページ、木質バイオマスのまきストーブユーザーの需要と森林の整備を結ぶ仕組みづくりの検討などについての状況はどうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まきストーブユーザーと森林整備を結ぶ仕組みづくりであります。

近年、まきストーブを所有する家がふえてきております。森林の整備促進のチャンスが生まれてきておるといふふうには感じておるところであります。

村は、里山整備事業によりまして、不用材の有効活用等を目的として、まきストーブの利用者を中心に、南みのわ美森倶楽部というのが平成23年7月に発足しております。会員数が47名ということで、かなり大きな組織で発足ができておるところであります。これは村民のみならず、上伊那地方に在住の方が加入をしておるところであります。今年度におきまして、大芝村有林の間伐を行った際に、切り捨てになっている間伐材をストーブ用のまきに利用する活動を行っていただいております。

したがって、そういった仕組みづくりはできておるといふふうには思っております。ただ、これは、公有林の切り捨て間伐の部分を利用するというところでありますので、これから私有林を含めた活動が望ましいというふうには思っております。

おります。村としても、森林所有者にそういった面は周知していきたいと考えておるところでございます。

村もまき割り機を2台購入したり、いろんな施策を行っておるところであります。また、同時に、県でも塩尻市ですか、大きなそういった工場建設という、こういうことでありますので、こういった活動はさらにこれから進んでくるというふうに思っています。村の単位で、47名のこういった団体ができたということは大変ありがたいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 先ほどの導入のところ、やっぱり木質バイオマス、ペレットストーブの関係、少しおくらしているという、そういうような印象も持ましたので、まきのストーブの仕組みづくりというようなことで質問しましたけれども、進んでいるということでもありますので、ぜひ積極的なまた御指導をお願いしたいと思えます。

それでは、6番目のほうに入らせていただきます。

ここからは温暖化に対する影響などをお聞きいたします。

配付資料の10、11ページを見ていただければ、豪雨の回数が非常に多くなってきています。これ、ちょっと見ていただければと思うんですけども、10ページのグラフは、これは100年間の割合といいますか、大雨の数字が上のほうの点線です。少雨というか、雨の少ないところが下の点線で、この変動幅が拡大しているということの意味しております。これは、ダムに雨が降らなくて、水がたまらないというか、水がめが底をつくというような、そんなようなことも意味しますし、大雨のほうは災害を引き起こしているという、そういうようなことを示しております。もう一枚のほうは、短時間の1時間50ミリの発生回数と、下の段が1時間の80ミリの発生回数、右側のほうは、今度は大雨の1日200ミリ以上、それから下のほうは1日400ミリ以上という、この発生回数をあらわしております、これが10年ごとの単位で横線が引いてあります。見れば、ごらんとおり右肩上がりのほうになっていきます。だから、短時間の強雨や大雨の発生回数は増加傾向にあるということをごこのところちょっと見ていただければと思います。

テレビなどでは、経験したことのないというような言葉が出てきましたり、どこでも豪雨があったり、災害が発生しています。竜巻、突風なども発生しやすい異常気象になってきています。我が村は平たんで、他市町村に比べれば安全だということとはよく聞きますが、いつ何どき自然の脅威が襲ってくるか予測できません。過去の経験から、施設が整備できているところは助かっています。我が村の危険箇所の整備状況はどうか、個別の箇所ではなくて、全村的な整備状況で伺いたいと思えます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 地球温暖化の部分で、一番心配な部分、今、御指摘のとおりであります。異常気象によって、ことしはかなり全国各地で大災害が発生しております。特に、河川と土砂災害、これは気をつけていかなければならない、常に危機意識を持っていかなければならないと思っているところであります。

本村の状況でありますけれども、天竜川は平成18年の豪雨災害によりまして、激特事業により、かなり安全性が高まったところであります。そのほか、大清水川、大泉川の河川整備につきましては、必要な箇所はありますけれども、これは県へ要望しておるところであります。

最近の豪雨の対応としては、西部地区の雨水の問題であります。今年度は、南原区の中央道西側に雨水の排水調整池を整備しておるところであります。今後、西部地区の雨水対策、どうしていくのか、地区計画事業も取り入れながら、水路等の改修を行っていく必要があるというふうに思っております。

土砂災害防止法の警戒区域、特別警戒区域内につきましては、これは地域防災計画で必要な警戒避難体制に関する事項について定めてあるところであります。こういったところは、常に住民に周知をしていく、このことが必要であるというふうに思っております。したがって、気象庁等が発令する警戒情報、最近では特別警戒情報というのがありますけれども、そういったことをすぐ伝達する、このことが一番大事かなというふうに思っております。災害で一番大切なことは、避難をする、逃げるという、このことを徹底的に周知していく必要があろうかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、災害というのは完全に防ぐことは難しいところであります。人命第一、これを基本に、これからも危機意識を持ちながら対応してまいります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6 番（丸山 豊） はい、わかりました。天竜川とか、大清水、大泉川など、国・県に対して、より一層の働きかけをお願いして、整備水準を上げていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

農業の分野でお聞きします。

8、9ページの資料を参考にさせていただいて、気温の上昇とともにということでもありますけれども、お手元の9ページのグラフがこの100年間で上がっている気温の上昇トレンドであります。

気温の上昇とともに、産業構造も変わってくると考えられますが、例えば水稲であれば、収穫量は増加しますが、品質は影響を受けるとされています。リンゴは、向こう30年後には生育適地から外れると予測されています。その他果樹、野菜にも大きな影響が生じてくると考えられますが、対策は検討し始めているかお尋ねいた

します。このことは、冬を越すことが可能となった病害虫の対策も含めて御見解をお願いいたします。身近なデータを紹介しますが、伊那市の市役所の平均気温は、この10年間で1度上昇しています。このことも勘案の上、お願いいたします。村には研究機関がないので、技術的な対応は無理であると思いますが、地域格差の優位性を確保するためにも取り組まなければならない必要性はあると考えます。村長の考えをお聞かせください。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業への影響であります。

これは影響はあるというふうを考えておるところであります。一般的には、熱帯などの低緯度地域のほうが、高緯度地域より悪影響が出るとされております。そんなことで、日本が位置する中高緯度地域では、生産性が向上すると予測はされておりますけれども、それを越えた温度上昇ということになれば、これは全ての地域で影響が出てくるという、こういうことでもあります。

ただ、村で検討しているかどうかという御質問でありますけれども、現段階では対策は検討しておりません。検討する、そういう機関もありませんので、ちょっと難しいということでもあります。県の段階で、今、高温に適した稲の品質の研究だとか、高温でも着色のよいリンゴの品種の開発だとか、そういったことに取り組んでいるところでもありますので、これは県の状況を踏まえてやっていかなければならないというふうに思っております。

一方、酒米であります。本来、西日本の温暖な地方で、山田錦というのが栽培されていたわけでもありますけれども、近年、村内の一部で栽培が行われ、南箕輪村の酒米でつくった酒が高い評価を受けておるところであります。そういった例もありますので、産業構造、農業の構造といいますか、そういったものはその都度、対応をしていかなければならないと思っておりますので、ただ独自の研究というのは、それはちょっと難しいということをお願いいたします。

それ以上に心配なのが、それも心配でありますけれども、松くい虫の問題であります。これは、もう900メートルを超えるところにも出てきたという、こういうことになっておりますので、大芝高原の松を守っていく、これに全力で努力をしたいと思いますと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 研究することはとても難しいとは思いますが、それは、私もいろいろ資料を調べていて、一村という段階では、なかなか研究機関もないものですから、それは大変だと思いますけれども、やっぱり相互にというか、お互いに情報なんかを仕入れたりして、気温がこれだけ上がるということがもう既に明白といたしますか、わかってきておりますので、どうやって対応していったらいいかという、これはおかしいぞと思ったときにはもう既に遅いと思います。だから、なるべ

くお互いというか、相互の市町村と連携を取り合って、上伊那なら上伊那で、その地域として守っていかなければいけない、そういうレベルの話だと私は思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

2010年に急増した熱中症への対策や感染症の媒介蚊の生息域拡大など、健康に関してはいかがでしょうか。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 温暖化により、熱中症対策というのは当然とっていかねばならないというふうに思っております。その個々、個人個人が予防に努めていく、このことはそのとおりでありますけれども、公共施設、保育園や小中学校は、これは受け入れ側で十分配慮していかなければならないという、こういうことでもありますので、それら是对応してまいりますし、高齢者世帯に対しても訪問、見回り、こういった体制も強化していく必要があるというふうに思っております。その辺は、そのようにしてまいりたいと思います。

また、同時に、気候変動というのは、感染症の発生という、こういうことが心配になってくるところであります。今、熱帯地方で流行しているデング熱だとか、日本脳炎だとか、そういった感染が広まる、強まる、こういう可能性がありますので、その辺も十分対処していく必要があるというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、地球温暖化防止というのは、世界的な規模で取り組まないとどうにもならない問題であります。私もこの新聞記事を読ませていただきましたし、この記事の後に東京で講演会も気象予報士の方から聞いたところでもあります。大変な問題だなという認識は持っておりますので、村でできること、このことはやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） 村のリーダーである村長の立場で、ぜひ積極的にこういうのに取り組む姿勢というか、そういうものを見せていただいて、確かに研究する部署をつくって、どうだ、こうだという、そういうことじゃなくて、どこかでお互い情報をまとめ合うとか、いい合うとか、討論し合うとか、そういうような機関というのは、ぜひどこかで持っていただきたいと思います。それは課長会議であったり、理事者会であったり、いろんなことが考えられると思いますけれども、ぜひ関心をなくさないような格好でやっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 丸山議員、先ほど、住民福祉課長ののちほどといったという答弁がありますので、お待ちください。

住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） 1点目の国内クレジット制度の売買金額の関係です

けれども、南原保育園のペレットボイラーと太陽光発電、これを国内クレジット制度に基づきまして契約いたしまして、平成24年度で終了したわけでありましてけれども、3年間で1トン当たり1,000円という契約でありましたので、約131トンで13万1,150円が村の収入になっているという状況であります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。はい、いいです。

6番、丸山議員。

6番（丸山 豊） ちょっと、教えていただきたいんですけども、1トン1,000円という数字というのは、多分、契約のときにそうやって決められたと思うんですけども、今現状でも、市場の価格というのは1トン1,000円ぐらいなんですか。

議長（原 悟郎） 清水住民福祉課長。

住民福祉課長（清水 麻男） この価格は変動しておりますので、もう契約終了してしまいましたので、全然興味がありませんでしたので確認はしておりません。済みません、失礼します。

議長（原 悟郎） これで、6番、丸山豊議員の質問は終わります。

次に、9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 9番、唐澤です。

私には大切な孫が4人おります。徴兵制度で戦争にかり出されたり、秘密といって逮捕されたり、秘密文章が廃棄されたり、こんなことでは困ります。

7月の選挙中から、消費増税や軽自動車税が値上げされるということは取りざたされておりました。TPP反対といった政党を多くの国民は信じて投票されたことと思います。

先日、上伊那教育白書の関係の地区教育懇談会に参加しました。大切にしたいことについてということで、挨拶をする、ごみを拾う、靴をそろえる、人間としてとても重要なことだと思いますが、こんなことを基本にして、日本国憲法、子供の権利条約などが記載された教育について、いろいろ考えさせられました。

まず、最初に、ふえ続ける人口増加への対応はということでお聞きしたいと思います。

村の人口がふえ続けて、1年間で180人もふえているといいます。大変うれしいことではありますが、南箕輪小学校の人数が727名で、来年は760人にもなるということで、教室が増築予定であると言われております。しかし、駐車場が狭く、公民館や村民体育館、中学校の前など、あちこち兼用して、校庭を駐車場として参観日に利用しています。

ことしの夏はとても暑く、図書館の窓をあけると網戸がないため、土ぼこりがひどくて、窓があげられない状況だったそうです。

また、中学校では486名の生徒で、昨年より10名もふえていると言われております。

辛うじて来年度の入学者は152名で、4学級で足りそうだそうです。しかし、特別支援学級の知的障害が8名から14名となり、1クラスふえ、2クラスとなるそうです。理科室が2教室から3教室必要で、来年度、設計予定と言われています。学校の要望は、駐車場を減らして増築し、道路側の木を切って駐車場に変えてみたらどうかというものだそうです。あの辺一体が、どんどん宅地化されております。早期に駐車場を確保する必要があるのではないのでしょうか。役場周辺にイベントがあるのととめております今の職員駐車場を拡大すること、もう一つの手であるかと思われませんが、学校の駐車場の確保と理科室の整備をどうクリアするのか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 唐澤由江議員から御質問がありました、学校の駐車場の確保と理科室の整備のことについてお答え申し上げます。

南箕輪小学校駐車場につきましては、非常に狭いということを思っております。運動会とか、音楽会、または授業参観など大きな行事があるときは、周辺の公共施設の駐車場を使用する、また中学校のをお借りするというようなことなどで、ちょっと苦労しているかなと、そのように思っております。しかし、全保護者が集まるような機会は、年間を通してそれほど多くないかなと、そのように思っておりますので、十分ではありませんけれども、できるだけ現状での対応をと、対応していければいいかなというふうに考えております。しかし、今、議員さんがおっしゃいましたこと等も含めて考えるところもある場合かなと思っておりますので、そんなところでお願いできればと思います。

また、中学校の理科室の整備についてですけれども、学級数の増加、それと2、3年生の授業時間が週当たり4時間というふうになったために、現在の2教室では理科の授業のやりくりというか、割り振りというか、こういうものが難しい状況となっております。

来年度の入学生については議員さんがおっしゃるとおりでございますが、どこになるかちょっとわかりません。特別支援の関係もありますし、諏訪清陵校のほうへちょっと願書を出した生徒も何人かおると、児童もおるというようなことを聞いておりますので、ここら辺についてはちょっと定かではありませんけれども、ただ、それ以後につきましては、来年の1年生については4学級になる場合もあり得ると。ただし、それ以後の入学する生徒につきましては、5学級が続くと。来年度、小学校に入学する児童ですが、その子供たちが6年後、中学校に入学するときは、多分6学級になるのではないかなと、そういうふうに思っております。そういうことでありますので、理科室の増築というものが必要になるということでもあります。

計画では、27年度に設計をして、28年度に建築工事を行うという形で考えておりますが、増築場所につきましては今後検討していきたいと思っております。ただ、御存じのように、理科の授業というものは観察とか、実験、こういうことを行って

いきますし、化学的な見方とか、考え方を養っていく教科だと思っております。ですから、準備室から実験道具とか、器具とか、用具、こういったものを安全に敏速に移動できる、また授業の効率化と、これらのことを含めて、できる限りいいところがあればなというふうに考えて選定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 課題があるかと思いますが、よりよい方法で、できる限り駐車場はふやしていただければと思います。学校の理科室についても、よりよい方法、現場の意見を捉えていただいて、よりよい方法をお願いいたします。

次の学校給食センターの今後をどうしていくのか、あり方検討委員会を設置してはという問題ですが、今、1,200食を超えて1,300食にもなる給食ですが、現在、小学校の給食センターから中学校の分をつくって運んでおります。小中学校を分けて、各自の自校方式にするということもありなのかなと思いますが、どうなのでしょう。

また、それぞれ一緒にして、民間委託するのかどうかについてもお聞きします。中には、弁当だけの学校ということもありますが、こういった問題について、あり方検討委員会は必要か、否か、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議員さんのほうから、あり方検討委員会の設置についてと、先を見据えたとか、見越したとか、そういうような御質問をいただきありがとうございますところでございます。

現在の施設は、平成11年度に全面改築されております。老朽化して改築が必要と、そのように判断したときには検討を加えていく必要があろうと思われましても、現段階では、あり方検討委員会等々の設置は考えておりません。

給食センターの調理業務の民間委託についてでございますが、以前、村長から指示を受け、教育委員会と検討してまいりました。検討結果として、現状の学校給食センター、直営方式ですが、正規にお二人、臨時8人でございます、南箕輪の場合には、それと民間委託した場合を経費面で比較すると、現在の直営方式のほうが若干高いと思いますが、正規職員が1人になった場合には、逆に現在の直営方式のほうが安くなる。現状の給食について問題があれば別でございますけれども、少しの経費節減での目的で民間委託を考えた場合には、伊那市等もいろいろ問題があったりありますけれども、保護者及び住民が納得できる説明が必要である、了解を得るなど、そういう形で時間を費やしていくと、相当数の関係でメリットはちょっと少ないのかなと、そのように思っております。

今後の今の施設が老朽化した時点で改築という状況を判断した場合には、保護者からの理解を得て、民間委託も含めた、そういった検討委員会的なものを立ち上げていきたいと考えておりますけれども、現段階での業務委託は考えておりません。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 私もそうだろうとは思ってはおりますが、そういうときもいつかは来ることで、またよろしくをお願いします。

次に、南箕輪小学校の運動会を大芝で実施してはという問題ですが、初めて祖父母ということで、ちょっと長い時間参加したんですが、場所取りが既に大泉地区はいっぱい、北殿地区にやっとの思いで席をとり、昼休みには体育館の中で昼食をとりました。ちょっと足の踏み場もないほどということで、こんな状況を打破するためには、準備は大変ですが、思い切って大芝の野球場で実施したらどうかなと思っておりますが、御見解はいかがでしょう。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 議員さん、御存じのように、南箕輪小学校は、上伊那管内の小学校でほぼ一番大きい学校であるかなと、そのように思っております。運動会の会場である校庭ですけれども、確かに児童数がふえてきたというようなことから、狭いという感じはあります。しかし、先生方が夏休み中から準備をしております。トラックをつくっております。線を張っております。また、演じるポイントですね、演じるための手書きの、特にどこからここまでというようなことがありますので、そのためのポイントを校庭に目印として設定しております。そういうようなことから、また、もう一つは、大芝でやった場合、児童の練習段階からの移動手段、こういうことも考えていかなければならないと、そのように思っております。また、運動会等を見に来られる保護者や地域の方にとっても、学校の校庭で、狭いですけれども、行ったほうが参加しやすいのではないかなと。したがって、現在の段階では、南箕輪小学校の運動会を大芝で行うという考えはありませんし、これは学校行事でございますので、学校のほうで大芝でぜひという話になれば別ですけれども、そういうことは学校で検討すべき問題だと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） それは仕方がないこと、現場があるので仕方がないとは思いますが、こういった発想もいいのではないかなと思ひ、提案させていただきました。

次に、途切れのない支援システムの構築のために、発達障害児の支援に必要な計画はということで、たけのこ園の通園を進めては。また、介助員の加配が解決につながるのかどうかという点についてお聞きします。

途切れのない支援システムを構築している三重県のあすなる学園を視察しました。障害のある子供たちを的確に把握し、早期から卒業までの一貫した支援で、その可能性を最大限に伸ばして、個別の支援計画をつくるものですが、自閉症やアスペルガーなどの広汎性発達障害などへの支援のための目きき、腕ききアドバイザーの養

成を早期に行い、あすなろ学園での治療、発達支援を行っているものです。ここは、昭和60年4月からで、ほぼ平均374日の入院で、中学生までがいるそうです。6割が発達障害、2割が行動及び情緒障害だそうです。

三重県健康福祉部の子供の総合対策の一つとして、平成19年度から発達障害児のために、途切れのない支援として、外来、入院とともに早期発見のための手法の研究と普及、市町における発達障害児支援体制構築支援として、教員、保育士などの直接処遇職員の人材育成を行っておりまして、80床で運営され、児童相談所の児童精神科医との連携や、どんなに遠い患者さんでも外来診療を実施して、サテライトクリニックを行っているようです。平成24年の新患が24件、継続が433件、合計457件に及んでいるということですが、これは長野県としては、なかなかどういうふうになるのかという難しいわけですが、乳幼児期は不機嫌や不眠、多動で育てにくい、親が育児不安や不満で虐待が起きるケースがあったり、保育園へ通いたがらない多動、こだわり、友達と遊べない、暴言、暴力から集団不適応となるケース、小中学校ではいじめ、学力不振等、いろんな問題を引き起こし、高校生以降はニートや引きこもり、退学といったようなことが起こっています。

これらの通常学級にいて、知的なおくれはないが、学習面、行動面に著しく困難を示す子供が6.5%いるということで、長野県としては4保健所にサポートアドバイザーということで、こういった専門の方がいるようです。やっぱり、保育園で問題があって、多動であったりして困るので、加配をつけたりしてやっているわけですが、そういった村でたけのこ園というところがあったので、そういった訓練指導を受けることが大事ではないのかなど。保育園での困り感、それに対して子育て支援相談室が相談に乗り、紹介できれば、親に黙って加配の保育士をつけているというようなことはなくなっていくのではないのでしょうか。

この1、2についてお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 9番、唐澤由江議員の御質問にお答えを申し上げます。

発達障害支援のためのたけのこ園の通園を進めてはという1点目の質問であります。

たけのこ園は、昨年10月からオープンいたしまして、1年余が経過したところであります。その利用状況につきまして、まず申し上げます。昨年の14名から、本年度12月現在で47名となっております。入園が16名、並行通園が11名、にじいろクラブが20名、こういうことになっており、今後も徐々にふえていく予定であります。開園2年目で大幅に利用がふえたところであり、建設した効果があらわれているというふうに私自身は思っております。今、他県の例が出されましたけれども、昭和60年というお話でありました。本当に長い歴史があります。本村は、まだ1年ちょっとでありますので、徐々に充実をしていけばいいなということで考えておるところであります。

まず1番は、これは保護者の理解という、これが大変難しいポイントもあるところでもあります。時間もかかるという、こういうことでありますけれども、徐々にではありますけれども、その理解が深まってきておるといふ、このことは大変ありがたいなというふうに思っておるところであります。これからも、発達障害傾向のあるお子さんたちがたけのこ園で療育支援が受けられるよう、努力をしてまいりますし、積極的に情報発信や啓発活動に取り組んでまいります。このことは御理解をいただきたいと思っておりますし、専門職という話もございました。これは専門職が必要であります。そういったことは、県へも何回もお願いをしておるところであります。全県的な傾向、発達障害の問題があるわけでもありますので、こういった専門職の配置につきましては、かなり県で充実をさせていただきながら、それぞれのところへ回していただくという、このことが一番いいのではないかとお願いしておるところでございます。

介助員の加配がという部分があります。私自身は、この介助員のという部分が本当に解決につながるかどうかという、こういうことにつきましては大変それは難しいというふうに思っております。介助員等々につきましても、専門的な研修や実習を受けるなどをしながら、レベルアップはしておるところでありますけれども、そのことが即解決につながるかと言えば、そういうふうにはならないということがあります。ただ、介助員につきましては、現実的には必要であり、やむを得ない措置でありますので、その辺は御理解もいただかないといけないのかなというふうに思っています。そういった方々が、たけのこ園へ全て入園していただければいいわけでもありますけれども、保護者の理解の問題等々の温度差もありますので、そんなことは御理解をいただきたいと思っております。長い目で見て、徐々にたけのこ園が充実していけばいいのかなというふうに考えておるところであります。

これは余談でありますけれども、先日、たけのこ園のお餅つき大会に行きまして、保護者の皆さんと懇談をさせていただきました。その中で一番うれしかったのは、飯田の方がたけのこ園まで通ってきてくれておるといふ、こういうお話をお聞きしたところでもあります、直接、お母さんから。飯田のそういう施設も見に行って、向こうに家を建てる予定でありましたけれど、たまたまたけのこ園を見に来たら、こちらのほうがいいということで今、家を建てている最中だといふ、こんなありがたいお話もお聞きいたしました。そんなことの話をお聞きしますと、本当にあの施設をつくってよかったなと私自身は思っております。したがって、さらに保護者の理解を得ながら、充実をさせてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 長野県では、長野市に翔和学園というのできるようです。それで、こういった困っているというか、本人自身がどう対応していいかわからない、人間との対応が苦手というようなことがあるようですので、途切れ目のな

い支援ということは必要かと思いますが、たけのこ園を拠点として、保育園で発見される発達障害、それらはやっぱり子育て支援相談室が、教育委員会の管轄ではなくて、やっぱり子育て支援課からスタートしたほうがいいのではないかなというような気がします。せっきくのたけのこ園を身近な敷居の低い場所として位置づけていくことが大事だと思いますので、そういった点で、子育て支援相談室に、秘密保持や個人情報の確実さからいっても、正規職員が室長としていることが大切ではないかなと思います。3人体制になったし、臨床心理士もいるから、まだまだふやさなければいけないというような気持ちにもなるでしょうけれども、人をふやせば解決するという問題でもないかと思いますが、子育て支援相談室自体を子育て支援課に位置づけるということはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 子育て相談員のあり方の問題であります。

現在は1名増員をさせていただいて、3名体制で対応しておるところであります。正規職員というような話がありましたけれども、これは将来的にはそうなるであろうと私自身は思っておるところであります。しばらくは様子を見てまいりたいと。

発達障害を含めての児童の問題でありますけれども、保健師が深くかかわっておるところであります。健診等々、あるいは出産後の家庭訪問等々、そういった部分では保健師が一番先にかかわっておると、こういうことであります。それから、子育て支援課、あるいは教育委員会、それぞれの課がまたがってかかわっておるといふ、こういうことであります。しがたいまして、どこの課に置くかということよりも、それも考えていかなければなりませんけれども、今現状でいきますと、3課に関連しておるところでございますので、これはどこに課に置いても、横の連絡を密にしていかなければなかなかうまくいかないという、こういうことであります。そのことを優先させてまいりたいと思っておりますので、そういった後に、どこの課がいいのかという、そういった結論になるのではないかと思っております。まずは横の連絡、さらに強化をしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9 番（唐澤 由江） 保健師は3歳児健診で途切れてしまって、来ない子供の追跡とか、そういうのはそういったほかの学級等でやっているかとは思いますが、本当はそういうふうに両方の課からの辞令交付のようなものがあれば、もうちょっと横の連絡がスムーズに行って、保育園でも加配がつけ、小中学校に行くと介助員をつけてというように、そういった子供の親も、もうそういうことは要求すれば通るといふようなことも暗に言われているところもあるようですので、そういったことはやっぱり認識としてよくないのではないかと、インクルーシブと言っても、適切などころへ通うということが、普通学級にいればいいというだけの問題じゃないの

で、そういったことも普及しなければいけないとは思いますが、横の連携をさらにお願ひしたいと思ひます。

次に、朝練廃止、放課後の社会体育廃止、今後のわくわくクラブの方針はということですが、やはり県教委が、生活習慣や学習に悪影響があるということで廃止を打ち出した朝練と社会体育ですので、今朝の新聞を見れば、やはり県外はそういったことがなくて、部員の生活リズムが保たれているということで、保護者や住民が寒空のもとで、母親たちも交代で練習を見守ったり、休日が毎週のように遠征があるというような、こういった負担の声もあるようですし、何よりも過度な生活習慣の悪化というような、学習に悪影響があるというようなことを考えて、ぜひそういった県教委の方針に従っていただければと思ひますので、村の見解はどんなふうでしょうか。

議長（原 悟郎） 清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 今朝の信毎についてですが、コーチや指導者の立場からの御意見も少し載っております。それと、朝練を考えるとということで、ここにありますが、きょうは中ですね、上、中、下というふうになるのかなと思ひますが、それが出されておりました。せんだっての上については、県内の子供たちの様子から出ていたと思ひます。今回については、新潟県の鳥屋野中学校が中心となって出されているということでございますが、現段階におきましては、県の教育委員会からの指針が出されておられませんし、仮に総合的な地域クラブ活動等々につきましてとか、地域で実施される社会体育活動につきましても、どのような形になるのかというようなことがまだよくわかってきておりませんので、本村ではわくわくクラブがございませうけれども、それが受け皿として実施することが可能かどうか、朝の練習をやるか、やらないかということも含めてですが、そういうこととか、上伊那管内の状況等を参考にして、教育委員会、それと学校、保護者も含めて、協議の上で方向を見出していきたいと、そのように考えております。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 昔、30年ぐらい前ですけども、保健所長が、こういった過度な状況について憂えたことをちょっと思い出しましたので質問させていただきました。

次に、介護保険制度の予防給付の移行で、訪問・通所介護に限定されるということについてお聞きしたいと思ひますが、確かに、要支援の方が91人いて、自分自身の健康力が大事なんですけれども、要支援状況になってしまったというようなことで、それを介護保険料が伸びて、給付費が1,450億円にもなるので、その抑制策ということで町村でやっつけというふうなことだそうですか、スウェーデンなんかは介護保険が特に高負担であるんですが、そのかわりに料理や買い物やごみ出しも、自分のことは自分でしているようで、行政では何もやっていないというのが現状のようです。ですので、それが村で、悪化しないために面倒を見ざるを得な

いのだろうとは思いますが、どういった計画でいるのかどうか。

もう一つ、元気アップへの参加がだんだん減ってきているというようなことですので、その91人をボランティアとか、NPOというのもなかなか難しい問題があるようなので、元気アップへの参加をして、送迎したりしてやってみたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護保険制度の御質問でございます。

国は、要支援者のサービスについて、市町村事業に全面的に移行するといった当初案を展開いたしました。訪問介護、ホームヘルプと通所介護、デイサービスについて移行させる方針、こういうことが示されたところでございます。移行される範囲が限定はされたとはいえ、訪問介護と通所介護、介護サービスの根幹をなすものであります。本村では、要支援者の介護予防給付費全体の50%に当たりますし、要支援者の約70%弱の人が影響を受けてまいります。また、市町村事業へ移行した場合には、これは財源が低く抑えられる可能性が高く、限られた財源で、それらの方々の受け皿を用意しなければならないという、こういうことになろうかというふうに今、思っておるところであります。この受け皿をどうするのかということでもありますけれども、今、地区社協もありますけれども、既存の組織ではこれは事業が手いっぱいでありまして、認証などの専門的な事例というものもあるわけでありまして、これは困難というふうに思っております。したがって、現在利用しているデイサービスや託老所の利用が続けられるよう、各事業所に対して、改めて市町村事業として委託することも考えておるところであります。そういった検討を始めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 心強い発言かと思いますが、自助、共助、公助と言われるように、住民自身が本当は健康力のアップを自覚しないと、こういったことが起きて、1人100万円以上の医療費というのをほかの保険者に負担を頼っているというようなこともありますので、それともう一つ、介護保険料が2割に上がるというようなことで、本当に介護の現場というのが村の社会保障費が21億円ということで、こういったことをちょっとやっぱり住民が一人一人考えてもらいたいと思います。

次に、図書館事業のことなんですが、図書館は、平成4年から開館以来、既に20年がたっておりまして、平成20年には世代間交流施設が増築され、充実しつつあります。しかし、利用者、登録者数が9,057人で60.8%で、21年からずっと下がっているようです。図書館の利用者数は毎日の人数を数えているため、統計的には多くの人に親しまれているということにはなりますが、固定的で毎日通ってくる人もいますし、通う人は通うが、全く通わないという人もいるのではないかと思います。

図書館の費用、費用というか、全国紙5紙と地方紙4紙をとっているようなので

すが、これらは必ず規定の蔵書数を準備しておかなければならないということはないようです。だから、これらの全国紙をはじめ、いろんな本がスペースが幾らあっても、保管には大変な労力とお金がかかっています、今までに購入したお金が1億4,000万円のお金になっておりました。開館時は多額の金額をかけていますが、これらが廃棄本の選択基準というようなことがあって、2年ぐらいで廃棄されたり、5年が通常のもの、10年ぐらいすれば廃棄されるわけなんです、全然、一度もだれの目にも触れられずに廃棄されているものもあると思います。

毎年600万円をかけた本が、足を図書館へ運ばないと見ることはできません。忙しい毎日を送っている人が図書館へ足を運ぶ暇があるかどうか。10時から6時までの間に、そういった限られた時間、また今はインターネットで読む時代です。今までかけた費用というものが無駄とは言わないんですけどもいかなものか。膨大と言わざるを得ません。スポーツも同じです。本も同じです。好きでない人にとっては無用論となります。ただ、これから到来する人口半減時代、認知症や介護老人を支える社会保障の確保、待ったなしの医療費増、目減りしていく年金額、1,000兆円の国の借金、こういったことでは自治体はお金が幾らあっても足りないのではないかなと考えてしまいます。昔は、本というのは、買ったらずっと大事にとっておくものという感覚があるわけですけど、こういったことが起きている現実。

それから、南箕輪小学校の図書館費は80万から60万に減らされたようで、古い本を装備しながらようやく使用しているようです。同じものも大体2冊ずつくらいは要するというので、学校現場はいろいろな本が大変必要なことはわかるかと思えます。南部小では、社会開放ということで50万円が600万円から支払われているということです。また、保育参観に行ったら、まるでみすばらしいというような少量の本でした。

これではなかなか夢を語れないのではないかなとも思いますし、限られた予算では仕方ないのかなというふうにも思いますが、1日当たりの利用者数というのは122人で、地理的からいってもコンパクトなので、利用率は上伊那でもよいということでした。幼児が12.4%、小学生が15.7%、中学生が3.5%、30代18%、40代17%、50代9.5%、60代16.4%というふうに、利用率も本当に1割から1割以下、2割までの現状のようなわけです。

1から3について見解をお聞きします。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） 図書館にかかわる御質問ですが、私のほうから一括して述べさせていただきます。

まず、学校の図書館の費用でございますが、平成24年度小学校図書購入費が、南小が87万円、470冊の購入、南部小が、これは村の図書館の分館ということで、一般の予算で55万円いきまして、440冊の購入、それから中学校が92万円で590冊買っております。御承知のように、学校の図書館はみんな開架式でございます、どの

生徒が行っても、手にとって見られると。それから、要らなくなった本、あるいは余っている本につきましては、蔵書庫が必要でありまして、いずれの小学校も開架のほうはほぼ満杯状態、それから蔵書庫のほうも満杯状態と、こんなことになっておりまして、御質問の趣旨にあっていますか、どうか、これに大体見合った、学校の規模に見合った蔵書があるのではないかと、こんなふうに思っているわけであり

ます。

ただし、小学校では、文部省の学校図書標準冊数という基準があるわけですが、小学校のほうは満たしておりますが、中学においては若干不足していると、こんな状況がございます。中学生になると部活動や教科学習に目を向けがちになるために、図書館の利用が少し少なくなるだろうと、こんなことも学校の図書館の冊数の中にも響いているのかなと、こんなふうに思っております。

いずれにしても、少し検証しまして、中学のほうの不足分につきましては補いをしていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、2番目に保育室の図書も少ないのではというような御質問でございます。

保育園では、絵本の読み聞かせのために、必要に応じ絵本の購入をしていると、これはお聞きしています。担当の保育士が村の図書館の絵本を隔月に割り当てて、園児数分借り、保育園から毎週家庭へ絵本を貸し出す、独自の取り組みを実施しているほか、園内に絵本を中心に置き、園児がいつでも本を読める環境づくりがなされていると。しかし、保育園に行った本はかなり痛みも激しいと、そういうようなところで、傷んだものについては補充をしていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、村の蔵書の件であります。図書購入費、平成25年度の予算が576万円でございます。これは南部小学校にある分館費の図書も含まれているというわけです。議員、御指摘のように、開館20周年を迎えました。図書館の利用者層が若干変わってきたのかなと。ここ数年、60代以上の利用者がふえているような統計の結果になっております。20年前と比べますと約8倍の利用増、こうした変化は高齢者を対象とした福祉施設や団体の利用もふえているところから、こんなふうな結果になっているだろうと、こんなふうに思います。

南箕輪村は転入者がふえ、人口がふえております。人口がふえるということは、ニーズも多様化するということでございます。住民の皆さんにもっと図書館を利用していただけるように、村の読書施設の中心的な役割を担う図書館の図書購入費を現状どおり維持し、さらに発展させていきたいと、こんなふうに考えるところであります。

以上です。

議長(原 悟郎) 9番、唐澤議員。

9番(唐澤 由江) 年配の方がふえているということですが、年配の方は暇

で、図書館へ通う時間があるということでしょうか。やはり、こういったのも、多少は600万をずっと維持するというのではなくて、多少300万ぐらいにしてみても、様子を見ながらやっていくということも必要ではないかと思しますので、図書館協議会等で検討されたらいかがでしょうか。

次に、まっくん見守り隊というのが、南箕輪小にはないというふうに言っていました。現状と対策はどうか。

年度当初に集まってみてはということなのですが、先日、PTAとの懇談会を開催し、まっくん見守り隊の話が出ました。登下校の安全安心には欠かせません。かつて、平成18年に専用ベストをつくって、防犯やPTAにも配った経緯がございます。その後、立ち消えてしまいました。先生も3年ぐらいで移動していくからでしょうか。南部小が学校支援本部事業として組み入れ、国・県から支払われたとは思いますが、南箕輪小学校でも、毎年4月当初、一斉に来ていただき、顔合わせをすれば、こういったことは継続されるのではないのでしょうか。来年度はぜひお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 征矢教育長。

教育長（征矢 鑑） ちょっと、つけ加えをしておきます。

どうも、南部小学校のまっくん見守り隊がえらいクローズアップされているわけですが、南箕輪小学校にも子供の安全見守り隊という名称、肩書がついているのはございます。結構活動しております。ことしの場合には44名が登録をしております。中には伊那警察署ボランティア協会の方も2名加わったり、そういうことで、南部小と同じように、子供たちの安全を確保するための見守り隊ができております。今後も、下校時や散歩やほかの作業、買い物等を行う自分の生活に負担のない範囲で、子供たちを見回ってくれるようお願いしているところでございます。一度、皆さん顔合わせも必要だろうなという議員さんのお尋ねでございますが、少し学校のほうとも確認をとりながら、検討を加えていきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、唐澤議員。

9番（唐澤 由江） 以上で、私の質問は終わります。

議長（原 悟郎） これで9番、唐澤由江議員の質問は終わります。

ただいまから3時25分まで休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時25分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 2番、久保村義輝です。

私は、2点について村長に質問します。よろしく申し上げます。

まず、1番として、秘密保護法の問題点と地方行政への影響についてお聞きいたします。

村長は、開会挨拶で、この秘密保護法案、まだ審議中でしたが、村長としては反対であるという表明をされました。私も、まさにこの秘密保護法は問題点が多過ぎて、制定すべきではない、こういう立場でありました。しかし、12月6日に、国会で強行採決をされました。

この秘密保護法案として出されたものは、国民の知る権利を否定し、行政庁の長が秘密指定をし、情報を求める国民を犯罪者扱いする、こういうひどい法案だというふうに私は思っておりました。そして、チェックをしろという国民からの声にも、またこれも同じ執行している事務官たち、これが集まってチェックをする。言ってみれば、行政の中で全てが行われる。国民、そして司法、そういうものがチェックをする場が全くない。こういう、まさに欠陥法案だというふうに思いました。

しかし、参議院での速記録には全く混乱していて、議案の提案もなく、採決も記帳されない、こういう異常な中で法案が通ったんだと、こういうことになっておりますので、一応、成立をした秘密保護法ということが今存在するという立場から、村長に質問をいたします。

今申したように、非常に内容が粗雑で、余りにも膨大な網がかけられる、非常にひどい法律だというふうに思っております。しかも、審議中からいっぱい問題がある、提起をされ、もっと明確にすべきだ、チェック機関も明確にすべきだ、こういうことが言われながら、それが書き込まれずに成立をしたということで、我々、村の議員としてみても、もし村長から条例案が提案されたときに不備なことがあれば、審議をする中でそういうものは是正をする。少なくとも採決をするときには、それぞれが意見の違いはあっても、疑問点はそれぞれ解明をした中で採決をする。これが当然だと考えるわけではありますが、行政執行の長として、この法案の、今は法律となったわけですが、問題点、これを率直にどのようにお考えなのかお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番、久保村義輝議員の御質問にお答えいたします。

秘密保護法の問題点等々に対しての御質問であります。

この問題につきましては国政のことでありまして、私にはいかにせん、どうすることもできない問題であります。したがって、私の個人的な見解ということでお聞きいただければありがたいというふうに思います。そんな点は、そんな御理解でお願いいたします。

御承知のとおり、この特定秘密の保護に関する法律は、既に参議院でも可決・成立しております。この重要な法案につきまして、国民や国会に十分な説明、審議が

なされたのかどうか、疑問を抱くところでもあります。しかし、衆議院、参議院ともに強行採決に踏み切り、成立をしております。そういった状況を見れば、非常に残念な思いでいるところでもあります。

この特定秘密保護の法律であります、成立したばかりで、どういう運用がなされていくのか、全くこれはわからないところでもありますので、明確にお答えができるかどうか、その点は御理解をお願いしたいというふうに思います。

この法律につきましての概要は、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるものについて、特定秘密の指定及び取扱者の制限などを行うものとしております。一番の問題点とすれば、秘密の範囲がどうなのかということでございます。法律の目的では、我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要としており、その対象となる情報は、防衛に関する事項、外交に関する事項、特定有害活動の防止に関する事項、テロリズムの防止に関する事項と規定されておりますが、法律の中でもこれは広範囲に規定されているように思っておるところであります。

日本の弁護士連合会では、普天間基地に関する情報や自衛隊の海外派遣などは、防衛に関する事項に当たり、原子力の発電の安全性や放射線被曝の実態や健康への影響への情報は、テロリズムの防止に含まれてしまう可能性があるとしております。このように、本来国民が知っていなければいけない情報が届かなくなることも懸念されておるところであります。

自民党の石破幹事長のブログの問題も大きく取り上げられました。政府の考え方と国民の理解が大きく乖離しているものと痛感したところでもあります。

本当に、広い意味、広義な解釈ができる法律であるという、こういうことがまず一点上げられるというふうに思います。

また、本当に必要なのかどうかという、この部分であります。現在でも、例えば公務員には国家公務員法、私たち地方公務員には地方公務員法により、職務上知り得た情報については守秘義務があるところでもあります。また、防衛関係では、自衛隊法に基づく防衛の秘密、また日米相互防衛共助協定等に伴う秘密保護法に基づく特別防衛秘密、刑事特別法に基づく合衆国軍隊の機密が制定されており、これらの法律で対処できないのかどうか、こんな問題点もあるところでもあります。

また、同時に、問題があるとすれば、先ほども申し上げましたけれども、特定秘密の範囲をさらに明確にする、このことが私は必要だろうというふうに思います。特に、この法律については、懲役刑を含めた罰則規定があります。そういった法律、広義に解釈する部分というのはいかかなものかなと、こういう思いがしておるところであります。同時に、なぜ急いだのかという、もう少し慎重審議をしながら、国民の理解を得る必要があったのではないかと、こんなふうに考えておるところであります。

プライバシーの侵害の問題も出てまいります。法律では、特定秘密の取扱者、言

いかえれば職員等の制限をしております。その職員等につきましては、適正評価において、特定秘密を漏らすことのないと認められた職員等でなければならないとしており、該当する職員に対しては徹底した調査が行われるという、こういうことになっております。職員のみならず、職員の家族や知人、関係者に質問させ、または公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めるなど、必要な範囲内で実施されるという、こんなことも懸念をされておるところであります。調査が、本人、家族など、広範に及ぶ、地域社会に及ぼす影響というのは大きいのではないかと考えておるところであります。

また、国民が最低限知る権利の確保、また秘密の乱用を防ぐためにも、行政庁の長が管轄する機関ではなく、独立した強力な権限を持つ第三者機関を設け、秘密または開示についてのルールづくりが必要であるというふうと考えておるところでございます。

安倍首相は、秘密指定や開示のチェックをする機関として、事務次官級でつくる安全監視委員会等を内閣官房に新設する方針を表明したと報道されておりますが、政府が政府のための組織だと、これは言わざるを得ないというふうに思っております。ようやく、国民世論を気にしてか、国会の中に監視機関としての常設委員会が浮上ってきておるところであります。ただ、これも実効性に課題があると言われております。

法案が成立してしまいましたので、本当にこれは慎重な運用、慎重な運営、このことが求められていくのではないかと私自身は考えておるところでございます。こういった法律をつくるには、やはり十分に議論をする、議論を尽くす、国民の理解を得る、こういったことが欠けていたのではないかと感じておるところであります。

私自身は、信濃毎日新聞社のアンケート調査におきまして、反対ということで答えさせていただきました。これは、現段階では審議が十分に尽くされていないと、先ほども申し上げましたように、秘密の範囲が余りにも広過ぎるという、こういうことで反対の意思表示をさせていただいたところでもあります。そんな点は私の考え方でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 今、村長が語る述べられたとおり、本当に法案のときに、余りにも欠陥な部分がたくさんあったと。それが、審議を通じて是正されることなく決定をされてしまった。ここが一番大きな問題だと考えます。私は、今この各新聞を見ても、普通ならば法律が一応成立したというところで、意見の違いはあっても一応おさまるわけですが、今回は憲法関係の学者も含めて、これは廃止をしなければならないという、そういう運動が盛り上がっているということは、非常にこの法律が欠陥があり、また危険な法律だということを示していると思います。これは、私も、ぜひなくすという立場で頑張ってまいりたいと思います。

その点につきまして、今度は地方行政の関連ということで、村の行政を束ねている村長として、村の行政、個々の国民に対しては、これは法律として作用をするわけですが、地方行政への関連や影響というものが何か考えられるのか、この点についてお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地方行政への影響というのは、これはなかなか今の法律がどういうふうに応用されてくるのかということはかなり違ってまいりますので、何とお答えしていいか、本当に難しい面もあるところであります。

前段で、いろんな御意見があり、修正すべきところは修正する、これが本来の私はいろんな審議のやり方だろうというふうに思います。先ほどもお話がありましたけれど、私が、仮にこの法案のようなものを出して、議会がいろんな議論をして、修正を加えて成立する、そのことが本来の姿だろうというふうに私は考えておるところであります。

地方行政への影響、今申し上げましたように、この特定秘密法に関する法律に関し、地方紙で、県下の市町村長からアンケートを実施した報道が出ておりました。その結果、約82%に当たる63人の首長は、今国会での成立にこだわらず、慎重に審議をすべき、こういう回答でありました。また、住民生活への影響や自治体への影響も、何とも言えない、もしくはあると思うがほとんどで、特定秘密の法に関する法律が明確でないため、判断ができない状況だと考えております。本当に判断ができないところであります。このことから、行政への影響というのは、例えばの話であります。オスプレイの情報の報道もされておりますが、一番の問題は住民への情報伝達の義務であります。このことがなされない可能性もあるんじゃないかという、こういった心配もあるところであります。私は取材に対して、行政の情報を得るのは国民の基本的な権利であると申し上げました。このことも記事で取り上げられたところであります。

今、国におきましては、防衛だとか、外交だとか、本当に秘密にしなければならない部分も、それはあろうかと思えます。しかし、それはそれできちんと明確にして、こういうものがこうだよという、そういうことを示すべきであるというふうに思ったところであります。また、同時に、不測の事態に対応して、例えばの話でありますけれども、武力攻撃や大規模テロから国民の生命・財産を保護して、生活や経済に及ぼす影響を最小限となるようにするために、国民保護法があるわけでありまして、こういったことを情報伝達するのは市町村の役目であります。そういったことの制限もどうなのかという、こんな疑問もあるところであります。

したがって、現段階では、どういう影響があるのかどうかというのは本当にわからないところでありますので、その点はぜひ御理解をお願いしたいと思えます。これからいろんなことが出てまいりますけれども、本当に慎重な運用というのを望むところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 一つは、原発については、原発を持っている、所在している市町村長、原発情報が秘密になるのではないかと、こういう心配がされております。そして、福島での原発の事故の衛星写真も、日本からは出さなかった。そして、どういう放射能の流れをするかも発表しなかった。ごく当たり前の国民生活に一番密接なそういう情報すら流さなかった中で、一体何が秘密なのかというふうを考えるわけであります。

それで、米軍機が長野県の中を飛行するようなこともありまして、そういう情報をきちっと知らせろという、結局、県民からも要請があり、自治体もそれに対して照会をする、こういうことがあるわけであります。こういうことも、それは防衛秘密だとすれば、それで知らされない。そして、これから考えられるのは、それこそ、今、高波を防ぐために、原発再稼働のためにやっています、御前崎でやっていますが、これは、風の動きによっては長野県にずっと上がってくる、こういうことについても秘密だよというふうに言われれば伝わらない。

だから、国民、あるいは村民が知りたい情報を、自治体を通してでも聞きたいということすら発表されない、こういう危険がたくさんあると考えます。村長自身が聞きたいというよりも、村民からの照会に応じて、国に問うということも当然起こってくるわけですが、みんな、これが秘密指定されれば、一切知られない。それで、情報公開を求めれば、これが今度は罪になるというような、今の法律の構成ですから、本当にこれは許されないと思うわけであります。

そんな点で、本当に地方行政としても、村長の気持ちとは裏腹に、村民から責められるような事態も生じるのではないかと、もっときちっとそういう情報は出しなさいということに対して、問い合わせをすることもできない、答えることもできないというようなことが起こるのではないかと、大変、私も危惧するわけです。

いずれにしても、成立した段階で、既にもっとそういうことを説明しなさいという、もっと先にやるべきことが、今説明をしろ、また、あるいはもっと直しなさい、修正をしなさいということが日本中から起こっているわけであります。そんな点で、本当に、この法律がこのまま運用すること自体に問題があるなと思います。1年の間に実施するということではありますが、これは1年後ということではなく、いつでも発動する、そういう法律ですから、国民の多くの皆さんと力を合わせて、こういうでたらめな法律ではなく、村長も言われた個別に必要な秘密を守っていくという、そういう個別法をつくる方がいいだろうと私は思います。

以上を述べて、村長の答弁をお聞きしたということで、1番は終わります。

次に、国民の主食である米をめぐる、転作や支援策を大きく変更するという論議が今、農水省、政府で始まっております。ただでさえ米をめぐるのは、TPPの交渉でもどうなるのかという不安がある中で、また政権が変わった中で、大きく支

援策が変わっていく。こういう点では、本当に村としては、長い期間をかけて、だんだんだんだんと組織づくりをし、形をつくってきた。それが、またここで変わっていくのかという心配があるわけであります。

米をめぐるのは、まっくんの会社からも常時雇用のできる支援、あるいは機械を買う支援、こういうものがないとやっていけないと。だんだん高齢化して、これはとてもじゃないがやっていけないということを組合長たちからもお聞きしているわけであります。まっくんはまっくんとして、耕作できない人の土地を預かってやっていく、これはそういう価値があると思うんですが、個別に一定の耕作をし、それぞれの経営を守っている、複合経営をやっているような農家もたくさんあるわけでありますから、まっくんの支援とともに、個別の農家も、こういう状況の変化にはもう少し村の支援が欲しいということの願いがあるわけであります。

今後、そういう点について、幅広く、この支援策、政策がどこで確定するかは、おおよそ、しかし出されているところに落ちつくんだらうと思いますので、そこら辺をにらんで、村長として村の農業、TPPの現状そのものも少しずつ報告がされておりますが、まだまだよくわからない。そして、副大臣が行って、頑張っているという報道もあるわけでありますが、どこまで中身を譲ったのかもまだわからない。五つの課題については、守らなければということを行っているというふうには聞いておりますが、このTPPの交渉の今の状況も含めて、この農業政策との変更との関係で、村の農業について、村長がどのようにこれからのことを考えておられるかお聞きいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業問題につきましての御質問をいただきました。

農業問題、非常に難しい問題であります。私は、首長になりまして9年目でありまますけれども、農業問題ほど難しい問題はないなというふうにも実感しておるところでございます。

御承知のとおり、政府は、5年後の平成30年度から、米の生産調整を廃止することを決定いたしました。現在、生産調整に参加する農家には、米の作付面積に応じて、10アール当たり1万5,000円の補助金が支払われておりますけれども、来年度からは既に半額の7,500円になると、平成30年度には廃止となってまいります。したがって、これは本当に米政策の大転換になってまいります。

これに変わって、来年度からは日本型直接支払いの交付金が創設されます。この交付金につきましては、農地維持支払いと資源向上支払いがあり、地目によってそれぞれ単価が、交付金が支払われるようであります。この農地の維持の支払いにつきましては、用水路、農道の草刈り・管理等々、あるいは資源向上支払いにつきましては、農地の防災機能の向上、環境整備、こういった活動の支援で、農振地区外も含めて集落単位に支払われる見込みというふうにお聞きしておるところであります。今現在、農地水保全管理交付金というのがあるわけであります。これとの

かかわり合いがどうなるのか、この辺はちょっとまだわからないところであります。したがって、こういったことが明らかになってくれば、各地区と調整をしていかなければならないだろうなと思っているところであります。

また、供給が過剰となっている主食米、飼料米への転換を促すとされております。長野県の場合は、こしひかり等が主でありますので、そういった主食米を飼料として対応できるか、検討もしておるところであります。国に対しては、飼料会社への流通の仕組みを考えてほしい旨の要望も出しておる、こういうことを聞いておるところであります。ただ、米を飼料用に使用するには、米の粒のままでは使用できないということでもあります。こういった機械も必要となってまいりますし、上伊那地方にはそのラインがないわけであります。現段階では、そういったことが問題というふうに考えております。

いずれにしても、農業というのは、農家の収入がふえなければ、これは維持していくことは不可能であります。国は、農家の収入を倍にすると、6次産業化を進めて10倍にすると、こういうことを打ち出しておりますけれども、これは私は不可能だというふうに思っております。同時に、国自体の政策が、大規模農家への集約であります。小規模農家を切り捨てて、大規模農家へ農地を集積するという、こういうやり方があります。これは、生産性の向上等々も考えられるところでもありますけれども、本当に日本の農業はそれでいいのかどうかという、このことも考えていく必要があるというふうに思っております。特に、本村のような農業につきましては、圧倒的に土地利用型の農業が主力であります。特産品づくりにしても大変難しい部分があるわけでもありますので、その辺をクリアしていかなければならないというふうに考えておるところであります。今、申し上げましたように、政府は攻めの農業という、こういうことを掲げておりますけれども、なかなかこれは難しいことだなというふうには思っております。

村の方針といたしましては、農地の集約につきましては、認定農家への集約、まっくんファームへの集約、このことが考えられるところでございます。特に、まっくんファームにつきましては、約8割が組合員となっております。今、このまっくんファーム、直接、耕作管理する面積がふえてきております。これは、農業者の担い手不足、高齢化に伴う担い手不足が原因となっております。したがって、今のまま受けていっても、それはもうありませんので、赤字になっていくだけであります。そのことは村で何とか支援をしていかなければならないという、こういうふうに私自身は考えております。この辺は26年度にきちんとした形態といいますか、そういったことを構築してまいりたい。これは、十分、まっくんファームや農業団体と話をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

今、久保村議員、今、個人の農家への支援という話もありました。この辺は、まっくんファームに対してどうするのか、あわせて個々の農家にどうするのか、これは並行して考えていかなければならない問題かなというふうに思っております。

あります。この辺を来年度の課題として捉えていただければというふうに思います。

いずれにいたしましても、農業は日本の主食を守っていくという、こういうことでありますし、常々、私が申し上げておりますけれども、農業には食糧生産だけではなくて、景観形成や、あるいは国土の保全といった多面的な機能があるわけがありますので、そういった部分も目を向けてもらう必要があるというふうに思います。それは、直接支払いという部分がない限り、それはなかなか守っていけないという、こういうことでありますので、そういった面の直接支払いというのにも必要があるのではないかとこのふうには思っております。

TPPの問題も出されております。年を越すという、こういう新聞報道がなされております。私自身も、TPPに関する問題につきましては、新聞報道でしか情報を得ることはできませんので、これはそれ以上のことを申し上げるわけにもまいらないところであります。しかし、農業5品目、これは関税を守っていくということで国会決議もあるわけでありましたので、自民党もこれは選挙時の公約、確かになっていたような気がいたします。しっかりと守っていただきたいなというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、制度的にこれからどうなるのか、もう少し注視をしていく必要があるというふうに思いますし、土地利用型農業の中におきましても、特産品を考えていかなければなりません。これは農業の生き残りとして考えていかなければならないというところであります。その一例として、村もかなり、6号線付近にリンドウの作付がふえてきております。さらにふやしたいという、こういうお話もいただいております。これがうまくいくかどうかというのは、就業する皆さんがいなければどうにもなりませんので、その辺をどう考えていくかということも検討していかなければならないというふうに思います。このリンドウにつきましては、水稲とのローテーションが必要になってまいります。5年つくれば3年は米をつくらなければならないという、こういう繰り返しになるようであります。その辺も検討に値するのかなという思いがしております。これは、上手につくれば、10アール当たり300万ぐらいの収入があるようであります。本当にあるかどうかというのは、これは本当に上手につくらなければならないというところであります。通常でも200万ぐらいは収益が上がるようであります。その辺も組み合わせて考え、検討をしていく必要があるのかなという思いがしております。そういった特産品に特化していくことも重要であります。その辺もあわせて考えさせていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、平成26年度は農業にとりましては曲がり角であります。その辺は国の情報を注視しながら、どういった農業施策を確立していくか、まさに行政が問われる年だなというふうに感じておりますので、農地を守るという立場と同時に、特産品をどうつくっていくのか、この辺はしっかりと検討、議論をしていきたいと思っております。

6次産業化の話でも、政府は出ております。ただ、これは、本当に口で言うほど簡単にできる問題ではございませんので、本当に難しいなというふうに思っております。ただ、付加価値をつけていかなければ、農業として成り立っていきませんので、今、検討し始めたところであります。これはぜひ仕上げをしていきたいなど。これは時間がかかりますけれども、何とか私の任期中にうまくいけばいいなというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2番（久保村義輝） 今、6次産業化の話も出ました。各組織とか、個人でも、直売を含めて、一次加工して出すというような努力はそれぞれしているわけでありまして。部分としてはそういうことは取り組んでおりますが、先ほどももくもくファームの話が出ましたが、その地域全体の農業を本当に6次産業化するということは、非常に大変なことだと思います。それぞれの思いを持つ人たちが、少しずつ新しい形態の加工をし、販売をしていく、こういうことは今も目があるわけでありまして、これを本当に行政が背負って、しっかりと村全体をそういう活性化させるということは非常に大変なことで、中心になる人も必要ですし、方向性もしっかり持たなければいけない、こういうことを思います。行政としても、大いにそれは取り組んでいただくと同時に、各農家、グループもそれぞれの持ち味を生かした、そういう取り組みをすることに対して、また村も支援をするという、こういう方策も必要だと考えます。

また、まっくんファームの充実とともに、先ほども言ったように各農家を支援するということは、本当に村長が言われたように、環境を守っていくためには、大きな組織が一つあるだけでは守り切れない、小さな農地、耕作をしている人もみんなを含めて、水路の維持、道路の維持、傾斜をきちっと守っていく、こういうことが本当に必要で、大きな農家だけが残ったとしても、それは守り切れないということがいつも言われます。ですから、村長、先ほど言われたように、グループの育成と同時に、各農家が、そうはいつでも支援があって、頑張れるなというふうな施策をぜひ実現してほしいと思います。

除雪やなんかもそう。地元の人々の力を借りてやるという方向が出たわけでありまして、環境や地域の道路、水路を守っていくのも、そういうみんなを守っていく。そのために行政も支援をしていく。このことは、どうしても必要なことだと考えるわけでありまして。

そして、TPPも、本当に以前は情報がなかったんですが、だんだん、直接、各団体が現地に乗って、情報収集もしている。そういう中で、少しずつ話が出てくるわけでありまして。先日も、農協の呼びかけで集会がされました。しっかりと、今、守るために頑張らなければならないという、こういう決意も上げたわけでありまして。ぜひ、村長も新聞で知るだけということですが、やはり、これは国にも働きか

けるようなことも、ぜひ、これはして、情報を出しなさいということも大いに言っていく必要があると思います。国は、交渉事だからということで、ほとんど出さないということですが、特に、この五つの項目を守っていくためには、国民からの声も背景にして、本来ならば交渉すべきですが、国民にないしょにして、ちょこちょこ交渉するということが本当に成果を上げることができるのか、このことは非常に疑いを持つわけであります。ぜひ、地方行政からも、情報を出せということはぜひ国に要請をして、我々にも知らせていただきたい、こんなふうに思うわけであります。

いずれにしても、これは村の大きな部分を占める。住民が環境を守り、生活を守っていくためにも、TPPは農業だけでなく、医療から、保険、全てにかかわる問題でありますから、ぜひとも情報を村民に大いに村からも知らせていただきたい。このことは要請をしておきます。その点について、一言村長から答弁があればお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 情報を出すということ、これは必要なことだと思いますけれども、また交渉の部分がありますので、なかなかそれは難しいだろうと。私が言ってみても、それは無理でありますので、その点だけは申し上げておきたいというふうに思います。

議 長（原 悟郎） 2番、久保村議員。

2 番（久保村義輝） 以上、村長にも大いに努力をお願いして、質問を終わります。

議 長（原 悟郎） これで、2番、久保村義輝議員の質問は終わります。

なお、2名の議員の質問が残っておりますが、明日12日、午前9時から一般質問を続けることにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

散会 午後 4時04分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

5 番 加 藤 泰 久

8 番 都 志 今朝一

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成25年12月12日

午前9時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

届け出順に発言を許可いたします。

それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。

それでは、5番、加藤泰久議員。

5 番（加藤 泰久） 5番加藤泰久です。通告どおり、2件の質問をいたします。

ことしの天候は、春の遅霜に始まり、夏の猛暑、豪雨、竜巻、台風と、日本各地で荒れ狂いました。幸いにも、当村では、台風による被害が多少ありましたが、農作物におきましても黄金の波も見事に広がり、果樹等の収穫も終わり、豊かな地域、豊かな村を実感したところでございます。

災害も少なく、豊かさが感じられ、また子育て支援等政策が充実している村という評判で、9月30日に人口が1万5,000人となり、大変うれしいところであります。

近隣の市町村においては、人口減少に頭を悩ませている中、人口増に伴い、さまざまな課題が出てきております。新築2年目で想定外の園児数の増加で南原保育園の増築、また南部小学校の増築等の必要性が出てまいりました。

直面する課題は何であるか、村長に質問をいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、加藤泰久議員の御質問にお答えを申し上げます。

人口増加について、直面する課題は何かという御質問でございます。

端的に申し上げますと、課題としては、施設不足への対応、そして地域の一体感、この二つに尽きるだろうというふうに思っております。

若干、人口増加の背景等についてお話をさせていただきます。

本村の人口の推移を見ますと、総合計画が初めて策定された昭和45年当時は6,500人でありました。計画から10年後に当たる昭和54年の目標人口を1万人として定めたところでありました。これが人口を定めた最初であります。1万人達成につきましては、昭和60年12月でありましたので、計画よりも6年遅かったという、こんな過去の状況であります。以来、短期総合計画や第2次、第3次総合計画の行政

運営の指針としてまいりました。

また、同時に現在の第4次総合計画では、子育て日本一の村を基本として、福祉教育の充実、活力と元気を育む村づくり、安心安全な村づくり、生活優先の村づくりを積極的に取り組んできたところでもあります。おかげさまで、現在の第4次総合計画におきまして設定をいたしました平成27年度目標人口1万4,700人に対し、計画から約4年早い平成23年8月には、その目標人口を達成することができました。また、今、御質問にありましたとおり、本年9月に人口1万5,000人を超え、一つの節目を迎えられましたことは、諸先輩方のたゆまぬ努力とともに、住民の皆様方の深い御理解と御協力のたまものであると思っておるところでもあります。

また、御承知のように、国立社会保障人口問題研究所の発表によりますと、本年3月推計の日本の地域別将来推計人口では、長野県内で唯一、2040年に人口増が予測されている市町村というのは本村だけであります。全国的には、都道府県単位で全て人口が減少と予測されております。大都市などを除きますと、増加している市町村は少なく、これは自治体の数でいきますと約4.8%、この自治体しか人口がふえないという、こんな推計となっております。特に、村の中で増加している村というのは、本当にごくわずかであります。将来予測とはいえ、自治体にとって人口増が見込まれるということは非常に喜ばしいことだと思っております。

この人口統計調査というのは、国調のある5年に1回発表をされておる、推計をされておるところであります。5年前の同調査では、本村は人口は減少するという、こういう調査結果となっております。5年後の調査で増加に転じたことは、本当にありがたいなというふうに思っておるところでございます。

こうした状況の中で、さまざまな課題も出てまいりました。人口増加に伴い直面する課題につきましては、冒頭で申し上げましたように、この人口増加に対応した施設物、そして同時に、地域の一体感、地域コミュニティーの充実、このことが上げられるわけであります。

その中の課題といたしまして、人口増に伴う施設不足につきましては、昨日からお話を申し上げているとおり、小中学校や保育園の施設整備であります。このことにつきましては、26年度、27年度、遅くとも28年度までには、全ての施設不足を解消してまいりたいと考えておるところでございます。来年度は南部小学校の増改築工事、各小中学校の体育館の安全対策工事、これは実施をしてまいりますし、保育園につきましては、西部保育園、中部保育園の給食室、あるいは園児室の増改築の設計を予定しております。ここでしっかりと将来人口推計を見きわめながら、施設不足に対応してまいりたいと思っております。

また、人口がふえますと、どうしても住宅も増加してまいります。そういった住宅増加に伴いまして、道路整備、生活道路の整備というのが必要となってまいりますので、平成26年度の村の計画におきましては、県道インター線上の高校側の西側の道路との交差点の道路改良を進める予定であります。また、塩ノ井から久保にか

けての旧道、村道の舗装工事、これは全面改修をする予定であります。これはグリーンベルト設置をする関係で、どうしても舗装を先に修繕しておかなければいけないという、こういう状況でありますし、田畑駅に通ずる村道2038号線の拡幅工事も予定しておるところでございます。また、平成27年度以降につきましては、児童生徒の通学時の交通安全対策といたしまして中込線の歩道設置、このことを計画して、順次進めてまいりたいと思っております。

こういった人口増加に対応した生活面のそういったことも課題となっておりますので、順次、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、そんな点は御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） ただいまの答弁によりまして、さまざまな直面している問題については、28年までということに対処していただいているということでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

次に、長中期的な取り組みについて質問をいたします。

ただいまもお話がありましたように、政府機関の発表によると、2040年までに長野県では人口増が見込まれる村は当村だけと発表されております。今後の人口増加については大変予想が難しく、この2040年まで増加という根拠というものが私もちよっとわかりません。そうした中で、想定されるさまざまな事柄について議論し、対応していくことが大切であるかと思っております。

人口増加により、保育園、小中学校等の施設の不足問題、高齢者や弱者がふえる中での福祉問題、村民の生活による地域の一体感や生活のごみ問題等の課題が考えられます。

一方、新規就農者受け入れや地域企業への就職で、若い人の定住等の支援が必要であり、中長期的な政策が必要と考えられる中で、村長の中長期的な政策についてのお考えをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人口増加の将来的な予測につきましては、国立人口調査研究所ですか、そこの発表というのは、本当にそうなるだろうか、どうかというのは、これはわからない部分もありますけれども、この5年間の推移で見ますと、人口予測というのはほぼ正確なのかなというふうに思っております。5年前の統計調査の数値と5年後、この3月に発表されました数値、上伊那全体で比較しますと0.4%ぐらいの誤差しかないところありますので、ほぼ人口推計というのは正確に行われているのではないかと思っております。したがって、本村の人口も、2040年には1万5,600人という予想になっておりますので、そういった人口増になるのではないかとこのように考えておるところであります。

また、同時に、最近の村内の状況を見ますと、あちらこちらに宅地造成がなされ

たり、あるいは新築住宅が建ったりというようなことで、まだまだ人口がふえるんではないかというふうに予想しておるところであります。9月以降の状況を見ても、月に10人程度ぐらいずつふえております。今月もそのくらい増加をするという、現在のところではそんな状況となっております。

そうした中で、人口増加に対応するためには、先ほど申し上げましたように、ハード的な部分、ソフト的な部分、両面から考えていかなければならないところがあります。財政状況を見ながら進めてまいります。

ハード的な面を少し申し上げますと、今後は村公民館の耐震改修、これをしていかなければなりませんし、村の貴重な歴史を伝える村郷土館、この全面移転改築もしていかなければならないところがあります。また、村民、あるいは大勢の皆さんのにぎわいの場としての大芝高原の施設もかなり古くなってきております。屋内運動場だとか、プールだとか、あるいはテニスコートだとか、こういったことの改修もしていく必要があるというふうに思っております。大芝関連につきましては、国庫補助が受けられるような、そんな計画策定をしていく必要があるというふうに考えておるところであります。

また、ソフト事業につきましては、今、第5次の総合計画の策定に向けて動き出しておるところであります。この委員会で計画を審議していただくという、こういう予定になっております。この委員会の中で、いろんな課題等々につきまして議論をしていただくという、こういうことになっておりますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

人口増に伴う、やはり一番ポイントとしては、自立をした南箕輪村として、持続可能な村づくりを進めていくことだろうというふうに思います。今では、子供、若者が多くなっておるとはいえ、いずれ、この少子高齢化の時代になってまいります。そういった中では、やはり一番は、先ほども申し上げましたけれども、地域コミュニティをどう充実をさせていくのか、このことに尽きるだろうと言われております。住民と行政が信頼関係を深め、その責任と役割を分担していく、こういったことを真剣に議論しておりますし、これからさらに考えていかなければならない協働の村づくり、このことが基本となるというふうに思っております。その辺をソフト事業の中でどう位置づけていけるのか、模索をしておるところであります。

今年度、除雪ボランティアの組織構築、今、準備を進めており、ほぼ固まってきたところがございます。こういったボランティア的な組織を徐々に各分野に広げていけたらということで検討させていただきます。これは、常に模索をしていかなければならないと思っております。こういった問題は福祉分野、さらに進めていかなければならないというふうに考えておるところであります。地域の中で、住民の皆さんがどう支え合うことができるのか、このことが一番、私は大切だと思っておりますので、この除雪ボランティア組織を一つの糸口にしながら、他の分野まで進めていきたいと思っております。いずれにいたしましても、行政と住

民の皆様方との役割分担、このことをしっかりと議論していくという、こういうふうと考えておるところであります。

よく、自助、公助、共助、こういう言葉が基本構想基本計画の中にも載っておりますが、自助とは何か、自分で何ができるのか、このことを基本としながらともに支え合う、助け合う、そんな組織の構築に全力を傾けてまいりたいと思っております。こういったところできていければ、少子高齢化時代が来ても対応していけるだろうというふうに思います。今、人口が増加をしているうちに、こういったことを模索しながら構築していく、その準備をしていく、このことが必要であろうというふうに思います。

質問の中に、若者の定住促進というような御質問もありました。今、本村の場合には、本当に若い世代の転入が多くなってきておるところであります。子供の数も順調にふえてきております。そういった点では、本当にありがたい現象であります。他の市町村が人口減少をどう食い止めていくのか、増加というよりも人口減少をどう食い止めていくのか、こういったことを検討している中で、ありがたい現象でありますので、この活力をさらに将来に向けての基礎としてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 大変、今、人口増加をしているいい状況の中で、今後の対応を考え、また住民一体、または行政一体となって、起き得る問題に適切な対応を願うところでございます。

続きまして、奥地林について質問いたします。

10月7日に、議員による奥地林視察を行いました。旧権兵衛峠を歩きましたが、手入れがなされた後で大変すばらしく、遊歩道に、また観光に使えるような感じもしたところでございます。一部には、土砂が道に流出して、押し出されて、道路を塞ぐというようなところがございましたが、聞くところによると、後日、除去されて、回収されたようでございます。

奥地林においては、村有林、南箕輪生産森林組合、官行造林に分かれております。私の認識不足であり、官行造林地については、私は初めて知るところでございました。官行造林地については、現行の契約内容についてそれぞれ資料をいただきましたが、契約は昭和2年3月25日と、場所は北沢山の149.21ヘクタール、分収ぐあいは国が50%、村が50%ということで、契約期間が昭和2年3月25日から平成28年3月31日、27年度中ということでありまして、樹枝、ヒノキ、カラマツ、広葉樹等であり、55年から76年の樹齢で、カラマツ等が多く生育しております。契約により、皆伐、皆伐採か買収かの選択となっているようですが、27年度までには時間がありますが、議論し、研究していくことが必要かと思われまますので、村長のお考えをお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 奥地林、特に官行造林の御質問でございます。

御指摘のとおり、官行造林につきましては北沢山にあります。村と国の中部森林管理局との間で、北沢山の村有林の一部、149.21ヘクタール、分収の割合を五分五分の契約をしてあります。昭和2年3月29日から平成28年3月31日まで、89年と7日間ということで契約を結んでおるところであります。この森林の現況につきましては、御視察等もいただいておりますのでおわかりかというふうに思いますが、カラマツ、ヒノキ、その他の広葉樹となっております。

平成27年度末には、村と中部森林管理局の契約が満了となります。本来であれば、これは契約地内で伐採を行い、そこから出た利益をそれぞれ分配する流れ、これが本来の契約の目的であります。しかし、この官行造林法が廃止されました。そのことによりまして、中部森林管理局がその後の分収林契約を行うことができないという、こういうこととなってしまいましたので、方法は二つでございます。現在ある森林の価値を評価いたしまして、そのまま村が買い取り、森林として育成をしていくのか、あるいは伐採をし、分収割合で分配をし、その後、村がそこへ植林をしていくのか。いずれにいたしましても、この二つの方法しかございません。

全部、皆伐をして、植林をするということは、これは莫大な費用がかかりますし、分収割合があるとはいえ、ほとんどお金にならないんじゃないかなという、こういう予測もなされるところであります。先行自治体の例もございます。この辺を十分研究をしながらというふうに考えておりますが、ほとんどが収益の分収率を国に支払って、森林として維持をしていく、この例が大半でございますので、村の方向も同様にしていかがるを得ないというふうに、現時点では思っておるところでございます。また、方向性が出れば、あるいは森林としての資産価値が出れば、議会と御相談を申し上げながら、方向性を出していきたいというふうに考えておりますけれども、現在、私の考え方としては、分収林の価値、その部分を国にお支払いをしながら、森林として維持をしていきたいという、現段階ではそういう方向性を持っておるところであります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5 番（加藤 泰久） どちら、二者選択で、伐採ということになると大変だな、また植林ということもというふうに考えて危惧しておりましたが、村長の答弁により、それは何か避けられるような様子でありますので、安心したところでございます。

50年、70年の樹齢のカラマツを間伐して、昔からある天然カラマツというような良質な材料にしていくにはどうかというふうなふうに考えて、現在のカラマツ、経ヶ岳に植えられておりますカラマツが多くありますが、まだまだ年数的に若く、余り好まれる材料ではありません。カラマツというのは、日本全国どこにでもあるかと思っ、私もちよっとおりましたが、ある講演会で聞いたところ、長野県、栃木

県、東北の青森、北海道等に戦後造林された話があるというようなことで、どこにもあって、非常に質のよくない材木かと思っていましたけれども、これがやっぱり年数さえたてば、天然カラマツ的なすばらしい要素を持った材料になるということでございます。カラマツも、南原保育園の増築により、80センチ厚くらいの集積材がはりに使われたり、多くのカラマツ材が使用されておりました、間伐材として良質のカラマツを後世の財産として残すことが必要と考えられております。

財政的には大変厳しい時期であるわけですが、奥地林においては、今が間伐して整備する時期であると思います。間伐することにより、より良質の材料となると思っております。山や森林や樹木は何も言いません。治山治水、温暖化防止のためにも、すぐに成果が出ませんが、先行投資であり、後世により財産を残すためにも、森林整備により多くの予算を計上し、整備促進を願うところでありますが、村長のお考えをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 間伐等の森林整備の促進という御質問であります。

今、カラマツの話が出ました。戦後、このカラマツを植林したということは、県の施策としてそういったことが行われたということでございます。カラマツにつきましては、天カラにつきましては、本当にこれは価値のある材木でありますし、今、議員御指摘のように、植林したカラマツでも、年数がたてば利用はあるというふうにも私も思っております。

村の奥地林の飛び地と言われる部分は、2012ヘクタールであります。これは本村の約半分の面積を占めております。ほとんどが水源涵養林、保安林に指定をされております。村有林が全てということではありません。この地籍内には、県有林や伊那市に属する共有財産組合所有の森林、これもあるところであります。村はもちろん、伊那市、箕輪町を含む、こういったエリアの水源林となっており、適正な森林管理が必要となってまいります。また、南箕輪村生産森林組合の森林につきましては、伊那市地籍ということでもありますので、その辺はそんな御理解をお願いいたします。

整備計画といたしましては、村全体の森林整備の基本となる計画として、平成25年度から平成35年度までの10カ年を計画期間とする南箕輪村森林整備計画があります。これに基づいて整備をしてまいりたいと考えておるところであります。

村では、平成25年2月に森林経営計画を立てて、間伐材等の森林整備事業に県からの補助金を受けることのできる体制を整えました。今、村有林である大芝高原の森林整備については補助金を活用しながら、村で策定をいたしました大芝高原森林整備基本計画に基づき実施を進めているところであります。

飛び地の森林整備の状況であります。一部の・・・などについては、森林整備を行う業者が森林経営計画を策定し、間伐を進めております。村有林につきましては、昭和50年の後半から、平成15年にかけて、一通りこれは間伐は終了してお

るところであります。しかし、面積が広大なために、最初に間伐を行った場所では、かなり年数が経過をしておるところであります。

そういった状況もありますので、先月、信州大学農学部に加藤教授に官行造林地を含む飛び地森林状況について視察をいただいたところでもあります。そして、また御意見をいただきました。意見の中には、やはり間伐が必要なそういった区域もあるという、こういうことでもありますので、具体的に把握をしながら、今後、信州大学と連携して、整備計画の樹立を立ててまいります。

また、県でも、信州F・POWERプロジェクトにより、木材加工施設や森林バイオマスによる発電施設の建設が行われており、木材需要の高まりが期待されておるところであります。

今の時代では、木材としての価値が少なく、間伐を行っても、収入面では赤字となってしまいますが、しかし、そのまま放置しておくということは、これは景観上、あるいは国土の保全上、これは好ましいことではありません。災害を引き起こす原因にもなっておりますので、いずれにいたしましても、災害に強い森林づくりを進めていかなければならないと考えておりますので、信州大学農学部と連携をしながら、方向性を模索し、実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

森林全体につきましては、本当に貴重な資源でありますので、収益性だけを考えることではなくて、きのうも御質問いただいておりますけれども、地球温暖化防止等々の面を含めまして、適切な管理ができるように努めてまいりますので、その辺につきましても御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、加藤議員。

5番（加藤 泰久） 村民が、朝に夕に仰ぎ見る経ヶ岳でございます。校歌にも出てくる経ヶ岳、これは村民のシンボルとしても大変重要なところであり、先人より管理育成されてきたところでございます。後世に残すように努力されることを願って、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、加藤泰久議員の質問は終わります。

次に、8番、都志今朝一議員。

8番（都志今朝一） 議席番号8番、都志今朝一です。

私は、先に通告いたしました4項目について、村長、並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1項目めの2014年度予算編成についてをお伺いいたします。

昨日、先輩議員により同様の質問がなされており、復習の答弁となりますがよろしく願いいたします。

昨年12月の定例会でも同様の質問をさせていただきましたが、2014年度の予算編成が始まりました。本年度は、昨年とは違い、人口が1万5,000人を超え、通年予算の編成であります。

経済状況を見ると、国政では、安倍政権の打ち出す経済施策アベノミクスにより、国内総生産の成長目標など、国の動きを注視する必要があると思われます。アベノミクス効果により、一部の企業によっては、景気の回復の兆しが見え始めておりますが、上伊那地域では、極めて不透明な経済状況の長期化が懸念されております。このような状況は、国内はもちろん、郡下の企業及び本村の産業、並びに雇用形態にも大きな影響が出ています。

また、国の施策により、農業にも大きな政策転換が迫られております。

また、11月30日付の報道によると、2014年度の国の一般会計税収が、2008年のリーマンショック以前の水準まで回復し、来年4月の消費税増税に加え、景気回復で法人税収の伸びも見込まれ、7年ぶりに50兆円を超える見通しとなった。また、この反面、公共事業の減額方針のほか、地方財政に対しては、リーマンショック後の危機対応モードから、平時モードに仕組みを切りかえていく必要がある。リーマンショック後の2009年度に導入した地方交付税の別枠加算を廃止する考えを首相は示唆している。地方税収は、リーマンショック以前の水準にはまだ回復しておりません。このようなさまざまな影響を受け、財政運営にも厳しい状況が続いていると思われま

す。新年度の予算編成であります。歳入の関係では、国・県の支出金は国の制度改正により、大きな変革も予想されております。極めて不透明な経済状況の長期化が懸念される中、人口1万5,000人余の村民の命と暮らしを守り、安心安全な村づくりのできる事業選択で事業の効率化を図り、歳出削減に努力し、行政の無駄を省き、効率化を追求、職員が目的意識を持って事業を進め、住民に優しい、村民の生活をしっかり守る予算編成を期待し、1件目の予算規模についてをお伺いいたします。

予算の規模は、本年度に比べ、どのくらいであるかをお伺いし、1件目の予算規模についての質問といたします。答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、都志今朝一議員の御質問にお答え申し上げます。

予算編成についての中身の予算規模の御質問であります。

前段、いろんな御指摘、御質問をいただいたところでありますけれども、まさにそのとおりだというふうに私も思っております。

現在、新年度の予算編成、これはまさに作業中でありまして、来月下旬には総額を決めていかなければならない、こういう状況であります。

来年度の予算規模であります。主要歳入であります村税であります。全体的には、これは厳しい見方をせざるを得ない現状であります。住民税につきましては、住民法人税で若干の期待が持てるのかなという、こういうふうには思っておりますが、個人の給与所得に余り伸びがないという、こういう状況もありますので、その面はかたく切つていかなければならないというふうに思います。固定資産税につきまし

でも、新築家屋がふえる傾向にあります。いまだに土地の価格の下落傾向が続いております。そういったことを考えますと、来年も厳しい状況となってくると予想しております。国の税収回復という、こういう状況もあるようであり、ますけれども、地方におきましては、まだまだそういった実感もないところであります。数字としてあらわれてきていないというのが実態でございます。

したがって、村税の状況につきましては、昨年度と比べてどうなのかと、こういった比較を今しておりますけれども、余り大きな伸びは期待できず、むしろ同程度で推移をしていくのではないかと、こういうことで今、考えておるところでございます。したがって、20億円前後、決算ベースで申し上げますと20億円少し余ぐらい、予算ベースで申し上げますと19億円の後半という、こんな村税の状況を今、見込んでおるところであります。

地方交付税につきましては、総務省の概算要求1.8%の減という、こういうことになっております。議員が言われましたように、交付税の別枠加算1兆円、これも廃止になるという、こういうことであります。また、それにかわる新たな制度も考えられているようであり、ますけれども、いずれにいたしましても、交付税総額が抑制傾向にあります。本当に不透明な状況であります。村の歳入の根幹というのは、村税と地方交付税でありますので、この状況によって大きく変わってくるところであります。

きょうあたり、きのうの夜からきょうあたりのニュースによりますと、税制改正の骨格がきょう決まるんじゃないかというような、こんな報道もなされておりますので、そういった情報を収集しながら、予算編成をしております。

申し上げましたように、主要歳入であります村税、地方交付税も、当面は厳しい見方をしていく必要があります。しかし、その中におきましても、来年度の予算は、村民の生活と地域の安全を守り、人口増加に対応する積極的な予算としてまいりたいと考えておりますので、その辺はぜひ御理解も賜りたいと思っております。

来年度の予算規模であります。本年度、かなりの大型な事業もありませんけれども、来年度もそういったこと、事業を予想しておりますので、大体同じような規模になるんじゃないかと、こんなふうに今考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 歳入財政は厳しい状況が続くと思われます。より一層の緊縮財政の予算となることをお願いし、続いて、2件目の予算編成の基本方針、並びに重点項目についてをお伺いいたします。

予算編成については、厳しい財政状況の中、南箕輪村第4次総合計画後期基本計画に基づき、事業選択し、村3カ年実施計画を基本としての予算編成も行われていると思っております。南箕輪村第4次総合計画の中にある村づくりの基本理念として、三

つの基本理念のもとに将来像を定め、村づくりを進めていると思われま

す。1、人が元気な村づくり。2、自然優先の村づくり。3番目、自立協働の村づくり。この3項目を基本理念として、この極めて不透明な経済状況の中、予算編成で大変なことと思われま

す。特に、日本一の子育ての村を基本とし、村民への還元、村民へのサービスがより一層求められていると思いま

す。子育て、福祉、教育、村民が健康で元気な村づくり、安心安全な活力ある村づくりなど、高齢者や弱者を含む村民全体に対して、暖かい日の当たる村づくりをお願いし、2点目の予算編成の基本方針と重点項目の質問といたします。答弁をよろしくお願

いいたします。議長（原 悟郎） 唐木村長。村 長（唐木 一直） 予算編成の基本方針、重点項目の御質問でございます。常々申し上げておりますけれども、平成25年度の予算編成に当たりましては、南箕輪村第4次総合計画の後期基本計画に基づいての事業選択を行ってまいります。今、村3カ年実施計画を基本としながら、予算編成を行っておるところであります。村3カ年実施計画につきま

しては、かなりの事業量となっておりますので、この中から選択しながら、予算に盛り込んでまいりたいと考えております。加えまして、この4月に村長選挙がありましたので、私の公約の実現に向けても努力していかなければなりません。そうした予算づけも実施していく予定となっております。特に、弱者に優しいという部分では生活介護事業所、この開設ということはやっていき

たいというふう

に予算の中で思っておるところであります。先ほども申し上げましたが、当面は、税収も地方交付税も厳しい見方をしなければなりませんけれども、その中でも人口1万5,000人に対応できる村づくりをどう進めていくか、このことが重要課題となつてきております。また、同時に、私の村政運営の基本理念といたしまして、村民の生活をしっかりと守っていくこと、地域の安全をしっかりと守っていくこと、そしてさまざまな産業振興を図っていくこと、このことを基本としておりますので、創意と工夫により、厳しいながらも積極的な予算案となるようにしていきたいと今考えておるところでございます。

引き続き、ソフト面の子育て、福祉、教育、あるいは健康、そういった面は、引き続き進めてまいりますし、何よりも安心安全な村づくりや村民生活に優しい村づくり、こういったことにつながるような予算編成にしていきたいというふう

に思っておるところであります。重点項目につきましては、先日、山口議員にもお答えをいたしましたとおり、当面は、この人口増加対策に対応した施設不足の解消、そして異常気象等々も発生しておりますので防災関係、さらには生活関連道路の整備を重点項目として予算編成をしていきたいと考えておるところでありますし、先ほども申し上げましたが、私の公約実現に向けての予算づけというのもやってまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 第4次総合計画が、人口1万5,000人のよりよい村づくりになり、村民一人一人のためになることをお願いいたします。

続いて、3件目の2013年度の事業及び予算執行の状況についてをお伺いいたします。

2013年度もあと3カ月余りを残すのみとなり、事業なども順調に進捗していることと思われま。いずみ苑の改修工事、南原保育園の増築工事、田畑公民館の新築工事、学校トイレの改修工事など、役場庁舎の工事も着工し、ほぼ順調に進捗していると思われま。

今後、残された事業も年度内の完了をお願いし、3件目の2013年度事業及び予算執行の状況についての質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 2013年度の事業の予算執行の状況についてであります。

本年度の現時点での予算執行状況であります。一般会計の歳入では67%程度となり、歳出では、支出負担行為額による執行率は63%程度となっております。これは、いずれも昨年を上回る執行状況となっているところであります。

本年度の大型事業であります南原保育園の増改築工事、11月末をもって完了いたしました。いずみ苑の改修工事につきましても、今月末には完了する予定となっております。また、田畑公民館建設工事につきましても、6月に入札が行われ、本当に忙しい事業でありますけれども、3月末に竣工の予定で、今、工事を進めておるところでございます。現在、基礎工事等が終了し、これから建屋工事となっておりますが、順調に推進、推移ができておると思っております。役場庁舎の増築工事につきましても、今、工事が始まっております。また、OAフロア工事につきましてもつい先日、入札が行われ、業者が決定いたしましたので、休みを利用しながら工事にかかっていくという、こういうことで進めてまいります。

3カ月余りとなってまいりました。それぞれ、事業が順調に推進するよう、さらに気を引き締めて努力してまいります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 年度内の事業も残されております。コンクリートの工事には適さない時期になります。年度内早い時期の完了をお願いいたします。

続いて、2項目めの村道維持管理についてをお伺いいたします。

村道5号、並びに6号線には、歩道に街路樹が植樹されております。5号線にはドウダンツツジ、途中にある休憩所にはカシの木の街路樹が植樹され、6号線には、国道側よりハナミズキの木、2番目には果樹のなるコリンゴの木、春日街道寄りにはシラカバの木が植樹されております。

特に、6号線では統一性もなく、枯れている木々も目立っております。また、リンゴの木には、秋になると果樹がなり、車道側に落下しており、衛生的にもよくないと思われまます。また、年2回、アメシロがたかっている様子も見受けられます。シラカバの木は手入れがされていないために、かなりの丈になっております。ハナミズキ、コリンゴの木も葉が茂ると、車道側に出ている枝があり、危険とも思われまます。5号線には、歩行者側にはみ出した枝も見受けられます。また、休憩所にあるカシの木も枯れている枝も多く見られております。ドウダンツツジの一部の欠損もあります。

南箕輪村第4次総合計画の第4章にも、環境美化の推進や自然環境保全条例に則した施策の推進などがうたわれております。樹木などは、年一、二回の整備が必要と思われまます。今定例会に議案4号議案中に、村道6号線の整備委託費として112万円の補正予算が組まれているが、どのような整備を行うのか、また5号線の整備はどのように行うかをお伺いし、1件目の道路沿い街路樹の管理についての質問いたします。答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 村道維持管理についての街路樹の管理についての御質問であります。

村道として街路樹が植えられておところは、御指摘のとおり、村道6号線、村道5号線であります。特に、これまでは、余り大きないろんな剪定だとか、そういうことは行ってきておりませんでした。アメシロの消毒だとか、落下したコリンゴの片づけとか、その程度に終わっていたところであります。

村も景観行政団体移行を今準備しておるところであります。そうしたことを考えれば、この街路樹、定期的に手を入れていく必要があるということで、今議会にも補正予算として、急遽ではありますがお願ひしたところでもあります。

剪定はもちろん、5号線を含めましてやっけてまいります。そして、枯れたところがございませうので、そういったところへの補植もやっけてまいります。そういった予算としておるところであります。

特に、村道6号線につきましては、これは大芝高原の入り口の道路でありますので、特に配慮をしていかなければならないというふうにお考えおるところであります。枯れたものにつきましては伐採をしながら、補植をしていくという取り組み、あるいはシラカバはかなり高くなりましたので、枝どめなどを行い、良好な環境に保っていけるようにしてまいります。コリンゴにつきましては落下というようなこともありますので、これはハナミズキに改植をしていきたいという考え方でおります。

いずれにいたしましても、街路樹が見苦しくないように、これからは定期的に手を入れてまいります。そういった予算ももらっていただく、そんな方向で今考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 道路の街路樹は、管理が大変と思われま。定期的な整備をお願いし、続いて、2件目の国道153号線伊那バイパス側道管理についてをお伺いいたします。

バイパス本体は、伊那建設事務所が維持管理しております。側道については村道編入し、村の維持管理と思われま。側道のある部分には、高い部分で3メートルくらいののり面があり、クズなどのツタ草が多く生息しており、成長も早く、密集状態になっております。のり面の草刈りについては、伊那建設事務所にもお願いをしておりますが、草刈りなどが行われま。道路側にも、側道側にも一部がかかり、側道が狭くなっている場所もあります。村より再度の伊那建設事務所への要望と、側道部分の管理についての2件目の質問といたしま。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 153バイパス側道等々の管理についての御質問であります。

もちろん、国道でありますので、道路管理者であります県が管理をしていくということ、これは基本であります。そういったお願いはしてま。しかし、なかなか県も予算の関係がありまして、実施できない面もございま。景観等々を考えれば、村で除草をしていかなければならない、こういう状況も生まれてきておりますので、村により除草は行ってま。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 村道の維持管理は総延長も長くて、管理も大変なことと思われま。計画的な維持管理をお願いいたします。

続いて、3項目めの通学路の今後の安全対策についてをお伺いいたします。

通学路の安全対策の一つである村道には、グリーン色が鮮やかに伸びており、子供たちも、朝夕の通学時はグリーンベルト上を歩くようになりました。また、横断歩道の手前にあるカラー舗装では、運転者も気をつけるようになっていると思われま。

平成24、25年度の通学路のグリーンベルトの延長距離が、南箕輪小学校では2,984メートル、南部小学校では275メートルであります。横断歩道、交差点内のカラー舗装については、南箕輪小学校の施工範囲は2年度で915平米、南部小学校の施工範囲が2年度で213平米であります。昨年度の危険箇所の指摘があったグリーンベルトなどの路面舗装は、9割近くが改善されてきております。

それではお伺いしま。今後のグリーンベルト、並びに交差点などのカラー舗装は今後も行っていくかをお伺いし、1件目の質問といたしま。答弁をよろしく

お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） グリーンベルト、交差点のカラー舗装の御質問であります。

グリーンベルトの舗装につきましては、平成24年度から始めたところであります。これは通学に対する交通安全対策という、こういうことで始めさせていただきました。24年度には1,492メートル、今年度は1,767メートル実施をする予定となっております。交差点内のカラー舗装につきましては、24年度で9カ所、25年度で2カ所、工事を行ったり、実施予定となっております。

これらにつきましては、施工後に小学校の状況確認を踏まえて、効果の検証もしておるところであります。安全面には効果があるという、こういう話が多く来ておるところでありますので、今後も主要通学路を中心に、継続的に実施してまいります。グリーンベルトにつきましては、村内通学路、主要な部分につきましては全て行っていくという、こういう考え方でおるところであります。

先ほども申し上げましたけれども、グリーンベルト舗装の実施に伴いまして、旧国道塩ノ井から久保間の舗装の全面改修、これを2年間かけてやってまいりたい。そして、グリーンベルトの実施をしまっている、こんな計画も持っておるところでございます。

いずれにいたしましても、通学路の安全対策、常に気をつけながらやっていかなければなりませんので、また教育委員会、PTA等々とも話しながらというふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 住宅の新築がまだ続いております。子供さんの人数もまだふえる見込みでもあります。通学路の安全対策に一層の努力をお願いし、2件目の各地区PTAよりの危険箇所の聞き取りについてをお伺いいたします。

今年度は、8月22日に通学路の危険箇所の点検会議を開催、両小学校、村、道路管理者などで行われております。両校のPTAから改善要望があった危険箇所についての対策の話し合いが行われております。昨年が続いての取り組みでもあります。両校から、計25カ所の要望が報告されておりますが、年1回の危険箇所の点検会議では少ないようにも思われます。住宅の新築件数がふえると、問題箇所も多くなってくると思われます。

では、お伺いしますけれども、各地区PTAより危険箇所の聞き取りの今後の対策についての考えをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育委員長。

教育委員長（清水 篤彦） 都志議員から御質問がありました件につきましては、教育長よりお答え申し上げます。よろしくお願いたします。

議 長（原 悟郎） 征矢教育長。

教 育 長（征矢 鑑） 都志議員から出されました通学路、各地区PTAの危険箇所の聞き取りはという御質問にお答えします。

南小、南部小ともに、毎年4月下旬から5月の連休明けまでの間に、危険箇所、あるいは交通の子供たちの安全を図るべく、必要などころの取りまとめを一括して出させていただいております。特に、南小のほうでは地区のPTAの校外指導部が中心に、南部小のほうでは地区ごとの保護者の懇談会、こんなところを通じて聞き取り調査を行っております。随分、分厚い資料になりますが、これを教育委員会のほうで整理をしまして、昨年、ことしと7月には、教育委員会、学校、建設水道課、総務課の関係職員に集まっておきまして、危険箇所の確認会議を開いております。なお、ことしは8月22日、議員からも御指摘のように、通学路の危険箇所点検会議が開かれました。

道路によっては県が、あるいは国がというところもございまして、なかなか思うように進まないわけではありますが、平成25年2月、それからことし、夏休み明けには、村長の名前で伊那警察署長に、全部で10カ所にわたりまして横断歩道、信号機、それから、あと路面表示等々につきまして、交通規制の要望書を上げてございます。そんなところもございまして、8月の会議では、伊那警察署や伊那建設事務所の職員も加わりまして点検を行いました。大分、整備されたと思っておりますが、なお来年度以降も、今、村長のお答えのように、グリーンベルトを中心として道路の整備を図っていきたいと思います。

夏になりますと、樹木の茂りぐあいもかなり場所によっては大変なところもございまして、死角になる部分も出てまいります。子供たちの通学についての安全対策については、万全を期すようにしておりますので、また御指導、あるいは御指摘をいただければありがたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

議 長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8 番（都志今朝一） 低学年の生徒さんがふえております。通学路の危険箇所の対策については一層の努力をお願いし、日本一の子育ての村づくりを目指してもらいたいと思います。

それでは、続いて、4項目めの村の防災計画についてをお伺いたします。

村の自主防災組織連絡会の会合が11月29日に開催され、本年度、総合防災訓練の反省などが行われ、今後の対応策が検討されました。今回、初めて試みた訓練所での宿泊訓練を中心に、課目ごと、課題を上げて検討されております。9月1日の防災訓練は、村内全域で避難所を設営、炊き出し、土のうづくりなどの実践訓練も行われております。村が災害本部を設置し、本部との無線連絡での受信、送信などの

訓練も行われております。

訓練全般での反省点には、避難情報発令時の住民の行動に疑問が残り、避難勧告の意味の周知が必要と思われる。また、北殿、北原区の北原2区が行った宿泊訓練で、北殿公民館での訓練では、インフラの使用ができない避難生活も体験いたしました。避難所のルールづくり、指示、伝達の経路の明確さが必要と思われ、また大型投光器、発電機などの資機材の充実も今後、必要と思われました。また、各区の参加率は10.22%から38.89%で、全体では21.13%である。

では、お伺いいたします。ことしの防災訓練の問題点及び成果、また全体の参加率の数値をどう思うかと、来季以降も宿泊訓練の取り組みを行うかをお伺いし、1件目の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 防災計画、防災訓練等の御質問でございます。

毎年、防災訓練を行っておるところであります。まさに、いろんな課題や問題点も生まれてきております。しかし、訓練というのは、継続的にやっていくことに意義があるというふうに、私は毎年申し上げておるところでありますので、まさに継続してこれからもやっていきたいという、そしていろんな問題点が出てきますので、それを一つずつ解決していければというふうに考えておるところであります。

ことしの防災訓練でありますけれども、デジタル防災行政無線を使った情報連絡訓練、このことに主眼を置いたところありますし、また初めて1泊訓練、2地区で実施をしたところあります。

御質問にはありましたけれども、11月29日に自主防災組織連絡協議会を開催いたしまして、項目ごとに課題を上げて、対応策について今検討が行われているところあります。まとめ次第、また御報告させていただきたいというふうに思います。その中で出された意見といたしましては、事前に避難を始める方も多いんじゃないかというような、こんな御意見も出されました。そんなことを踏まえまして、来年度から発令と同時に避難していただくような、そんなことが必要かなという思いがしたところあります。また、同時に、自主防災会が全地区にできておりますので、各地区で防災アドバイザー等の出前講座の活用もお願いしたところあります。

1泊訓練の開設では、やはり初めてということがありまして、指示、伝達、命令系統、こういったルールづくりはやはり必要かなというふうに思いました。各地区には、区と、それから自主防災組織と、この二つが一緒になって避難所運営をしていただければならない面もございますので、その辺はやはりルールをつくって、明確化しておく必要があるという、そんなことは感じたところがございます。また、施設面では、特にこの照明、電源の確保、それからトイレの確保、飲料水等生活水の確保、こんなことが課題となってきたところあります。

こういうことを受けまして、村としてどういった整備ができるのか、また各区は自主防災会としてどういった整備ができるのか、こんなことを検討させていただきます

す。各地区の自主防災会につきましては、従来どおり、地域コミュニティの助成事業を活用しながら整備をしていただき、こんなお話もしてまいりたいと思っております。村では、特に照明器具、バルーン型の照明器具、これは各避難所へそろえていく必要があるというふうに感じたところでございます。また現在も進めておりますけれども、プライベートルーム等につきましても、引き続き整備をしてまいります。このプライベートルームとバルーン型の照明機、これは村としてやっていきたいというふうに考えておるところであります。また、1泊訓練、来年からどうかという、こういうことでありますけれども、希望があれば自主防として申し出ていただければ、実施をしていきたいというふうに考えております。

参加の状況であります。これは、確かに地区ごとで温度差がある、このことはそういうふうになっております。特に、平成18年度豪雨災害を経験した地域につきましては、参加率が高くなっているという、こういう傾向にあるところでございます。今年度、全体での参加者数が3,159人、人口比率で21.13%となっております。世帯で見ますと、全世帯で必ず参加をしていただいた世帯が55.6%となっておりますので、50%を超える世帯数の参加があったという、こういうことであります。意識も大分高まってきておるといふ、こんなふう感じておるところであります。

防災訓練、先ほど申し上げましたけれども、やはり継続的に実施をしていく、そこから問題点を把握しながら前に進めていく、こういったことは必要でありますので、毎年やっていくという、こういうことでまたお願いしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 毎年やっていくと、防災訓練もマンネリ化しているとの声も幾らかずつ聞かれております。いつ起きてもおかしくない災害に向けての対処できる体制をお願いし、2件目の防災無線難聴地区についてお伺いいたします。

昨年3月定例会の一般質問でも、同様の質問をさせていただいております。難聴地域を調査し、調整も行われていることと思われまます。気象条件などにより変化しているとも思われまます。ことし10月の区長会と議会との懇談会の中でも、防災無線が聞こえないとの意見が出されております。区長会での情報提供をいただき、難聴地区がなくなる努力が必要と思われまます。早急の改善をお願いし、2件目の防災無線難聴地域の改善の質問といたします。答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 防災無線の関係の御質問であります。

御指摘のとおり、毎年、区長会や自主防災会にお願いしながら調査をして、改善は図ってきておるところであります。特に、屋外広告につきましては、スピーカーの増設等を行っておるところでございます。しかし、屋外広告につきましては、近年、住宅事情が非常によくきておりますので、うちの中にいるとなかなか聞こえにくいという、こういう実態もあつたります。これは外で聞いていただくという、

こういうことでお願いしておるところであります。

それから、個別受信機につきましては、これは本当に難聴地域がございます。特に、一番いけないのが沢尻地区の低い段でございます。これは、本当にどうしたらいいのかなという、こういうふうに思っておるところであります。その地域につきましても調査は進めております。再送信子局の移設か増設も含めて、検討をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

ただ、制度といたしまして、電波管理上、難しい問題もあるということでもありますので、その辺は御理解もいただいかなければならないというふうに思っております。何でも全てカバーするというのは、制約の中でやっていかなければなりませんので、なかなか難しい地域もあるなというふうに感じておるところであります。アンテナをつけていただければ一番いいわけでありませけれども、なかなかそれも壁に穴をあけたりとか、いろんなそういう状況もありまして、進んでいないというのが実態であります。そういった理解をどう進めていくのか、その辺もこれからの課題となっております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、都志議員。

8番（都志今朝一） 災害時には大切な広報手段であります。難聴地区のなくなることをお願いし、以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、8番、都志今朝一議員の質問は終わります。

2日間にわたり通告のありました8議員の一般質問は終わります。

なお、あす13日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前10時20分

議 事 日 程 (第4号)

平成25年12月13日(金曜日) 午後3時00分 開議

第1 陳情の採決(審査結果の委員長報告)

第2 発議第1号～発議第3号 提
案～採決

第3 議案第1号～議案第3号、議案第5号～議案第7号 討
論～採決

第4 継続調査事項の採決

○出席議員（10名）

1番	百瀬輝和	6番	丸山豊
2番	久保村義輝	7番	山口守夫
3番	山崎文直	8番	都志今朝一
4番	小坂泰夫	9番	唐澤由江
5番	加藤泰久	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	子育て支援課長	有賀由起子
副村長	原茂樹	産業課長	唐澤孝男
教育長	征矢鑑	建設水道課長	出羽澤平治
総務課長	松澤伸夫	教育次長	田中聡
会計管理者	中尾由美子	代表監査委員	有賀松雄
財務課長	山崎久雄	教育委員長	清水篤彦
住民福祉課長	清水麻男		

○職務のため出席した者

議会事務局長	堀正弘
議会事務局次長	城取晴美

会議のてんまつ

平成25年12月13日

午後3時00分 開議

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕こんにちは。〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 小雪の舞うような寒い日になりましたが、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。久保村議会運営委員長。

議会運営委員長（久保村義輝） 議会運営委員長報告をいたします。

本日、意見書案が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定したので報告いたします。

意見書案3件が提出されておりますので、本日の会議日程といたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、意見書案3件を本日の会議日程といたします。

これから陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

山崎総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） それでは、陳情第7号「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」に対する総務経済常任委員会の審査結果を報告いたします。

総務経済常任委員会では、12月2日と12月6日の2日間にわたって、この陳情に対して審議をしたところであります。初日の12月2日には、提出者の上伊那医療生活協同組合から提出の案の説明を受けて、審議をしたところであります。しかしながら、国会でも非常に混乱している状況の中での陳情の内容でありまして、審議の内容も時間的に不足をしていると、こういうことの中で結論が出ず、12月6日に再度、午後から審議をしたところであります。その間に、国会では、この案が採決されているという状況の中でありました。そうした中で、委員の中からも非常に中身について不透明な部分があると、こういうことではありますが、国会の中で採決をされたという事実もありますので、委員会の採決の結果としましては、4人出席中、委員長を除く3人で、意見書を採択するというのに1名、何らかの形で意見書を出したほうが良いという少数意見も含めながら趣旨採択ということに2名の賛成が得られまして、委員会の結果としては、この陳情について趣旨採択という結論に達しましたので報告をいたしたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する陳情第7号「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 今の委員長報告、済みません、採択、趣旨採択、ちょっと人数がよくわからなかったなので、もう一度報告をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 山崎委員長。

総務経済常任委員長（山崎 文直） この陳情どおりに意見書を採択するという案に賛成が1人、趣旨採択ということで2人ということで、2対1という数字でございます。出席は4人で、委員長を除く3人の採決の結果であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、陳情第7号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） 私は、委員会の中で、この陳情を採択すべきということで発言したんですが、結局、きょうの提起になるということで、もう既に廃案ということをする場面ではありませんので、今の委員長報告のように、趣旨採択について同意をいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに意見はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第7号「特定秘密保護法制定に反対する陳情書」は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

次に、福祉教育常任委員会付託の陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

丸山福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（丸山 豊） 福祉教育常任委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

陳情第8号「生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書」につきまして説明を申し上げます。

去る12月2日、当委員会を開催し、委員5人出席のもと、陳情者と清水住民福祉課長の同席をいただき、慎重に審査いたしました。お手元に配付のとおり、採択すべきものと決定いたしました。内訳は、採択3名、不採択1名であります。この陳情書の主な内容は、生活扶助基準は、個人住民税の非課税限度額をはじめ、最低賃金、就学援助等の基準を決める際にも用いられていることから、国民の最低限度の生活を保障するためには、生活扶助基準の引き下げを見直し、生活困窮者が安心して生活できる生活保護制度の整備を求めるというものであります。審査の中で、不正受給は厳格に対処する必要があるが、同じ地域で暮らす生活困窮者は増加中であり、生活費などを考慮すれば見直しは必要であるとの賛成意見と、物価スライドを適応しての引き下げであることから、社会保障制度全体で考えるべきとの理由で反対という意見がありました。

以上、報告であります。

議長（原 悟郎） これから、委員長報告に対する陳情第8号「生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第8号の討論を行います。

討論はございませんか。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 1番、百瀬輝和です。

私は、この意見書に反対をしたわけなんですけど、そもそも、この生活保護制度の見直しをされたということについてですが、今回見直しをされたのが、やはり前回の平成20年の見直しから、今回までの物価の状況を勘案した見直しだということと、あとは、今回の見直しの中で、一番何が言われているかということ、やはり自立できるシステムをつくっていく必要があるということで、自立できる方は自立して、就労支援、自立支援をしていく取り組みが言われております。また、就労困難な方については、別途、支援をするというふうな流れです。その中で、この内容の非課税限度額については、平成20年度については影響はしておりません。26年度以降については、税制改正において対処すると。最低賃金についても、全国的には今、上がっております。ですから、意見書とすれば、私は社会保障全体のあり方について言うべきであって、生活保護というのは最後の大切なセーフティーネットになるわけ

なんですが、ここで言っている就労援助だとか、保険料の免除についても影響しないような対応基準として考えられております。今、社会保障制度改革、国民会議で社会保障のあり方を議論しているわけなんです、来年の4月から消費税も8%に上がるという中で、その税金が国民が公平感を持って暮らせるような社会保障制度にするべきだという意見書であるべきだという考えで、私はこの部分的な部分については反対です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第8号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第8号「生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める陳情書」は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで意見書案が提出されておりますので、会議日程といたします。

発議第1号「生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について趣旨説明を求めます。4番、小坂泰夫議員。

4番（小坂 泰夫） 生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書について、意見書を読み上げて趣旨説明とさせていただきます。

政府は、生活保護制度の見直しの中で、期末一時扶助を含む生活扶助基準について、平成25年度から3年間で段階的に7.3%の引き下げを決定し、8月分から生活保護費が縮減されました。

生活扶助基準は、個人住民税の非課税限度額をはじめ、最低賃金、就学援助等の基準を決める際にも用いられており、国民の最低限度の生活を守る社会制度の要であることから、生活扶助基準が引き下げられることとなれば、国民の生活水準のさらなる低下につながることを懸念されます。

生活保護制度は、憲法第25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具現化したものであり、今回、政府の示した生活保護基準の見直しは、憲法が保障している生存権の趣旨に反するものと言わざるを得ません。

よって、政府におきましては、国民の最低限度の生活を保障するため、生活扶助基準の引き下げを見直し、生活困窮者が安心して生活できる生活保護制度を整備するよう求めます。

以上、皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） これから、発議第1号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対は。

1番、百瀬輝和議員。

1番（百瀬 輝和） 百瀬輝和です。

私は、先ほども言ったように反対です。というのは、今回の改正の推進法によりますと、先ほども言いましたが、世の中の公平なのかどうなのかということの見直しがされております。また、一律で支給されていた扶助費については、やはりその世帯に合った支給をするべきだろうということで、生活保護を受けている世帯の中では、上がっている世帯もあります。全体的には下がっているんですが、ここに書いてある7.3%というのは、一番上限の方たちで、その上限の方たちは二、三%しかいません。ほとんどの70%以上の世帯が、0%から4.7%の間に入っているということです。

それで、今回の見直しの中で、先ほども言いましたが、自立支援、就労支援というのが主に注目されております。それと、支給金額の生活保護費の中で、2分の1が医療費に使われているんです。その医療費の中で、後進医薬品、世間で言うジェネリック医薬品なんです、それがほとんど使われていないという調査結果が出ております。全国的には23%のジェネリック、後発の医療品のシェアがあるんですが、生活保護世帯では8%ぐらいしかなくて、それも見直しをしようということで法律で書かれております。

それから、今回のポイントは、医療の関係と、あとは公平感、物価の動向に勘案した見直し、そういう中で見直しをされていますので、私はやはり世の中のセーフティーネット、大変大切な制度だと思いますが、この1個に限って言うのではなく、やはり社会保障全体が、日本の国として将来を見据えた中の継続可能な保障制度にするべきなんだろうなという思いがあります。ですから、下げれば良いという意見ではなくて、生活保護もそうだし、最低賃金の方たちもそうです。最低年金の方たちは、今の生活保護の世帯よりかは低い暮らしをしているわけですから、そういう中で、やはり全体的な見直しをかけていくというのが大事なんだろうなと。

ですから、南箕輪村の議会として意見書として出すなら、社会保障全体を視野に入れながら出すべきということで、今回の意見書には反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

2番、久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） 私は、この意見書に賛成をする立場から討論します。

今、政府は、次から次と、弱者に対する支援をいろいろな理由とつけて打ち切っております。そして、生活保護もなかなか受けさせない、このような瀬戸際作戦が行われております。また、この指数の取り方もおかしいのではないかということも新聞報道されております。このような点から、こういう弱者をいじめるのではなく、セーフティーネットをさらに拡充する、こういう立場から社会保障を考えるべきであります。

以上、意見書に賛成をいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第1号「生活保護制度の生活扶助基準引き下げの見直しを求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第2号「特定秘密保護法案の強行採決に抗議し廃止を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。堀事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

9番、唐澤由江議員。

9番（唐澤 由江） 特定秘密保護法案の強行採決に抗議し廃止を求める意見書。

余りにも強引なやり方であり、世論調査で7割の方が不安や廃止を求めているこの法律に対し、意見書を読み上げて説明といたします。

去る12月6日に、国会で強行採決された「特定秘密保護法」は、秘密の範囲が曖昧で、国民が接した情報が特定秘密かどうかともわからず、公務員のみならず、一般国民までもが処罰の対象となり得る中身であり、国民の中に批判と不安の声が広がっている。

福島市での公聴会をはじめ、圧倒的多数の世論が、慎重審議、廃案を求めている中、わずか1カ月余りの審議で、衆参両院委員会及び本会議全てで強行採決をしたことは、余りにも審議不十分であり、大変遺憾である。

質疑の答弁においても、担当大臣と閣僚、提案者が幾度となく食い違うなど、法案の秘密の範囲や指定期間、処罰の対象が際限なく、恣意的に拡大されていく危険性を含んでいる。

国民が本来有している知る権利についても、安倍首相が「国民の知る権利や報道の自由は十分尊重する」と答弁するにとどまっている。

報道機関の取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰される恐れがあり、報道機関を萎縮させ、国民主権の根本にかかわる国民の知る権利が侵害され、脅かされようとしている。

よって、南箕輪村議会は、同法案の強行採決に抗議し、同法の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

御賛同お願いいたします。

議長（原 悟郎） これから、発議第2号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、発議第2号「特定秘密保護法案の強行採決に抗議し廃止を求める意見書」は否決されました。

発議第3号「特定秘密保護法の必要な修正を早急に行うことを求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（堀 正弘） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 特定秘密保護法の必要な修正を早急に行うことを求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

衆議院本会議、また参議院本会議において、特定秘密保護法が採択、成立しました。この法律を評価はするものの、多くの国民は運用面で不安を感じており、マスコミ各紙の世論調査でも、7割からの人が不安を感じており、賛成者の3分の近くの方が修正を望んでおります。多くの国民が不安を抱いている以上、当議会としても無視はできません。丁寧な説明、また修正を求めることで意見書を提出するものです。

修正項目としまして、まず第一に、特定秘密対象となる情報を防衛、外交、スパイ行為などの特定有害活動防止、テロ活動防止の4分野の安全保障上必要なものに限定すること。憲法21条の「表現の自由」の中で保障されている「国民の知る権利」を尊重すること。外部有識者による、独立して検証できる第三者機関を設置するということです。

詳しくは意見書を確認の上、賛同をお願いするところであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上です。

議長（原 悟郎） これから、発議第3号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、久保村義輝議員。

2番（久保村義輝） ただいま趣旨説明のありました中で、下にあります3項目の1については、この4分野に限定することというふうにあります。これは既に、特定秘密保護法として四つの分野に限るということが条文上言われていると思いますが、ここで言われている限定することというのは、もっともっと幅広いものが規制をされているという立場から述べられていると思いますが、どのような状況なのかお聞きいたします。

また、2については、表現の自由は保障しなければならない、国民の知る権利も尊重しなければならない、これは法律の中に文章としては書き込まれておりますが、これが実際には保護されない、こういう立場から今、批判が出ているんですが、この2についての内容をお聞きいたします。

また、3について、この有識者会議は、第三者機関として設置をするということは論じられておりますが、この第三者機関といえども、秘密の中身をチェックすることができない、こういう設定がされておりますので、この第三者機関を設置するからいいのだということは、実際、国民の権利を守らない、こういうふうには考えませんが、この三つについてお願いいたします。

議長（原 悟郎） 7番、山口守夫議員。

7番（山口 守夫） 最初の1、2なんですが、いい質問だと思いますけれど、私もわかりません。わからないから、この意見書の中で丁寧な説明をしてほしいと、そういう意見書であります。

それと、第3の外部の有識者の機関というものも、今いろいろ審議されている中では、確かに今言われたような形で、細かいことがわからないわけです。そういう形で、我々は、ある程度、内閣を外れた形での第三者機関を要求しているわけで、これは細かい形での詳細にわたってできるということは国会で審議していただければいいことだと思っております。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対ですか。

久保村義輝議員。

2 番（久保村義輝） ただいまの質疑を通して明らかなように、この成立したという特定秘密保護法は、言葉としては4分野に限る、秘密は4分野に限ると言いながら、国民の全ての場面に、情報に接したことが、その情報が特定秘密であるということに知らずに接しても罰せられる、このような非常にひどい悪法であります。そして、憲法で保障されている表現の自由や国民の知る権利すら抑圧をする、考えられない、本当に悪い法律であります。さらに、外部の人を使って、第三者機関として検証をするという中身、運用がうまくいっているかという程度のことしかできない。秘密指定したものがどのように保護されて、国民に対する権利がどのように侵害されているか、こういうことは全く検証できない。このようなでたらめな決まりを法律に盛り込んでいる。これはまさに廃止するしかない、こう私は考えます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9 番 唐澤由江議員。

9 番（唐澤 由江） 先ほども言いましたように、チェックの仕組みが不十分だということと、消費増税を前に、本当はこの特定秘密法案などを考えているよりは、本来は国民の生活をどう守るかを議論すべきだったのではないかなということと、アメリカも心配してるこの強硬なやり方、それからこの特定秘密保護法のとても危険な思想、こういったものが本当に昔の治安維持法とか、そういったことまでも思い起こさせるような、本当に不安な状況ではないかと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

1 番、百瀬輝和議員。

1 番（百瀬 輝和） 私はこの意見書に賛成です。この1番、2番、先ほどあったんですが、法律上の文面では4項目、あとは別表で23項目指定をされております。ただ、国民の中では、それを恣意的に大きく解釈しちやう運用上可能性があるんじゃないかというお声があります。その中で、やはりしっかりと法律上、きちんと運用できるような法律にしていかなければいけない、また丁寧な説明もしていかなければいけないということで私は賛成しております。

また、先日、村長も言われていたと思いますが、公務員の方たちには守秘義務という法律がついております。国家公務員についても国家公務員法、自衛隊員についても自衛隊法、あとは地方公務員なら地方公務員法、お医者さんについては刑法等

がついております。そういう中で、守秘義務という法律もあるんですが、それはすぐこの秘密法案以上に拡大解釈ができる法律になっております。罰則についても、明確になっていない部分があります。自衛隊については、かなり秘密が漏えいした事件が今まであります。本当に大切な日本国民を守っていく上では、やはりしっかりと法整備をして、海外からの情報も得なければいけない。ことしの初めにあったナイジェリアの事件にしても、イラクの事件にしても、やはり外部からの情報というのが日本は不可欠なものになってきます。そういう中で、やはりしっかりと法整備をする中で、国民の生命、財産を守っていくということは大切なんだろうと思います。

また、知る権利についても、不当な業務という21条に書かれているんですが、それは憲法の35条とあわせた知る権利、報道の知る権利という部分にかぶってきております。そういう中で、しっかりと法律の運用ができるような形でもっていかなければいけないということで、やはり必要な法律なんだと思いますので、考えますので、その中でしっかりと運用ができる形をつくるということで、今回の意見書を出させていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第3号「特定秘密保護法の必要な修正を早急に行うことを求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

これから議案の討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村文化財保護条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「南箕輪村文化財保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第5号「平成25年度南箕輪村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「平成25年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第7号「平成25年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで村長の挨拶を求めます。唐木村長。

村 長（唐木 一直） 12月議会定例会、12日間の会期、お疲れさまでございました。また、全議案、可決決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見や御提言は、今後の行政執行、村づくりに生かしてまいります。

平成25年度も3カ月半となつてまいりました。田畑公民館や役場庁舎の増改築は、年度内竣工に向けて努力をしております。また、計画しました事務事業の着実な推進に努めてまいります。

今、平成26年度の予算編成作業を行っておりますが、消費税増税の地方への影響、地方交付税の動向、また他の税制改正の状況、不透明なところがあり、先が読めない中で編成となっております。国の動向を注視しながら、的確な予算編成に努めてまいります。

また、歳出は、人口増加に対する施設不足の解消、生活関連道路の整備促進、防災関連事業に重点を置き、伊那消防署の庁舎建設もあり、厳しい中にも積極的な予算案としてまいります。また、住民の暮らしやすさを追求していく予算案ともしてまいりたいと考えております。

来年の2月には、議会でもお認めをいただきました南箕輪村の日制定記念事業が行われます。村民の皆様方が、ふるさとについての理解と関心が深まり、ふるさを愛する日にしていかなければなりません。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。また、村民の心が一つになるような日にしてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

これから、本格的な冬に向かってまいります。現在の長期予報では、1月、2月は、気温、降水量とも平年並みか、平年より低い確率となっており、また平年に比べて晴れの日が多いとされております。今年度から、除雪ボランティア組織が構築されました。しかし、大雪にならないことを願っておるところであります。

ただいま、特定秘密保護法案の活発な議論が行われました。やはり、私も早急な審議であったというふうに思っております。慎重な運用を、そして国民に丁寧な説明をしていく必要があるのではないかと思っております。そんな点は、この席で申し上げておきたいと思っております。

慎重な御審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、2014年が村にとりまして、村民の皆様方にとりまして、希望が持てるような年になりますようお願いながら、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 12日間の定例議会、大変御苦労さまでした。本年も残すところわずかになりました。これから対外的な組合議会をはじめ、年末年始にかけて何かと御多忙のことと思っておりますが、健康には十分留意され、御活躍を御祈念申し上げます。これをもちまして平成25年第4回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

事務局長（堀 正弘） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時48分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員